

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 3 月 4 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹

1 工事概要

- (1) 工 事 名 通信不感対策設備撤去工事(令和 7 年度)
- (2) 工事内容 特記仕様書及び共通仕様書のとおり。
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 2 8 日
- (4) 入札方法 入札金額は、工事に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) その他 本工事は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。
本工事は、週休 2 日を推進するため、原則、4 週 8 休以上の現場閉所を実施する発注者指定方式の工事である。

2 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限（令和 7 年 3 月 1 9 日）において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、入札を辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札（見積）者に対する指示書第 2 第 2 項の定め抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 令和 05・06 年度に有効な環境省参加資格（「建設工事等」における「電気設備工事、等級：A、競争参加地域：東北」）において、競争参加資格確認申請書の提出期限（令和 7 年 3 月 19 日）までに資格を有する者であること。ただし、令和 07・08 年度に有効な同条件の資格を引き続き入札日までに取得すること。
- (10) 令和 2 年度以降に、電気設備工事又は電気通信設備工事の業務実績を有する者であること。

3 発注手続等

(1) 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 4 階
中間貯蔵・環境安全事業株式会社管理部契約・購買課 奥村
TEL03-5765-1916 E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

(2) 発注説明書の入手方法

JESCO ホームページよりダウンロード

https://www.jesconet.co.jp/bid_contract/bid/index_consultant.html

※当社では発注説明書の交付はしないので注意すること。

(3) 本業務においては、入札説明会を開催しない。

(4) 競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和 7 年 3 月 4 日(火)から令和 7 年 3 月 19 日(水)まで。

上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日 10 時から 12 時及び 13 時から 16 時まで。

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 書面を PDF 化し電子メールで提出すること。(提出期限必着)

(5) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和 7 年 3 月 27 日(木)

通知方法 電子メールで通知する。

(6) 入札書の提出について

提出期限 令和 7 年 4 月 22 日(火) 16 時 00 分

提出場所 上記(1)に同じ。

提出方法 持参又は郵送(提出期限必着)

(1 回目のみ、2 回目以降は電子メールを送信後、原本を郵送)。

郵送する場合は、配達記録が残る方法に限る。

(7) 開札の日時及び場所

日 時 令和 7 年 4 月 23 日(水) 10 時 30 分

場 所 上記(1)に同じ。

※立会方式の開札を実施しない。

開札日当日の手順については、入札(見積)者に対する指示書に定めるとおりとする。

4 その他

(1) 入札保証金 免除。

ただし、入札保証保険証券を開札時まで、3(1)に示す担当部局まで、持参又は郵送により提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額(入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。)の 100 分の 5 以上とする。

(2) 契約保証金 契約金額の 10%以上。

ただし、銀行、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証証券契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

(3) 入札の実施 競争参加資格者により入札を行う。

(4) 契約者の決定方法

①中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

②「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

④調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、以下の内容を反映すること。

監督強化の一環として、低入札調査時の確認事項と業務実績の整合性等を確認するために実施する「中間検査」を受けること。

(5) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要（本件は電子契約を推奨する。）

(7) 詳細は発注説明書による。

通信不感対策設備撤去工事(令和 7 年度)

(配布資料)

1. 「発注説明書」(別紙を含む)	9 頁
2. 「現場説明書」	2 頁
3. 「入札(見積)者に対する指示書」(別添を含む)	2 3 頁
4. 「工事請負契約書(案)」	2 7 頁
5. 「特記仕様書」(表紙を含む)	6 2 頁
6. 「共通仕様書」(表紙を含む)	1 9 頁
7. 「競争参加資格確認申請書」(様式 1 を含む)	2 頁

= 参考資料 =

積算参考資料	1 頁
--------	-----

発 注 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が発注する通信不感対策設備撤去工事(令和7年度)に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年3月4日

2 契 約 職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 契約職取締役 永野 直樹

3 業務概要

- (1) 工 事 名 通信不感対策設備撤去工事(令和7年度)
- (2) 工 事 内 容 特記仕様書及び共通仕様書による
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年2月28日
- (4) 入 札 方 法 入札金額は、工事に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) そ の 他 本業務は競争参加資格を確認のうえ、入札の参加者を選定し発注するものである。
本工事は、週休2日を推進するため、原則、4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定方式の工事である。

4 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和7年3月19日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から、指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、入札を辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札（見積）者に対する指示書第2第2項の定めに抵触するものではないことに留意すること。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

- 4) 組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」とい

う。)を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 令和 05・06 年度に有効な環境省参加資格(「建設工事等」における「電気設備工事、等級：A、競争参加地域：東北」)において、競争参加資格確認申請書の提出期限(令和 7 年 3 月 19 日)までに資格を有する者であること。ただし、令和 07・08 年度に有効な同条件の資格を引き続き入札日までに取得すること。

(10) 令和 2 年度以降に、電気設備工事又は電気通信設備工事の業務実績を有する者であること。

5 担当部課

〒105-0014 東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル 3 号館 4 階

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部契約・購買課 奥村 TEL 03-5765-1916

E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

6 競争参加資格確認申請書の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(2) 競争参加資格確認申請書及び確認資料の提出期限及び提出場所等

① 提出期間：令和 7 年 3 月 4 日(火)から令和 7 年 3 月 19 日(水)まで
上記期間の土曜日及び日曜日を除く毎日
10 時から 12 時及び 13 時から 16 時以下同じ。

② 提出場所：5 に同じ。

③ 提出方法：書面を PDF 化し電子メールで提出すること。(提出期限必着)

(3) 競争参加資格確認申請書及び確認資料

競争参加資格確認申請書及び確認資料は、別記様式により作成すること。

(4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法

通知予定日 令和 7 年 3 月 27 日(木)

通知方法 電子メールで通知する。

(5) その他

① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。

- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限：令和7年3月31日（月） 12時まで。
 - ② 提出場所：5に同じ。
 - ③ 提出方法：書面は、押印後のものをPDFに変換して電子メールにより提出すること。（提出期限必着）
※原本は後日提出すること。
- (2) 契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和7年4月7日（月）までに書面により回答する。

8 発注説明書に対する質問及び回答

- (1) 本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い、書面（別添「質問・回答書」）により提出すること。
 - ①提出期間：[競争参加資格に関するもの]
令和7年3月4日（火）から令和7年3月7日（金）16：00まで。
[発注内容に関するもの]
令和7年3月27日（木）から令和7年4月1日（火）16:00まで。
 - ②提出場所：5に同じ。
 - ③提出方法：書面はPDFに変換して電子メールにより提出すること。（提出期限必着）
 - (2) (1)の質問に対する回答は、次のとおりとする。
- [競争参加資格に関するもの]
閲覧期間 令和7年3月14日（金）から令和7年3月19日（水）
回答方法 閲覧により回答する。（希望者には電子メール送信）
回答場所 5に同じ。
- [発注内容に関するもの]
回 答 日 令和7年4月14日（月）
回答方法 電子メールにより回答する。
※競争参加資格を認められた者に対して回答。

9 入札書の提出について

- (1) 提出期限 令和7年4月22日（火） 16時00分
- (2) 提出場所 5に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
郵送する場合は、配達記録が残る方法に限る。

(4) その他 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

10 開札の立ち会い等について

立会方式の開札を実施しない。

※開札日当日の手順については、入札（見積）者に対する指示書に定めるとおりとする。

11 開札の日時及び場所等

(1) 日時 令和 7 年 4 月 23 日（水）10 時 30 分

(2) 場所 上記 5 に同じ。

12 入札方法等

(1) 入札書は、持参または郵送すること。（1 回目のみ、2 回目以降は電子メールを送信後、原本を郵送）。

(2) 入札金額については、業務 1 式あたりの金額を記載すること。

(3) 入札において予定価格を下回る入札者がいない場合は、最低価格入札者と見積合せを行う。

13 入札保証金

免除。ただし、入札保証保険証券を開札時まで、5 に示す担当部局まで持参又は郵送により提出することとする。この場合の保証金額は、入札金額（入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額）の 100 分の 5 以上とする。

14 契約保証金

工事請負契約書（案）による。この場合の保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 以上とする。

15 工事費内訳書の提出

(1) 第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式は任意、押印省略）を入札書提出までに提出すること（要封かん）。

(2) 工事費内訳書は、商号又は名称並びに住所、工事名を記載し提出すること。

(3) 工事費内訳書の内容は、摘要、単位及び数量に対応する単価及び金額を表示したものとする。

(4) 提出された工事費内訳書は返却しないものとする。

(5) 契約担当者等又はこれらの補助者は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が別表のいずれかに該当するものについては、

原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

別表

1 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 内訳書に押印が欠けている場合
	(5) 内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手して使用している場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合
	(2) 仕様書、発注説明書又は指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
3 添付すべきではない書類が添付されていた場合	他の工事の内訳書が添付されていた場合
4 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
5 その他未提出又は不備がある場合	(1) 法定福利費の記載がない場合

16 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、競争参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の行った入札並びに別添「入札（見積）者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を契約者としていた場合には契約決定を取り消す。

なお、契約職により競争参加資格のある旨確認された者であっても、入札執行の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの、その他 4 に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

17 落札者の決定方法

(1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他

の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

(3) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

(4) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、以下の内容を反映すること。

監督強化の一環として、低入札調査時の確認事項と業務実績の整合性等を確認するために実施する「中間検査」を受けること。

※ 低入札の基準については下記 URL から確認できます。

<https://www.jesconet.co.jp/content/000004034.pdf>

(5) 帰還困難区域に入域及び作業をする車両については、原子力災害対策特別措置法第26条第2項に基づき一時立入りに関する事前申請を行う必要があることから、当該業務の契約予定者は、契約者決定後に当社から提供する所定の書式に必要な情報を記載の上、落札後すみやかに電子データにて提出すること。なお、書式に記載する情報は下記のとおり。

- ・全現場作業所所属会社名
- ・作業所氏名（運転免許証記載字体）
- ・運転するか否かの区分
- ・連絡先（携帯電話等）
- ・立入期間及び立入場所（町名）
- ・車両（メーカー・車名・色・ナンバー）
- ・スクリーニング場所（詳細は業務担当と要相談）
- ・通過ゲート及び通過時刻
- ・契約業務名

提出された情報については、帰還困難区域一時立入申請にのみ使用するものとする。

(6) 業務を行うにあたり、現場での作業に従事する者（以下、「現場作業員」という。）に身分証明書を発行する必要があることから、当該業務の契約予定者は、落札後すみやかに下記3点を電子データにて提出すること。

①顔写真入り公的身分証明書の写し（運転免許証を想定。裏面備考欄に記載がある場合は裏面の写しも必要）：PDF形式の画像ファイル

②顔写真：JPEG形式の画像ファイル

③名簿：当社から提供する所定のファイルに必要な情報を記載したもの
提出されたデータについては、身分証明書の発行にのみ使用するものとする。
期日までに全現場作業員のデータを準備できない場合は、契約日から業務にあたる
現場作業員分について先に提出し、未定の現場作業員分は追加提出として対応する
こと。

※上記(5)及び(6)の提出が間に合わない場合は、(5)を優先させること。

(7) 現場作業員には契約日から現場作業に従事できるよう下記の教育から検診等を予
め行っておくこと。

- ・入所時安全教育（JESCO 社員が実施）
- ・帰還困難区域一時立ち入り申請
- ・業務開始前一般検診・電離検診受診
- ・除染等業務特別教育または特定線量下業務特別教育等

18 契約書作成の可否等 要（本件は電子契約を推奨する。）

19 支払条件

前払金	部分払	完成払
有り	無し	有り

20 再苦情申立て

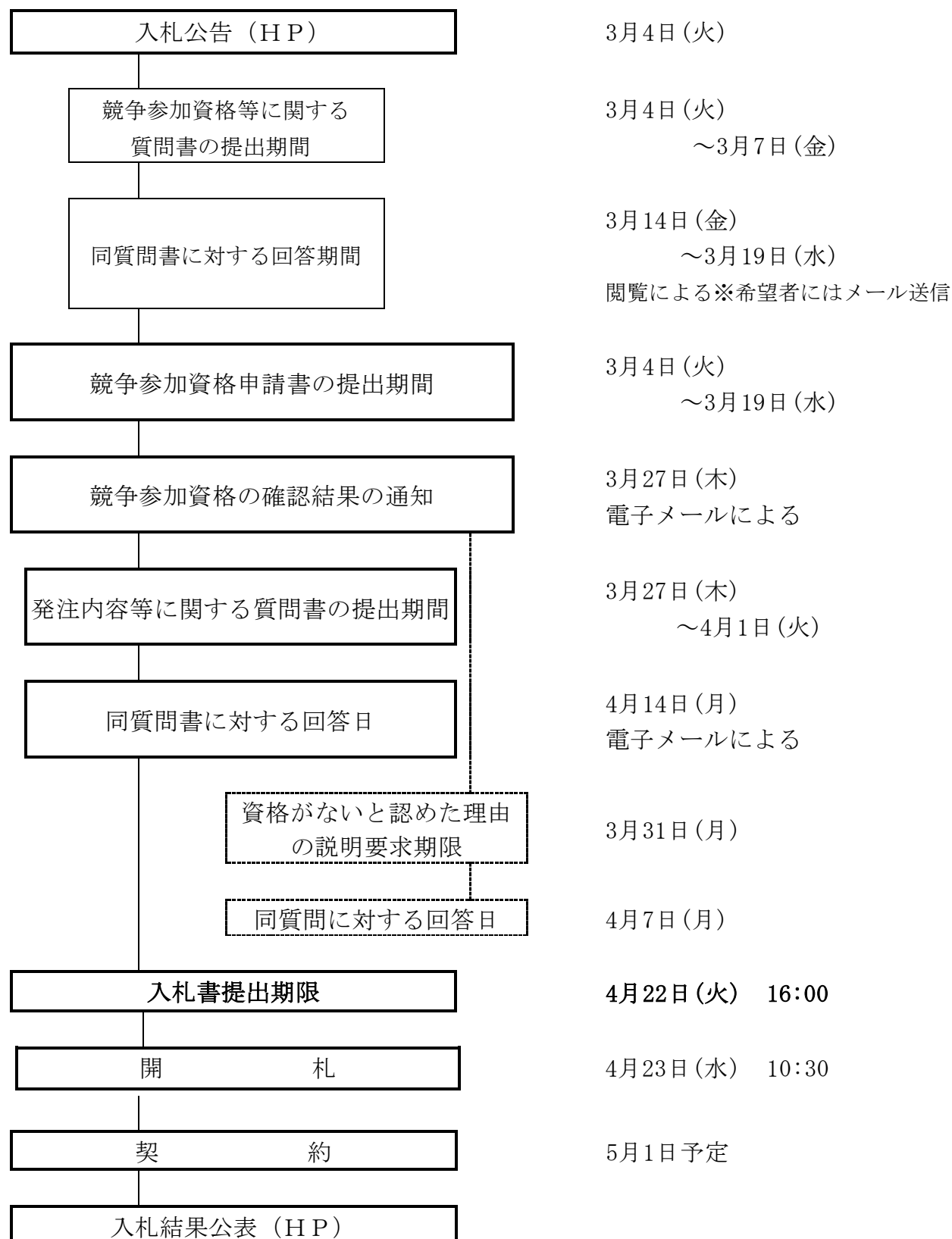
中間貯蔵・環境安全事業株式会社の契約職からの競争参加資格が無いと認めた理由の
説明に不服がある者は、上記 7 (2) の回答を受けた日から 7 日（休日を含まない）以内
に書面により、契約職に対して再苦情の申立を行うことができる。当該再苦情の申立に
ついては、入札監視委員会が審議を行う。

21 別添

- (1) 現場説明書
- (2) 入札（見積）者に対する指示書（質問・回答書を含む）
- (3) 工事請負契約書（案）
- (4) 特記仕様書
- (5) 共通仕様書
- (6) 競争参加資格確認申請書

「発注手続日程（予定）」
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

別紙



※期間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10～12 時及び 13～16 時。
※質問がある場合は、提出期限までに質問書を電子メールで送信すること。

現 場 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名 通信不感対策設備撤去工事(令和7年度)

工 期 契約締結日の翌日から令和8年2月28日まで

上記業務につき下記のとおり説明する。この説明は、契約仕様書等と同様の効力を有するものとする。

1. 入札（見積）は「入札（見積）者に対する指示書」の定めるところに従って行なう。
2. 質問回答は、別紙「質問・回答書」により行うものとする。

【競争参加資格に関するもの】

（1）質問書提出期間

令和7年3月4日（火）から令和7年3月7日（金）16：00まで。

上記期間の毎日10時から12時及び13時から16時まで。以下同じ。

（2）提出方法 書面はPDFに変換して電子メールにより提出すること。（提出期限必着）

（3）質問書提出場所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部契約・購買課

[TEL:03-5765-1916](tel:03-5765-1916) E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

（4）質問書に対する回答閲覧期間

令和7年3月14日（金）から令和7年3月19日（水）

（5）回答閲覧場所

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

※希望者には電子メール送信

【発注内容に関するもの】

（1）質問書提出期間

令和7年3月27日（木）から令和7年4月1日（火）16：00まで。

（2）提出方法 書面はPDFに変換して電子メールにより提出すること。

（3）質問書提出場所 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 管理部契約・購買課

[TEL:03-5765-1916](tel:03-5765-1916) E-mail:keiyaku-1@jesconet.co.jp

（4）質問書に対する回答日

令和7年4月14日（月）

（5）回答方法 電子メールにより回答。

（6）その他 本工事は、現場閉所により週休2日を確保する「週休2日制工事（現場閉所型）発注者指定型」の対象工事である。入札時においては、当初の予定価

格から現場施工期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

- ①週休 2 日の実施本工事において、4 週 8 休以上の現場閉所を実施するために、施工計画書（当初）に具体的な実施日、取り組み方針等を記載し提出すること。週休 2 日の考え方は、当該工事の工期内における対象期間内で、4 週 8 休以上の現場閉所（現場閉所率 28.5%以上※）を行った場合を指し、土日の現場閉所など 1 週間当たり 2 日の休日を確保することではない。この場合の対象期間とは、契約工期から以下の期間を除いた期間とする。

※達成確認は通期換算

（週休 2 日対象期間の休日日数／年末年始休暇等を※除いた週休 2 日対象期間）＝0.285 以上

※対象期間は下記期間を除くものとする。

- ・年末年始休暇、夏期休暇。
- ・本工事の工場製作のみを実施している期間。
- ・工事全体を一時中止している期間。
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当し、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など。

なお、降雨・降雪等により休工した場合も現場閉所とみなすこととする。受注者は対象期間中、休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議すること。また、毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）を記入し、監督員の確認を受けること。

- ②受注者は現場閉所実績報告書を作成し、監督員へ提出するものとし、現場閉所の達成状況を確認後、通期の 4 週 8 休に満たないものについては、通期の週休 2 日の補正係数を除した変更を行うものとする。なお、確認の経緯および結果については、打合せ議事録等を用いて記録するものとする。

③補正係数

本工事は、4 週 8 休以上の現場閉所を実施する工事として、以下の補正を計上しており、4 週 8 休以上の現場閉所ができなかった場合は、下記補正係数を減額変更する。

（下記比率で積算した項目全てが×1/1.02～1.03の減額変更の対象となる。）

なお、施工計画書（当初）に記載した閉所予定日に加え、降雨・降雪等による休工以外で現場閉所を行った場合の扱いについては受発注者間で協議することとする。

【労務費】	1.02
【機械経費（賃料）】	1.02
【共通仮設費】	1.02
【現場管理費】	1.03

以上

入札(見積)者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

※立会方式の開札を実施しない。

入札書、辞退書の提出方法及び期日については、別紙のとおり定める。

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前までに電話及び電子メールの送受信が可能な場所で待機すること。
- 3 入札書は別添様式第 3 号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、競争参加資格確認申請書により、会社に届け出た代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、別添様式第 1 号－1 の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第 1 号－2 及び第 2 号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。

- ② 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
- ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び工事費内訳書が封入された封筒を封入すること。
なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
- ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。
入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
- ① 入札又は見積り執行前にあつては、別添様式第 1 1 号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
- ② 入札又は見積り執行中にあつては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を別紙の方法により電子メールで送信する。
入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、工事費内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争（指名競争）における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合

- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は発注者の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

- 1 立会方式の開札を実施しない。
- 2 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札予定者とし、その者から工事コスト縮減に係る技術提案を求める場合にあっては、その内容等について協議を行うとともに、技術提案のない部分に係る施工方法等についても、工事コスト縮減に係る検討・協議を行い、落札予定者と合意した内容をもって当該落札予定者を落札者とする。
- 3 前号前段において、落札予定者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は落札予定者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき、若しくは正当な理由なく協議に応じない等落札予定者の対応が不誠実と認められる場合は、新たな入札手続を行う。
- 4 落札予定となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札予定者を決定する。くじの参加方法については、別途案内する。
- 5 開札の結果は電子メールにより通知する。
- 6 開札の結果、落札予定者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
- 7 再度の入札を行っても落札予定者がいない場合は、最低価格の入札をした者から順次見積合せを行う。
- 8 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。
- 9 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

第6 見積合わせの場合の準用

- 1 第1 から第5に規定する事項（第5 第3号を除く。）は、見積の場合に準用する。
- 2 見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

- 1 落札者は、発注者所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7 日以内に提出しなければならない。ただし、発注者の承諾をえて、この期間を延長することができる。
- 2 契約書を作成する場合において、発注者が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。
- 3 契約締結後 14 日以内に請負代金内訳書及び工程表を提出すること。
- 4 着工届は様式第4号により、現場代理人等届は様式第5号により、それぞれ提出すること。

第2 契約の保証

- 1 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下①から④のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金に係る保証金領収証書及び保証金提出書

[注] イ 保証金領収証書は、「（保証金取扱店名を記載すること。）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

ロ 保証金領収証書の宛名の欄には、「（出納命令職 役職 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ハ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ニ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ホ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保証金の払渡を求める旨の保証金払渡請求書を提出すること。

② 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

[注] イ 債務不履行により生ずる損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律 184 号）第2 条第4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

ロ 保証書の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名 を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ハ 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

ニ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ホ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

ヘ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ト 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6 カ月以上確保されるものとする。

チ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

リ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ヌ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

③ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

[注] イ 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

ロ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ハ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

ニ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1（低入札の場合は 10 分の 3）の金額以上とする。

ホ 保証期間は、工期を含むものとすること。

ヘ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ト 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

④ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

[注] イ 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

ロ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ハ 保険証券の宛名の欄には、「（代表取締役社長 氏名を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。

ニ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

- ホ 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1（低入札の場合は 10 分の 3）の金額以上とする。
- ヘ 保険期間は、工期を含むものとする。
- ト 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。
- チ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、発注者に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、（一部）完成届・完成届（様式第 6 号）を提出するものとする。
 - 2 目的物が完成し、発注者の検査に合格したときは、引渡書（様式第 7 号）を提出すること。
 - 3 前金払いがある場合は、契約締結後、前払金保証事業会社の保証書を寄託した場合において前払金支払請求書（様式第 8 号）による請求に基づき、契約額の 40 パーセント以内（ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については 10 パーセント以内）の額を支払うが、支払時期は発注者が別途指示する。
なお、工事中止を命じた場合は、前払金を返還させることがある。
 - 4 完成代金は、完成代金支払請求書（様式第 10 号）に基づき支払う。
 - 5 契約代金の支払は、支払代金振込依頼書（様式第 11 号）に明示した場所で行う。
- [注] 上記 3 の前払金については、契約仕様書等及び入札（見積）執行通知書を参照。

三 その他の事項

- 1 入札者及び見積者（以下「入札者等」という。）は、入札及び見積（以下「入札等」という。）の際又は速やかに、工事費内訳書（内訳書には工事仕様書で指定された事項及び、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること）を必ず提出すること。
- 2 入札者等は、入札等の執行後においては、本指示書、契約仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることとはできない。

(様式第1号－1)

(その1)

委 任 状

私は、(会社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

委任事項 入札（見積）に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所
名 称
会 社 名
代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号－2)

(その2)

委 任 状

私は、（支社名_____、所属部課名_____、
氏名_____）を代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

- 委 任 事 項
- 一 入札及び見積りに関すること。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 工事請負契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
 - 四 諸願届等に関すること。

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(その3)

委任状

私は、（支社名_____、所属部課名_____、
氏名_____）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

工 事 名

委 任 事 項 入札及び見積りに関すること。

復 代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

代理人

住 所
会 社 名
所 属
氏 名

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

工事名

入札（見積）者に対する指示書を承諾のうえ、上記の金額により入札いたします。

令和 年 月 日

住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

印

代理人
又は復代理人

住 所
会 社 名
所 属
氏 名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札書は封かんし、工事名を表記すること。

※代理人又は復代理人の場合、代表者の印はいらない。

入札（見積）書封かん例

（表面）

工事名	入札（見積）書
令和 年 月 日	
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 契約職取締役 殿	
入札者の名称	社名等

（裏面）

印
印
印

※工事費内訳書は別の封筒に入れ、会社名、工事名及び工事費内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

受注者 住 所
名 称
会 社 名
代表者氏名

着 工 届

下記工事は、令和 年 月 日着工するのでお届けいたします。

1. 工 事 名

2. 工事期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

担当者等連絡先 (※本事項の記載により代表印省略可)
部 署 名 :
責任者名 :
担当者名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

(様式第5号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹 殿

受注者	住 所
	名 称
	会 社 名
	代表者氏名

現 場 代 理 人 等 届

(現場代理人、管理技術者、総括技術者、監理技術者、責任技術者、専門技術者等)

下記工事の として を選任しましたのでお届けいたします。

1. 工 事 名

2. 請負代金額

3. 工 事 期 間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

担当者等連絡先 (※本事項の記載により代表印省略可)

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式第 5 号－ 2)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

工 事 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名

(様式第6号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹 殿

受注者

住 所

名 称

会 社 名

代表者氏名

(一部) 完 成 完 成 届

工事名

上記工事については、令和 年 月 日に

一部完成

いたしましたので

完 成

お届けいたします。

担当者等連絡先 (※本事項の記載により代表印省略可)

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

受注者	住 所
	名 称
	会 社 名
	代表者氏名

引 渡 書

工事名

標記工事については、令和 年 月 日に 一部完成 検査に合格いたしましたので、
完 成

これをお引渡しいたします。

担当者等連絡先（※本事項の記載により代表印省略可）
部 署 名：
責任者名：
担当者名：
T E L：
F A X：
E-mail：

(様式第 8 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹 殿

受注者

住 所

名 称

会 社 名

代表者氏名

印

適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号 [有] (T)

(登録済の場合は T で始まる登録番号を入力) [無]

(無しの場合は[有]に取り消し線を入力)

前 払 金 支 払 請 求 書

工 事 名

上記の工事について下記のとおり請求いたします。

記

金

(内消費税額 10 % : 円)

請負代金額	円
出来高予定額	イ 年度 円
	ロ 年度 円
工期 (期間)	令和 年 月 日～令和 年 月 日
年度前払金限度額	円
年度前払金保証金額	円
前払金請求書の出来高予定額に対する率	%
保証期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
保証会社名	
添付書類	前払金保証証書

(様式第 10 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹 殿

受注者

住 所

名 称

会 社 名

代表者氏名

印

適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号 [有] (T)

(登録済の場合は T で始まる登録番号を入力) [無]

(無しの場合は[有]に取り消し線を入力)

完 成 代 金 支 払 請 求 書

工事名

上記工事については、令和 年 月 日に完成いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金

(内消費税額 10% : 円)

請求金額内訳

契約金額 金 円

既受領額 金 円

今回請求額 金 円

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

契約職取締役 永野 直樹 殿

受注者

住 所

名 称

会 社 名

代表者氏名

印

適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号 [有] (T)

(登録済の場合は T で始まる登録番号を入力) [無]

(無しの場合は[有]に取り消し線を入力)

支 払 代 金 振 込 依 頼 書

工 事 名

支払区分

金 額

(内消費税額 1 0 % : 円)

上記工事について、下記のとおり振込戴きたくお願いいたします。

振込指定金融機関

預 金 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

(様式第 1 2 号)

開札立会申込書

工 事 名	
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	東京都港区芝 1 - 7 - 1 7 住友不動産芝ビル 3 号館 中間貯蔵・環境安全事業(株)
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	TEL 印

※注 郵便等による入札が認められた場合において提出のこと

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の
通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも 10 分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出
提出期限 令和 年 月 日 () 時
提出場所 東京都港区芝 1 - 7 - 1 7 住友不動産芝ビル 3 号館 4 階
中間貯蔵・環境安全事業(株) 管理部 契約・購買課
FAX 03-5765-1939 電話 03-5765-1916
提出方法 持参、郵送又は FAX

(様式第13号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

工 事 名

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書			
工事名			
会社名			
担当者名			
質問番号	仕様書頁	質 問	回 答

1. 質問がある場合はこの様式により質問を提出してください。
2. 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做します。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

開札手順

■入札書提出期限まで

入札参加者	JESCO
開札日当日の待機者の連絡先を提出（メール） （電話番号、メールアドレス）	

■開札日当日

開札（1 回目）

	入札参加者	JESCO
開札時間	※待機すること。（開札～結果通知まで）	1 回目開札結果のメールを送信 1 回目不落の場合は再度入札の時間をメールで送信する

再度の入札を行う場合（2 回目以降開札）

	入札参加者	JESCO
開札 10 分前	2 回目以降の入札書又は辞退書（押印済み PDF）のメールを送信 ※待機すること	
2 回目以降開札時間	※待機すること（開札～結果通知まで）	2 回目以降の開札結果をメールで送信

注 1：：落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、別途連絡する。

注 2：辞退する場合は、期限までに辞退する旨のメールを送信すること（その場合は辞退書を添付）。

注 3：PDF で送信した入札書及び辞退書の原本は、後日郵送すること。

注 4：メール送付先 E-mail: keiyaku-1@jesconet.co.jp

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 工 事 名 通信不感対策設備撤去工事(令和7年度)
- 1 工 事 場 所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町内の土壌貯蔵施設及び保管場等
- 2 工 期 自 令和7年 月 日
至 令和8年2月28日
- 3 工事を施工しない日 原則、4週8休。ただし、別に定める場合は、この限りではない。
- 4 請負代金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円)
- 5 契約保証金 第4条(契約の保証)による
- 6 支 払 条 件 完成払い。ただし、第35条の要件を満たす場合は前払金を請求することができる。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都港区芝一丁目7番17号	
	氏 名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
		契約職取締役 永野 直樹	印

受注者	住 所		
	氏 名		
			印

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）に定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。
- 13 違約金に関する特約事項（別紙）を定める。

(関連工事の調整)

- 第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

三 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

四 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第51条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号又は第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第38条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第5条の2 発注者及び受注者は、この契約の履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の履行に当たる受注者の使用人も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責めを免れない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の健康保険等加入義務等)

第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

二 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

三 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

一 受注者と直接下請契約を締結する下請負人次のいずれにも該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

二 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

イ 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

3 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号ロに定める期

間内に確認書類を提出しなかったとき受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額

- 二 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号ロに定める期間内に確認書類を提出しなかったとき当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更にしたときも同様とする。

一 現場代理人

二 (A) [] 主任技術者

(B) [] 監理技術者

(C) (削除)

三 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

[注] (B) は、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合に、(A) は、それ以外の場合に使用する。

[] の部分には、同法第26条第3項の工事の場合に「専任の」の字句を記入する。

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

- 第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者（監理技術者）又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（建築工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書で定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を、受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発

見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な

費用を負担しなければならない。

(著しく短い工期の禁止)

第21条 (削除)

(受注者の請求による工期の延長)

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本

国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予想することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 27 条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第29条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第54条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定す

る。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第26条から第28条まで、前条又は第34条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第32条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査員は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第33条 受注者は、前条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第34条 発注者は、第32条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3～7 削除

- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

第36条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更をした場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(部分払)

第38条 削除

(部分引渡し)

第39条 削除

(第三者による代理受領)

第40条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第33条（前条において準用する場合を含む。）又は第38条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第41条 受注者は、発注者が第35条、第38条又は第39条において準用される第33条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第42条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第43条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第44条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

三 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

四 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

五 正当な理由なく、第45条第1項の履行の追完がなされないとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 三 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却し

た上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

- 五 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- 六 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

- 七 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

- 八 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- 九 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

- 十 第47条又は第48条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

- 十一 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認め

られるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第46条 第44条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第47条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第49条 第47条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第50条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

- 3 第1項の場合において、第35条の規定による前払金[又は中間前払金]があったときは、当該前払金の額[及び中間前払金の額]（第38条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金[及び中間前払金]の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額[及び中間前払金額]になお余剰があるときは、受注者は、解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金[又は中間前払金]の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第43条、第47条又は第48条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第44条、第45条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第43条、第47条又は第48条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第四項後段、第五項後段及び第六項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 工期内に工事を完成することができないとき。
 - 二 この工事目的物に契約不適合があるとき。
 - 三 第44条又は第45条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第44条又は第45条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第一項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 6 第2項の場合（第45条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第四条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

- 第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- 一 第47条又は第48条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 第33条第2項（第39条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第53条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第32条第4項又は第5項（第39条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（火災保険等）

第54条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

- 第55条 受注者が、この契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(あっせん又は調停)

- 第56条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。
- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(仲 裁)

- 第57条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補 則)

- 第58条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[表面]

仲 裁 合 意 書

工 事 名 通信不感対策設備撤去工事（令和 7 年度）

工 事 場 所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町内の土壌貯蔵施設及び保管場等

令和 年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 中央 建設工事紛争審査会

管轄審査会名が記入されていない場合は建設業法第 25 条の 9 第 1 項又は第 2 項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とする。

令和 年 月 日

発注者	住 所	東京都港区芝一丁目 7 番 17 号	
	氏 名	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	
		契約職取締役 永野 直樹	印

受注者	住 所		
	氏 名		印

[裏面]

仲 裁 合 意 書 に つ い て

1) 仲裁合意書について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

2) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あつせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、請負者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、3人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも1人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

違約金に関する特約条項

第1条 本契約に関し、受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 本契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第2条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

通信不感対策設備撤去工事（令和 7 年度）

特 記 仕 様 書

令和 7 年 4 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

1. 工事名

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

2. 工期

契約日の翌日から令和8年2月28日

3. 工事概要

本工事は、中間貯蔵施設区域内外に、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が敷設、設置している有線通信設備（以下「光回線設備」という。）ならびに無線 LAN 通信設備（以下「Wi-Fi 設備」という。）等の電気通信設備を撤去する工事である。

4. 工事場所

電気通信設備の設置場所は、「表1. 電気通信設備場所一覧」に示す。

位置図は、「図1. 位置図（中間貯蔵施設）」、「図2. 設置場所位置図（大熊町）」、「図3. 設置場所位置図（双葉町）」に示す。

なお、工事場所は帰還困難区域に該当する。

表1. 電気通信設備場所一覧

項	電気通信 設備名	光回線 設備	Wi-Fi 設備	住所
1	大熊①起点	○	○	大熊町大字小入野東大和久
2	大熊②起点	○	－	大熊町大字夫沢長者原
3	双葉①起点	○	－	双葉町大字新山久保前
4	大熊②	○	○	大熊町大字小入野東大和久
5	大熊③	○	○	大熊町大字夫沢南台
6	大熊④	○	○	大熊町大字夫沢東台
7	大熊⑤	○	○	大熊町大字小入野東平
8	大熊⑧	○	○	大熊町大字夫沢長者原
9	大熊⑨	○	○	大熊町大字夫沢長者原
10	大熊 a①	○	○	大熊町大字小入野東大和久
11	大熊 a④	○	○	大熊町大字小入野東大和久
12	双葉②	○	－	双葉町大字新山富永
13	双葉③	○	○	双葉町大字郡山陳場沢
14	双葉④	○	○	双葉町大字細谷陳場沢
15	双葉⑤	○	○	双葉町大字郡山道ノ口
16	双葉⑥	○	○	双葉町大字郡山根田
17	双葉⑦	○	○	双葉町大字郡山四斗蒔
18	双葉 a②	○	○	双葉町大字郡山陳場沢
19	双葉 a④	○	○	双葉町大字郡山長橋
20	区間 11-1	○	－	双葉町大字郡山根田（盤なし）
21	区間 12-1	○	－	双葉町大字郡山長橋（盤なし）
22	中央台倉庫	－	－	機器収納盤含む予備機保管場所
		21 か所	16 か所	

5. 工事内容

「表 2. 撤去工事対象概要」に撤去物と数量を示す。

表 2. 撤去工事対象概要

項	撤去物	数量	単位	備考
1	光ファイバーケーブル	約 11,191	m	道路占用通信線含む(※1)
2	メッセンジャーワイヤー	約 216	m	吊線
3	CV ケーブル	約 860	m	露出、埋設、転がし
4	配管材	VEP 管:88 FEP 管:550 PV 管:275	本 m m	埋設配管は原状回復 (一部残置する埋設配管は監督員から指示する)
5	装柱金具	293	か所	JESCO 自営柱 東北電力共架柱 NTT 東日本添架柱
6	D 種接地	43	か所	原状回復
7	クロージャー	28	か所	
8	機器収納盤	17	面	
9	電源盤	20	面	
10	コンクリート柱	21	本	10m×20 本、8m×1 本 原状回復
11	根枷	42	本	1.2m×40 本、1.0m×2 本 原状回復
12	支線	8	か所	支線ガード含む 原状回復
13	起点盤	3	面	基台含む
14	起点盤 コンクリート基礎	3	基	粉砕、原状回復 1,200 mm×1,200 mm×200 mm
15	Wi-Fi アンテナ	16	か所	
16	通信機器類	20	か所	ルーター、L2SW、UPS 等

※1 (参考) 道路占用協議の通信用光ファイバーケーブル長

福島県 (横断:115m 縦断: 960m 計:1,075m) 一般県道 広野小高線(391)

双葉町 (横断:162m 縦断:3,129m 計:3,291m) 町道 104 号 久保前・矢沢線ほか

大熊町 (横断:296m 縦断:3,525m 計:3,821m) 町道 東 1 号、東 17 号ほか

- (1) 埋設物の撤去については、埋め戻し土（砂、粒度調整碎石）等により原状回復を行うこと。
- (2) 分別解体等によって発生する特定建設資材廃棄物（コンクリート塊）は、次のとおり再資源化等を実施することとするが、受注者において適正な処理施設を選定し、施工計画書に建設廃棄物における適正処理計画について記載すること。また、処分場所については積算上の条件明示であり、処分場所を指定するものではない。なお、受注者の提示する処理施設と積算上想定している処理施設が異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。また、変更が生じた場合は、必要な資料を提出の上、監督員と協議すること。

①処分場所：双葉中央アスコン（福島県双葉郡双葉町大字中野字塚の前6番地）

②運搬距離：片道運搬距離 5.2km

③処理方法：再資源化

※上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

- (3) その他鉄・非鉄金属スクラップ、雑銅（金型部品+電極）、鉄F（薄物・非金属混在）、雑線・被覆電線スクラップ、電子機器などの有価物については、受注者にて適正に処理すること。
- (4) 柱外観図、起点盤基礎アンカー図、光ケーブルルート図等については、参考図面として別添とする。

6. 順守する法令、規格、基準等

受注者は、工事の実施にあたり、本特記仕様書及び「中間貯蔵に係る土木工事共通仕様書（第3.0版）令和6年12月」（以下「共通仕様書」という。）を順守するほか、各種マニュアル類、電離則、除染電離則、環境省「除染等工事共通仕様書（第13版）令和6年4月」、国土交通省東北地方整備局「土木工事共通仕様書」、各種ガイドライン、その他関係法令並びに指示事項を熟知し、順守しなければならない。

7. 週休2日工事

- (1) 本工事は、建設工事における週休2日制工事（現場閉所型）の対象工事である。
- (2) 週休2日の考え方
 - ① 現場施工期間

現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含

めない。

② 通期の4週8休以上

通期の4週8休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

③ 現場閉所日

現場閉所日とは、巡回パトロール及び保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

④ 受注者の責によらない現場閉所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

⑤ やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(3) 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、監督員が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

(4) 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

① 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

② 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務

所の設置等の「施工準備期間」

- ③ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ④ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

(5) 工事工程の共有

- ① 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- ② 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- ③ 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- ④ 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

(6) 現場閉所の達成状況及び精査

- ① 施工計画書（当初）に記載した閉所予定日に加え、降雨・降雪等による休工以外で現場閉所を行った場合の扱いについては受発注者間で協議することとする。
- ② 受注者は現場閉所実績報告書を作成し、監督員へ提出するものとし、現場閉所の達成状況を確認後、通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数を除した変更を行うものとする。なお、確認の経緯および結果については、打合せ議事録等を用いて記録するものとする。

通期の週休2日の場合（現場閉所率28.5%以上）

【労務費】	1.02
【機械経費（賃料）】	1.02
【共通仮設費】	1.02
【現場管理費】	1.03

8. 打合せ

本工事の打合せは、原則として JESCO 中間貯蔵管理センター（福島県いわき市平セントラルビル）において行うこととし、打合せには現場代理人が対応すること。

なお、Web 会議等を活用することも可とする。

9. 工事体制

本工事は、以下に示す資格・経験を有する主任技術者等で履行するものとし、各々

の技術者の資格・経験については下表の「表 3. 工事体制」のとおりとする。なお、各工事体制の責任者については、その氏名その他必要な事項を発注者に通知するものとする。なお、変更した場合も同様とする。

表 3. 工事体制

配置種別	資格・経験
現場代理人	業務全体の責任者で、業務総括の職務にあたり十分な管理能力を有する者と受注者と恒常的な雇用関係にある者。(主任技術者)を兼ねることができる。)
主任(監理)技術者	現場の責任者で、設備工事等に従事して3年以上の実務経験を有し、職務にあたり十分な管理能力を有する者。
放射線管理責任者 (非常駐)	放射線管理の責任者で、共通仕様書第2章. 2.6 放射線管理責任者に掲げる要件を満たす者。外部委託も可とする。
安全巡視員 (非常駐) (正副1名ずつ)	共通仕様書 第3章 安全等の確保 3.1 工事中の安全確保 (4)の安全巡視を行うための安全巡視員については、十分な経験を有する技術者、関係法規に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任すること。なお、安全衛生法上、下請負業者から選任して指名することも可能とする。また、安全巡視員等の是正すべき事項の改善確認は請負者自ら実施し、その記録を残すこと。

10. 提出書類

(1) 提出図書及び成果物

受注者は「表 4. 提出物一覧」のとおり提出物を作成し、監督員に提出すること。

表 4. 提出物一覧

No	提出物	提出期限	部数 (媒体別)	
			紙	電子
1-1	提出図書			
(1)	施工計画書	契約後 14 日以内、変更の都度	1	1 (PDF)
(2)	実施工程表	契約後 14 日以内、変更の都度	1	1 (PDF)
(3)	総合工事工程表	契約後 14 日以内、変更の都度	1	1 (PDF)
(4)	施工体制台帳・施工体系図	工事着手 14 日前まで	1	1 (PDF)
(5)	施工図、承諾図	工事着手 14 日前まで	1	1 (PDF)
(6)	打合せ議事録	打合せ後 3 日以内	1	1 (PDF)
(7)	履行報告	毎月初め	1	1 (PDF)
(8)	現場閉所実績報告書	毎月初め	1	1 (PDF)
1-2	その他必要な書類			

(1)	道路使用許可申請書類	工事着手 14 日前まで所轄警察署へ申請、許可後すみやかに監督員へ提出	1	1 (PDF)
(2)	建設リサイクル法申請書類	工事着手 7 日前まで必要様式に則り、福島県へ届け出を行うこと	1	1
(3)	東北電力共架関係様式書類	監督員が指示	1	1
(4)	NTT 東日本添架関係様式書類	監督員が指示	1	1
(5)	道路占用協議関係様式書類	監督員が指示	1	1
(6)	その他監督員が指示した書類	その都度	1	1 (PDF)
1-3	完成図書			
(1)	工事完成図面	完成検査前まで	1	1 (PDF)
(2)	工事写真	完成検査前まで	1	1 (PDF)
(3)	産廃証明書	完成検査前まで	1	1 (PDF)

(2) 電子データの仕様

- ① 電子データの書式については、監督員が指定するデータ形式によるものとする。
- ② 工事報告書の格納媒体は DVD-R 等とする。工事名称、実施年度を収納ケース及び DVD-R 等に必ず印刷により付記すること。

1 1. 帰還困難区域への立入りの手続き

受注者は、工事のため帰還困難区域への立入りに当たり、事前に入域者全員を対象とした入所時安全教育を受講し、入所時安全教育修了証を受領・携帯するとともに、帰還困難区域への立入り時は、監督員の立会いを受けなければならない。

また、所定の申請様式に必要事項等を記載し、必要書類を添付のうえ監督員に提出しなければならない。なお、一時立入り通行証が発行された場合は、工事完了日をもって監督員へ返却するものとする。

1 2. 特殊勤務手当

本工事が行われる場所は、特殊勤務手当（共通仕様書第 3 章 2. 28 に規定する特殊勤務手当をいう。）の支給対象地区であることから、共通仕様書に沿って必要な措置を講じること。なお、特殊勤務手当は、実績（当初は、4 時間以上 1, 100 人日を計上）により精算変更する。

1 3. 線量管理

受注者は、帰還困難区域に立入るに当たっては、個人線量計を着用するとともに、立入り者の受ける線量が一回の立入り当たり最大 1. 0mSv を超えてはならないものとする。

る。ただし、個人線量計の着用は、監督員が同行し外部被ばくによる線量を測定していれば足りるものとする。

1 4. 保護具等の準備及び廃棄

- (1) 立入りに当たっては、監督員の指示に基づき、放射性物質の吸入及び汚染防止のために必要な保護具等を着用すること。なお、保護具等は受注者の負担で準備すること。
- (2) 本工事に伴って発生する廃棄物は、受注者が関係法令に基づき適正に処理することとし、その費用は受注者の負担とする。

1 5. 汚染検査（スクリーニング）

- (1) 帰還困難区域からの退域時は、立入り者及び工事車両の汚染検査（スクリーニング）を行い異常のないことを確認すること。受注者は、監督員の指定するスクリーニング施設を、承諾を得て利用することができるものとする。
- (2) 放射線管理責任者は、スクリーニング記録を監督員から受領し保管すること。

1 6. 安全に関する連絡会議等への参加及び交通安全の確保

- (1) 受注者は、発注者が3カ月に1回程度開催する安全に関する連絡会議等（場所は中間貯蔵管理センターを想定）へ1名以上参加すること。
- (2) 受注者は、本工事において交通安全の確保が極めて重要であることから、本工事に従事する全ての者に対し、通勤時を含め交通安全を確保させること。

1 7. その他

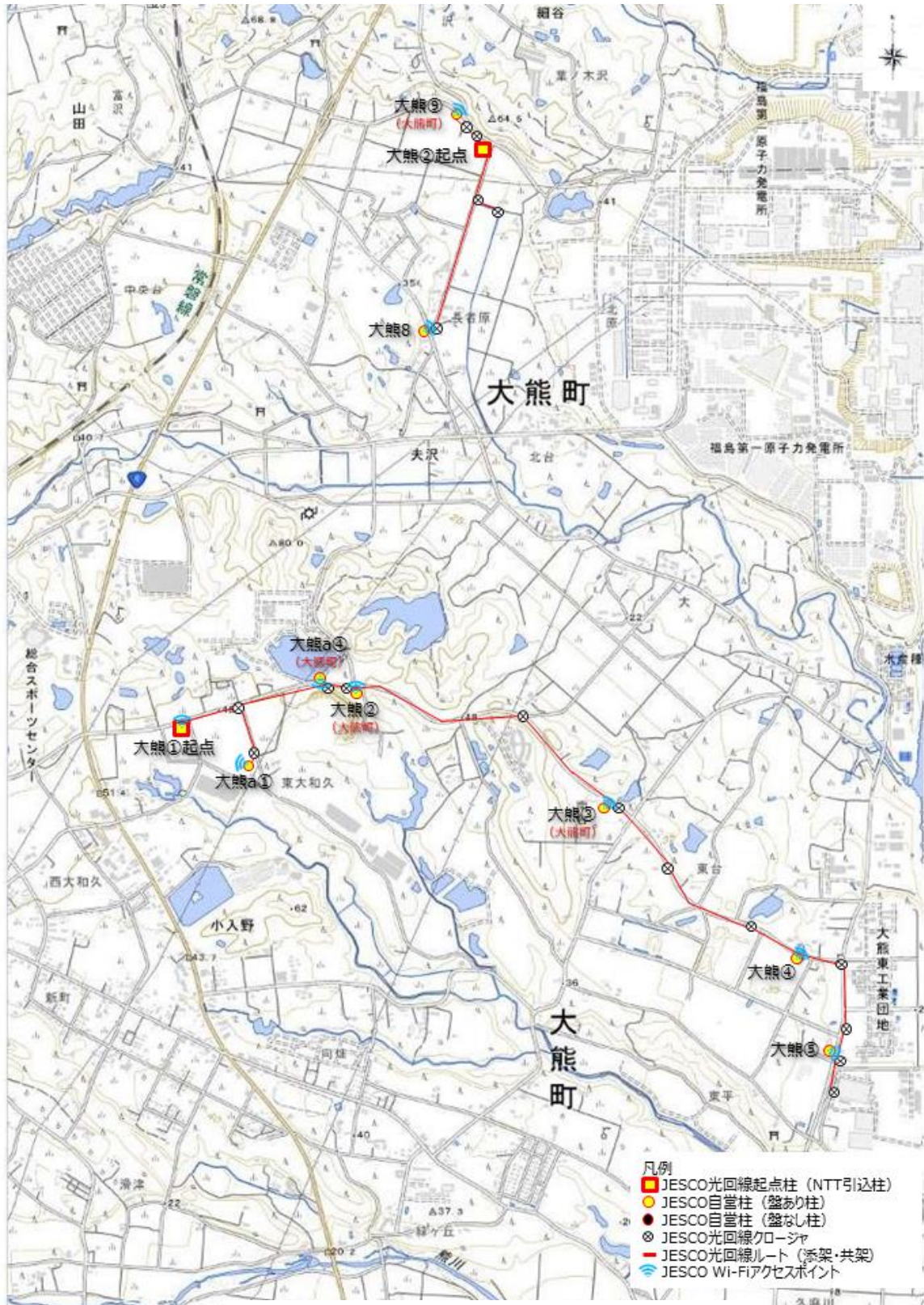
- (1) 本仕様書において疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき及び本仕様書に記載のない細部事項については、監督員と速やかに協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後、工事計画書を作成し、監督員と協議し、工事計画書に基づいて工事を遂行すること。
- (3) 受注者は、工事遂行に当たり交通事故防止に細心最大の注意を払うこと。また、工事の実施に当たり、通行規制が必要な場合は、実施期間の2週間前までに『道路使用許可申請書』を所轄警察署に提出し許可をとること。

図1. 位置図（中間貯蔵施設）



【地理院地図 _ GSI Maps | 国土地理院】

図2. 設置場所位置図 (大熊町)



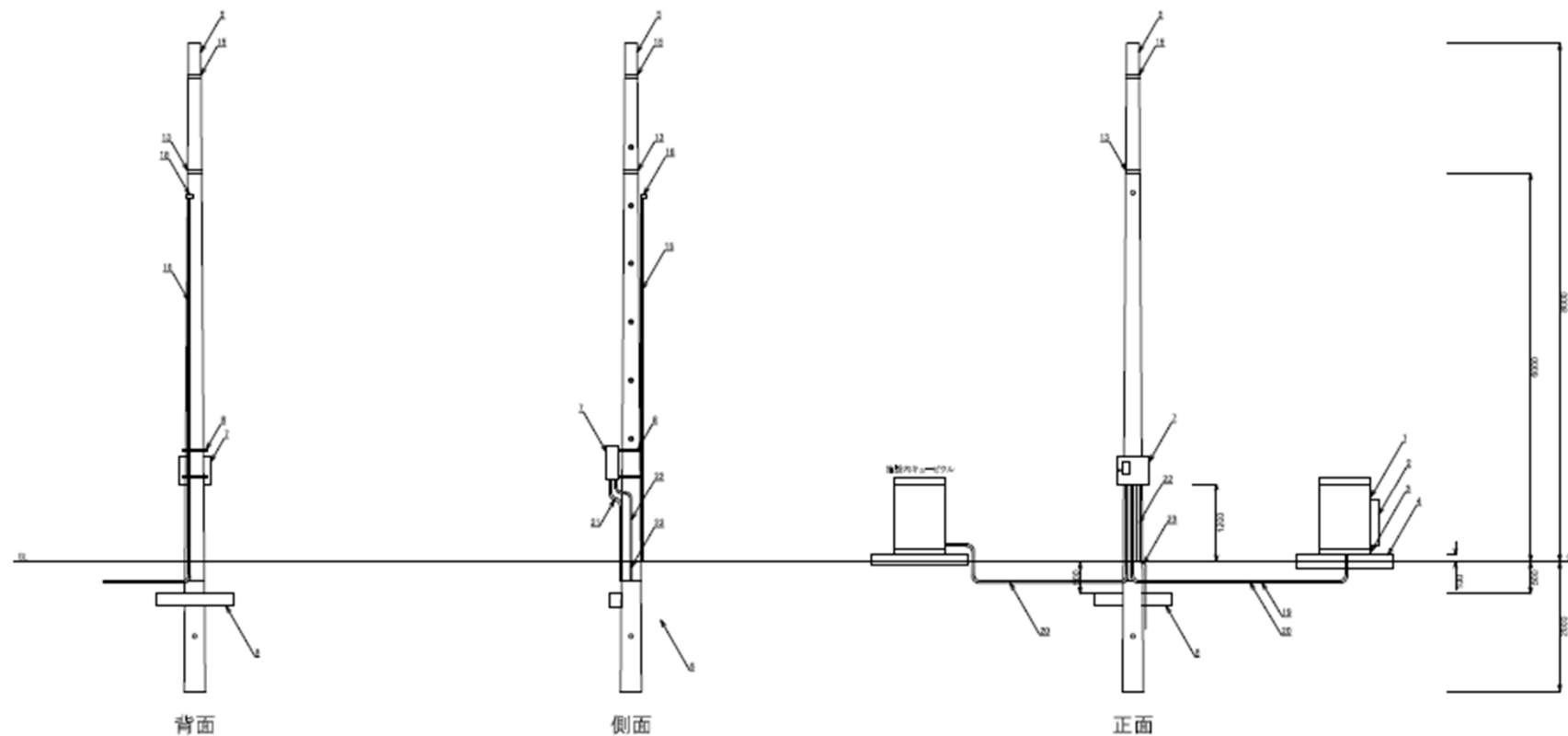
【地理院地図 _ GSI Maps | 国土地理院】

図3. 設置場所位置図（双葉町）



【地理院地図 _ GSI Maps | 国土地理院】

以上



番号	名称	仕様	数量	単位
1	記点板	SDP280-810	1.0	面
2	電子クーラーユニット	OPCA-24KR	1.0	台
3	基合	FCX-8280810ZA	1.0	台
4	基礎	1200×1200×200	1.0	基
5	コンクリートボール	10×12×5.5	1.0	本
6	縦筋	1.2m U130	1.0	本
7	電線管	OM-13B	1.0	本
8	電線管継手	PM-530	1.0	継
9	支脚用フイター	14sq	1.0	m
10	玉研子		1.0	個
11	支脚アンカー	Wako-2	1.0	本
12	支脚ジョイント	YS-401-01-02	1.0	個
13	光ケーブル用管	380-RC-17	1.0	個
14	電線ケーブル用管	380-RC-17	1.0	個
15	支脚用管	380-RC-17	1.0	個
16	光ケーブル用管	管径20mm VEP28	10.0	m
17	電線ケーブル用管	管径20mm VEP28	1.0	m
18	エントランスキャップ	VEP28	1.0	個
19	光ケーブル用管	VEP30	3.0	m
20	電線ケーブル用管	VEP30	15.0	m
21	防水フック	FW30	10.0	m
22	接地用配管	VEP16	1.0	本
23	接地棒	B-5	1.0	本
※	電線管	CVS,5sq-20	20.0	m
※	接地鉄	IVS,5sq	15.0	m

工事名

図面

社名

担当

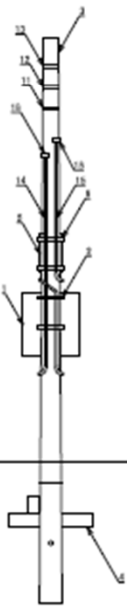
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 大熊①起点

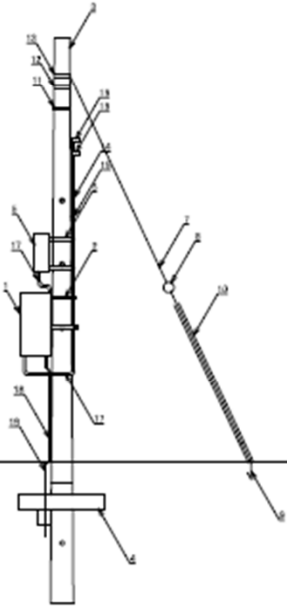
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤

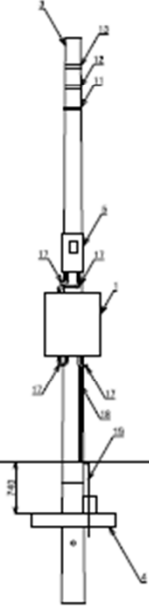
番号	名称	仕様	数量	単位
1	鉄筋収容箱	R4-080	1.0	個
2	鉄筋収容箱取付金具	PM-730	1.0	個
3	コンクリートポール	5-14-2	1.0	本
4	軒高	1.2m U140	2.0	基
5	電線盤	DM-120	1.0	個
6	電線盤取付金具	PM-330	1.0	個
7	支線用クイヤー	14sq	7.0	m
8	玉錐子		1.0	個
9	支線アンカー	Wskcs-2	1.0	本
10	支線ガード	Y0-101-01-02	1.0	個
11	光ケーブル用保護管	SBC-HD-17	1.0	個
12	電線ケーブル用保護管	SBC-HD-17	1.0	個
13	支線用保護管	SBC-HD-17	1.0	個
14	光ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP29	2.0	本
15	電線ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP29	2.0	本
16	エンドラシスキャップ	VEP29	2.0	個
17	防水フタ	PV30	10.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	Φ5	1.0	本
※	電線盤	DV3,5sq-70	20.0	m
※	接地線	DV3,5sq	10.0	m



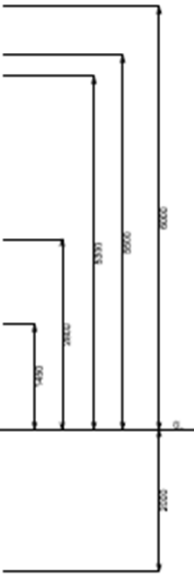
背面



側面



正面



工事名

図面

社名

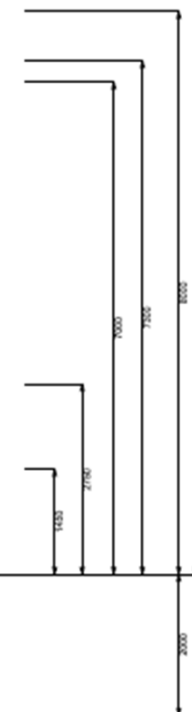
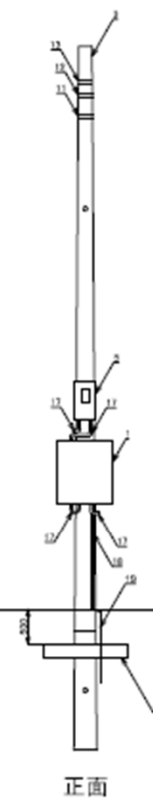
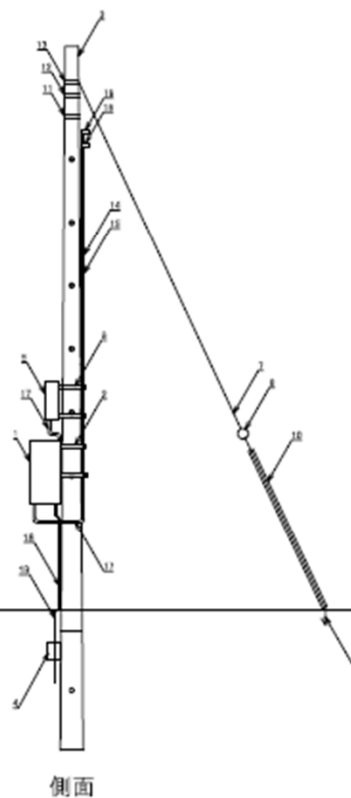
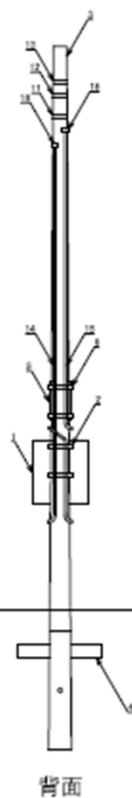
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 大熊②

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



番号	名称	型番	数量	単位
1	避雷針	RA-08C	1.0	本
2	避雷針取付金具	PA-730	1.0	個
3	コンクリートポール	10-18-3.5	1.0	本
4	避雷針	1.2m U140	1.0	本
5	避雷針	OM-128	1.0	面
6	避雷針取付金具	PA-330	1.0	個
7	避雷針ワイヤー	14sq	2.0	m
8	玉鉋子		1.0	個
9	避雷針アンカー	Waka-2	1.0	本
10	避雷針ケーブル	YB-401-01-02	1.0	個
11	避雷針ケーブル用保護管	SSC-40-17	1.0	個
12	避雷針ケーブル用保護管	SSC-40-17	1.0	個
13	避雷針ケーブル	SSC-40-17	1.0	個
14	避雷針ケーブル用保護管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
15	避雷針ケーブル用保護管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
17	防水ブシ	PV30	10.0	m
18	接地用配管	VEP18	1.0	本
19	接地棒	φ5	1.0	本
※	避雷針	CV3.5sq-2c	20.0	m
※	接地棒	φ5.5sq	10.0	m

工事名

図面

社名

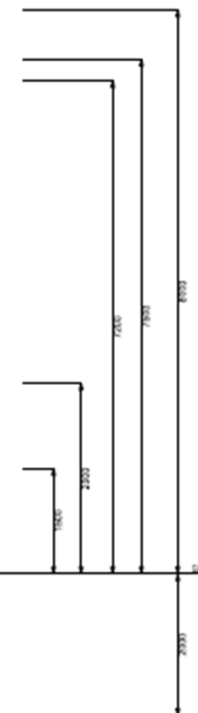
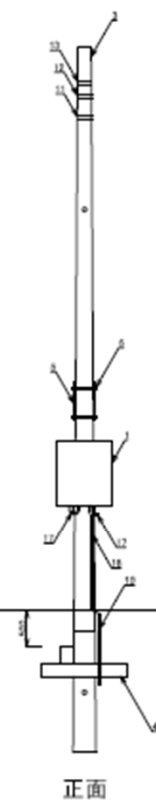
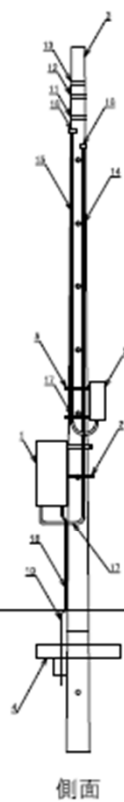
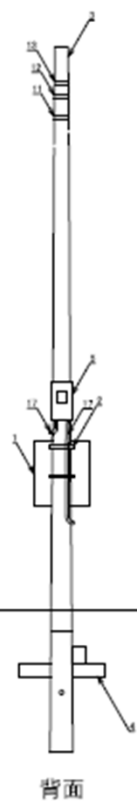
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 大熊③

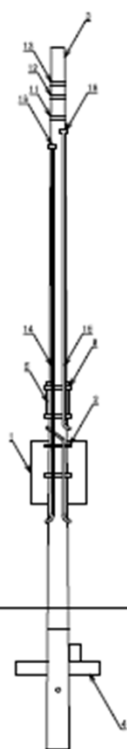
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤

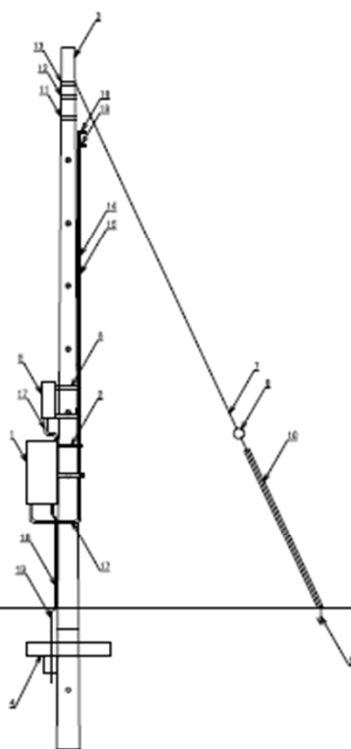


番号	名称	型番	数量	単位
1	調整用金具	RA-080	1.0	個
2	調整用金具	PA-030	1.0	個
3	コンクリートポール	TC-15-05	1.0	本
4	調整用金具	1.2m U140	2.0	個
5	調整用金具	DM-128	1.0	個
6	調整用金具	PA-030	1.0	個
7	調整用金具	140g	1.0	個
8	調整用金具	Waka-2	1.0	個
9	調整用金具	YS-401-01-02	1.0	個
10	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
11	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
12	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
13	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
14	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
15	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
16	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
17	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
18	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
19	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
20	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
21	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
22	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
23	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
24	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
25	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
26	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
27	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
28	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
29	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
30	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
31	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
32	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
33	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
34	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
35	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
36	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
37	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
38	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
39	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
40	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
41	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
42	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
43	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
44	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
45	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
46	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
47	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
48	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
49	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個
50	調整用金具	SSC-40-17	1.0	個

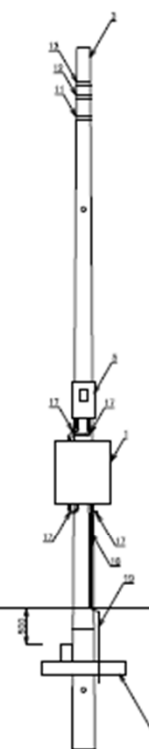
工事名	図面	社名	担当
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）	外観図 大熊④	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



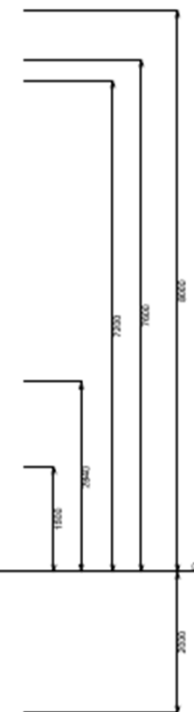
背面



側面



正面



番号	名称	品番	数量	単位
1	銅器収容箱	RA-080	1.0	個
2	銅器収容箱取付金具	PA-730	1.0	個
3	コンタクトポール	TC-12-0.5	1.0	本
4	銅器	1.2m U140	1.0	基
5	電源盤	DM-12B	1.0	個
6	電源盤取付金具	PA-530	1.0	個
7	支線用ワイヤー	14sq	2.0	m
8	玉留子		1.0	個
9	支線アンカー	Waks-2	1.0	本
10	支線ガード	YS-10-01-02	1.0	個
11	光ケーブル用保護管	SBC-10-17	1.0	個
12	電源ケーブル用保護管	SBC-10-17	1.0	個
13	支線用保護管	SBC-10-17	1.0	個
14	光ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
15	電源ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
17	排水ホース	PV10	10.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	S-5	1.0	本
④	電源線	DVSsq-2c	20.0	m
④	接地線	V5.2sq	10.0	m

工事名

図面

社名

担当

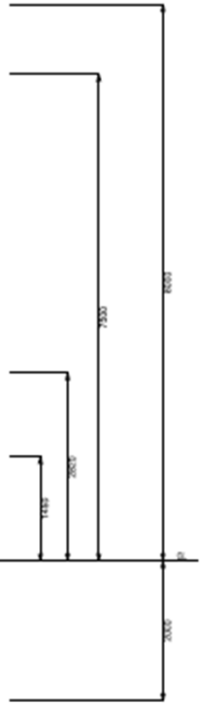
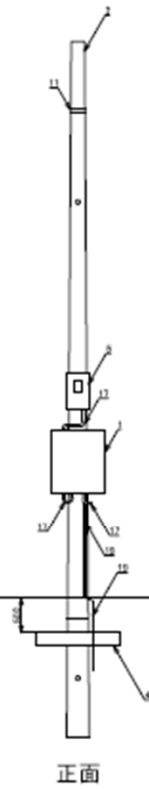
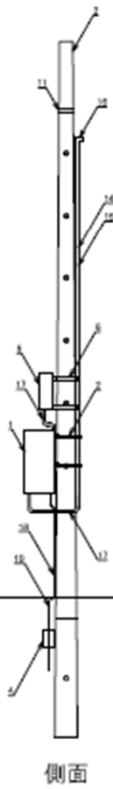
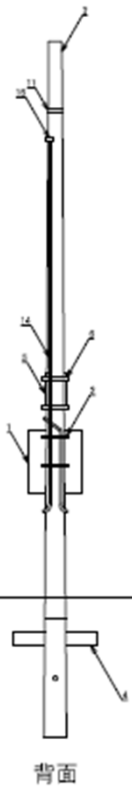
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 大熊⑤

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

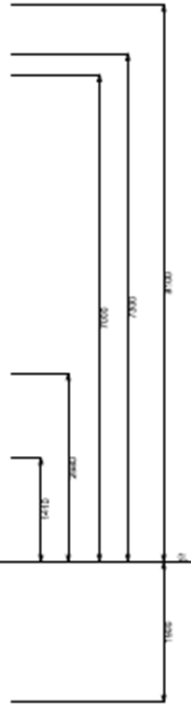
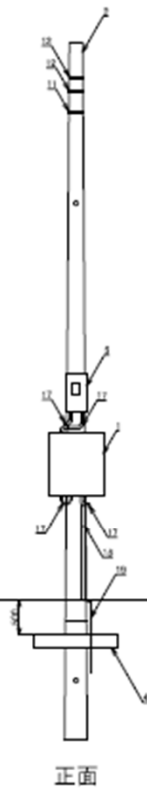
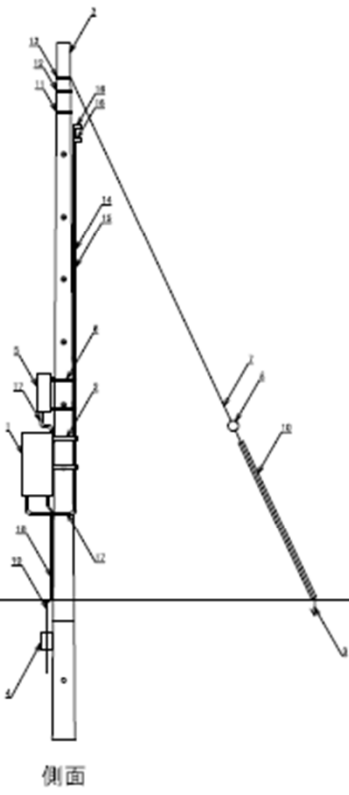
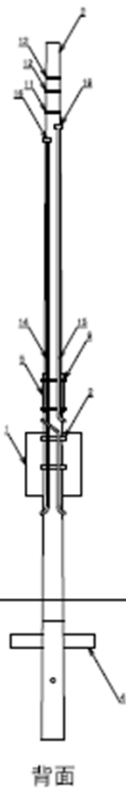
中間貯蔵管理センター 情報課 須藤

番号	名称	図番	数量	単位
1	機器送着機	RM-08C	1.0	基
2	機器送着機取付金具	PM-730	1.0	個
3	コンクリートポール	10-16-3.5	1.0	本
4	鋼管	1.2m U140	1.0	基
5	機器機	DM-12S	1.0	基
6	機器機取付金具	PM-330	1.0	個
7	支脚用ワイヤー	14sq	1.0	m
8	玉掛け		1.0	個
9	支脚アンカー	Waks-2	1.0	本
10	支脚ガード	YS-101-01-02	1.0	個
11	光ケーブル用管	SSC-40-17	1.0	個
12	機器ケーブル用管	SSC-40-17	1.0	個
13	支脚用管	SSC-40-17	1.0	個
14	光ケーブル用管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
15	機器ケーブル用管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	1.0	個
17	防水ブリカ	PV30	10.0	m
18	接地用管	VEP18	1.0	本
19	接地棒	S-5	1.0	本
※	機器機	CV3.5sq-2c	20.0	m
※	接地棒	R/3.5sq	10.0	m

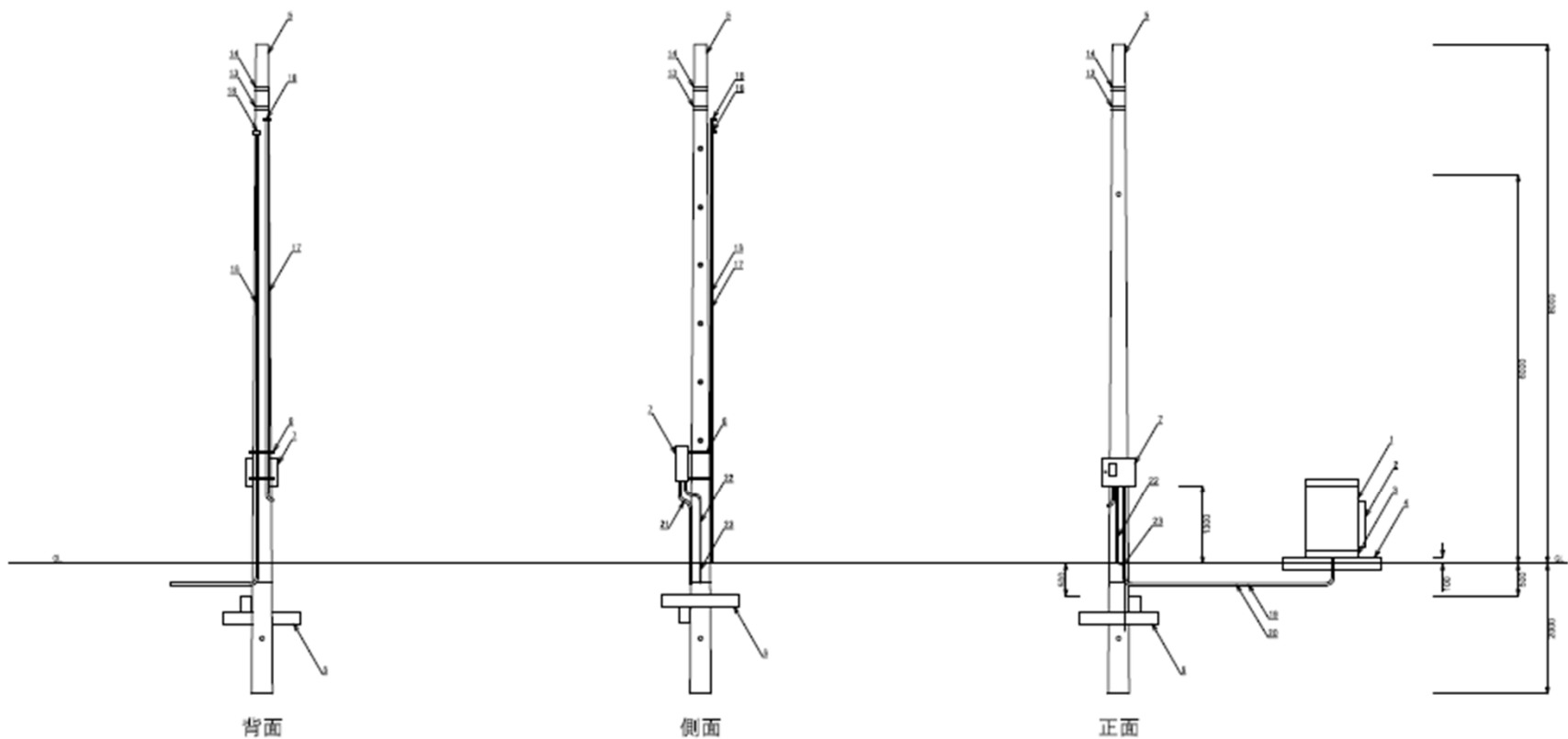


工事名	図面	社名	担当
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）	外観図 大熊a①	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵管理センター 情報課 須藤

番号	名称	仕様	数量	単位
1	鋼線鉄線	R4-380	1.0	座
2	鋼線鉄線取付金具	PK-730	1.0	組
3	コンクリートポール	10-18-1.5	1.0	本
4	鋼線	1.2m U140	1.0	基
5	電線	OM-125	1.0	座
6	電線鉄線取付金具	PK-330	1.0	組
7	支線用ワイヤー	14sq	1.0	m
8	玉子		1.0	個
9	支線アンカー	Waka-2	1.0	本
10	支線ガード	YS-401-G1-02	1.0	個
11	光ケーブル用管	SSC-HD-17	1.0	個
12	電線ケーブル用管	SSC-HD-17	1.0	個
13	支線用管	SSC-HD-17	1.0	個
14	光ケーブル用管	強化ポリエチレン管 VEP28	2.0	本
15	電線ケーブル用管	強化ポリエチレン管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
17	熱水ホコ	PV30	1.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	S-5	1.0	本
※	電線	DV3.5sq-2c	20.0	m
※	接地線	PV3.5sq	10.0	m



工事名	図面	社名	担当
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）	外観図 大熊a④	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



番号	名称	型番	数量	単位
1	起点軸	50/Z80-E10	1.0	個
2	電子クレーンユニット	OPCA-24GR	1.0	台
3	蓋板	FCX-62808152A	1.0	枚
4	蓋板	1200 x 1200 x 200	1.0	枚
5	コンクリートポール	10φ190x3.5	1.0	本
6	根柱	1.2m U180	2.0	基
7	電線軸	DA-189	1.0	個
8	電線軸取付金具	PD-630	1.0	個
9	交換用ワイヤー	14sq		m
10	玉掛子			個
11	定時アンカー	Wase-2		個
12	定時ガード	YS-601-01-02		個
13	電ケーブル用蓋板	380-HC-17	1.0	個
14	電ケーブル用蓋板	380-HC-17	1.0	個
15	交換用蓋板	380-HC-17		個
16	電ケーブル用蓋板	塩化ビニール管 VEP28	2.0	本
17	電ケーブル用蓋板	塩化ビニール管 VEP28	2.0	本
18	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
19	電ケーブル用蓋板	VEP30	4.0	m
20	電ケーブル用蓋板	VEP30	4.0	m
21	止水ブリカ	PV30	10.0	m
22	接地用蓋板	VEP16	1.0	本
23	接地棒	B-E	1.0	本
※	電線軸	CVS-5ss-2c	20.0	m
※	接地棒	15.5ss	10.0	m

工事名

図面

社名

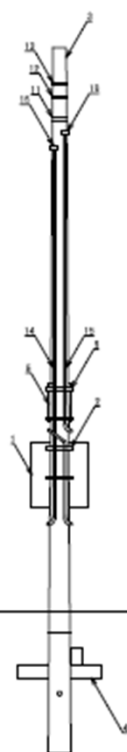
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

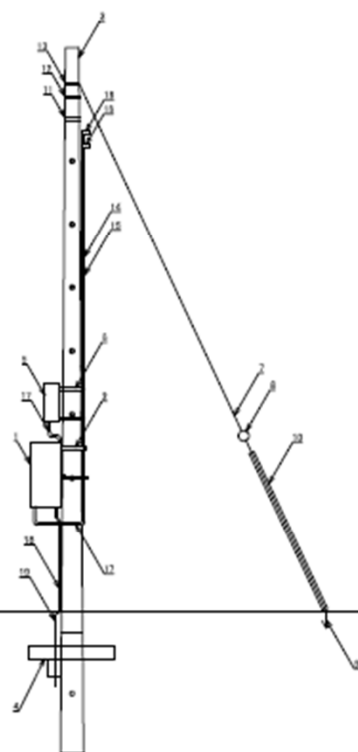
外観図 大熊②起点

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

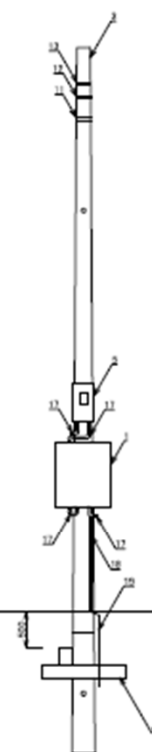
中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



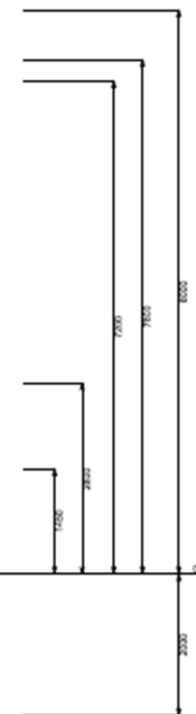
背面



側面



正面



番号	名称	仕様	数量	単位
1	鉄線収容箱	RM-08C	1.0	個
2	鉄線収容箱取付金具	PM-710	1.0	個
3	コンタクトポール	10-18-3.5	1.0	本
4	鉄線	1.2m U140	1.0	高
5	電線箱	DM-12B	1.0	個
6	電線箱取付金具	PM-310	1.0	個
7	支線用ワイヤー	14sq	2.0	m
8	玉端子		1.0	個
9	支線アンカー	Waks-2	1.0	本
10	支線ロープ	YS-501-G1-02	1.0	個
11	光ケーブル用架柱	SBC-HD-17	1.0	個
12	電線ケーブル用架柱	SBC-HD-17	1.0	個
13	支線用架柱	SBC-HD-17	1.0	個
14	光ケーブル用配管	強化ポリエーテル管 VEP28	2.0	本
15	電線ケーブル用配管	強化ポリエーテル管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
17	防水ブチル	PV30	10.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	B-5	1.0	本
※	電線箱	DVS.5sq-2c	20.0	m
※	電線箱	YS.5sq	10.0	m

工事名

図面

社名

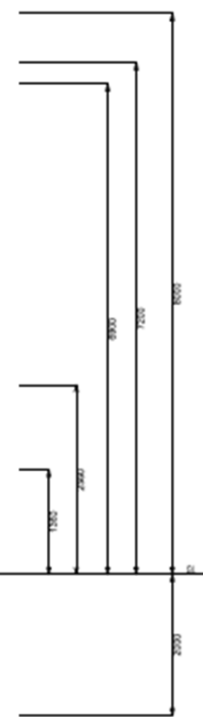
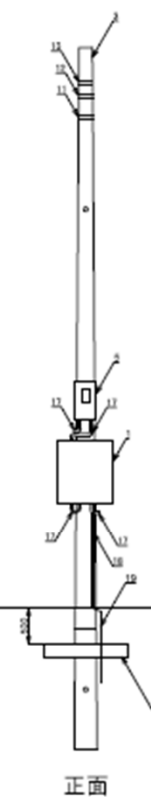
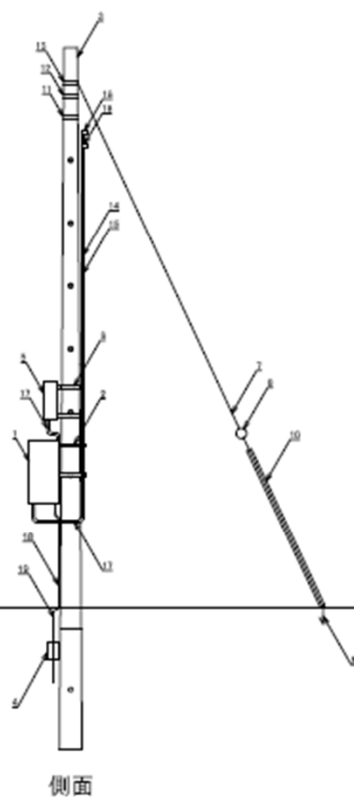
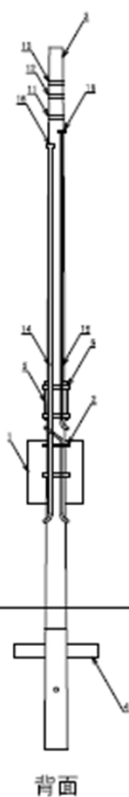
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 大熊⑧

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



番号	名称	型番	数量	単位
1	銅板収容箱	RA-080	1.0	面
2	銅板収容箱取付金具	PA-730	1.0	組
3	コンクリートボール	10φ150×75	1.0	本
4	支柱	1.2m U140	1.0	基
5	避雷針	OM-128	1.0	面
6	避雷針取付金具	PA-330	1.0	組
7	避雷針ワイヤー	14sq	7.0	m
8	玉留子		1.0	個
9	避雷アンカー	Waka-2	1.0	本
10	避雷針ボルト	Y8-101-01-02	1.0	個
11	光ケーブル用被装	SSC-40-17	1.0	個
12	電源ケーブル用被装	SSC-40-17	1.0	個
13	避雷針被装	SSC-40-17	1.0	個
14	光ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
15	電源ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
17	防水ブシ	PV30	10.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	B-5	1.0	本
※	避雷針	DV3.5sq-2c	20.0	m
※	接地棒	N/5.5sq	10.0	m

工事名

図面

社名

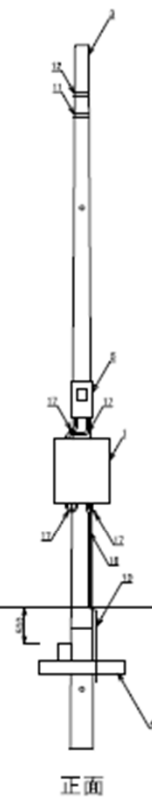
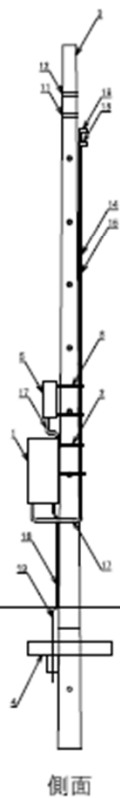
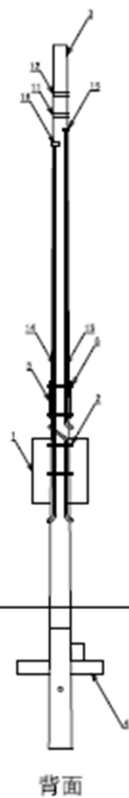
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 大熊⑨

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



番号	名称	原書	数量	単位
1	銅線収容箱	PA-08C	1.0	個
2	銅線収容箱取付金具	PA-730	1.0	個
3	コンクリートポール	10-16-0.5	1.0	本
4	銅線	1.2m UT40	2.0	巻
5	雙邊巻	DM-12B	1.0	巻
6	雙邊巻取付金具	PA-330	1.0	個
7	双動用ワイヤー	14sq		m
8	玉釣り子			個
9	双動アンカー	Waka-2		本
10	支線カード	YD-101-01-02		個
11	光ケーブル用接続	SSC-40-17	1.0	個
12	雙邊ケーブル用接続	SSC-40-17	1.0	個
13	双動用接続	SSC-40-17		個
14	光ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
15	雙邊ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
17	防水ブチ	PV30	10.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	φ=8	1.0	本
※	雙邊線	CV3.5sq-2c	20.0	m
※	接地線	1/5.5sq	10.0	m

工事名

図面

社名

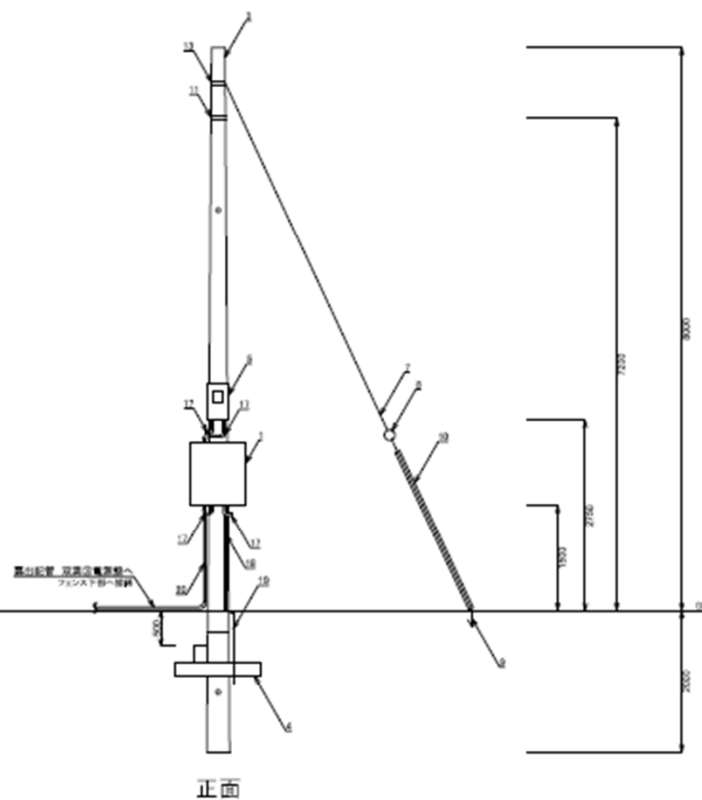
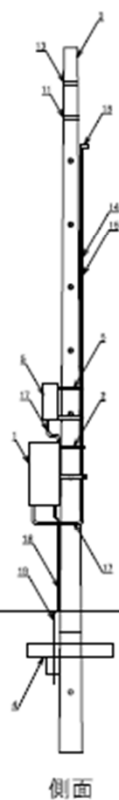
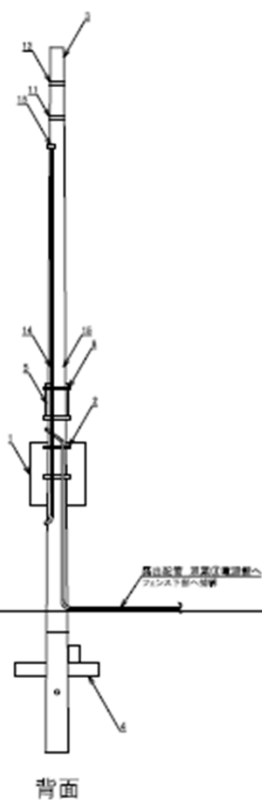
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 双葉②

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



番号	名称	仕様	数量	単位
1	振動収容器	RA-CBC	1.0	個
2	振動収容器取付金具	PAI-730	1.0	組
3	コンクリートポール	10φ130×3.5	1.0	本
4	鋼線	1.2φ U140	2.0	巻
5	懸吊金	20φ-12B	1.0	個
6	懸吊金取付金具	PAI-330	1.0	組
7	支線用ワイヤ	14sq	2.0	m
8	主端子		1.0	個
9	支線アンカー	Wak-2	1.0	本
10	支線カブ	YS-201-01-02	1.0	個
11	光ケーブル用保護管	38D-HC-17	1.0	個
12	懸吊ケーブル用保護管	38D-HC-17	1.0	個
13	支線用保護管	38D-HC-17	1.0	個
14	光ケーブル用保護管	電化ビニール管 YSP2E	2.0	本
15	懸吊ケーブル用保護管	電化ビニール管 YSP2E	1.0	本
16	エンラシスキャップ	VEP2E	1.0	個
17	防水シカ	PA30	10.0	m
18	接地用配管	VEP18	1.0	本
19	接地棒	S-5	1.0	本
20	懸吊ケーブル用保護管	VEP30	200.0	m
※	懸吊金	CVX, 5φ×2s	20.0	m
※	接地線	FL5.5sq	10.0	m

工事名

図面

社名

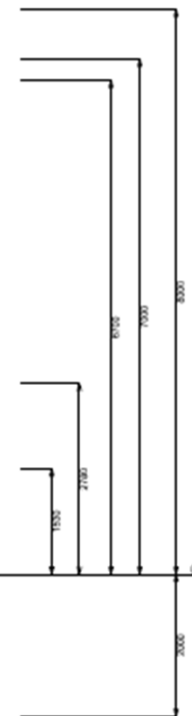
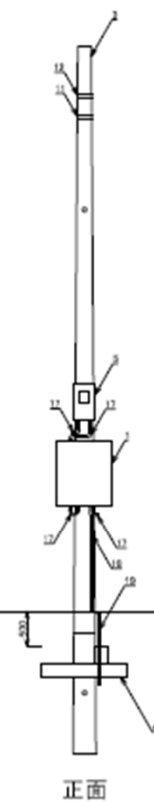
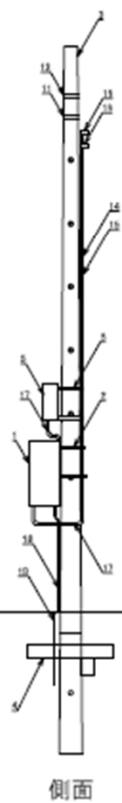
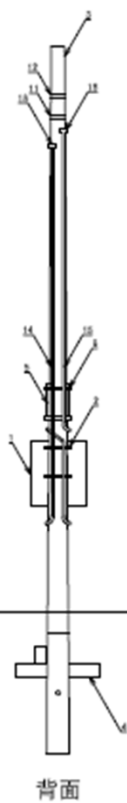
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 双葉③

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



番号	名称	型番	数量	単位
1	鉄部収容箱	RA-080	1.0	個
2	鉄部収容箱取付金具	PA-730	1.0	個
3	コンクリートポール	10-18-3.5	1.0	本
4	横鉄	1.2m U140	2.0	本
5	電線架	DM-128	1.0	個
6	電線架取付金具	PA-330	1.0	個
7	支線用ワイヤー	14sq	1.0	m
8	玉子		1.0	個
9	支線アンカー	Wsk-2	1.0	個
10	支線ガード	YS-101-01-02	1.0	個
11	光ケーブル用留針	SBO-HD-17	1.0	個
12	電線ケーブル用留針	SBO-HD-17	1.0	個
13	支線用留針	SBO-HD-17	1.0	個
14	光ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP29	2.0	本
15	電線ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP29	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP29	2.0	個
17	防水ブタ	Py30	10.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	φ5	1.0	本
電線	電線	DV5.5sq-2c	20.0	m
接地線	接地線	DV5.5sq	10.0	m

工事名

図面

社名

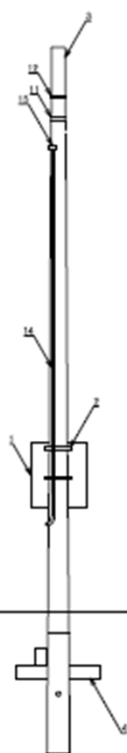
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

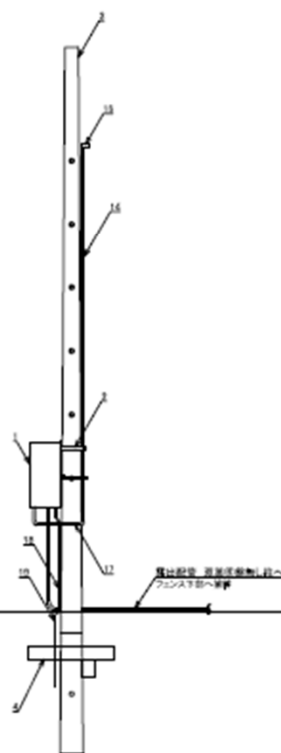
外観図 双葉⑤

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

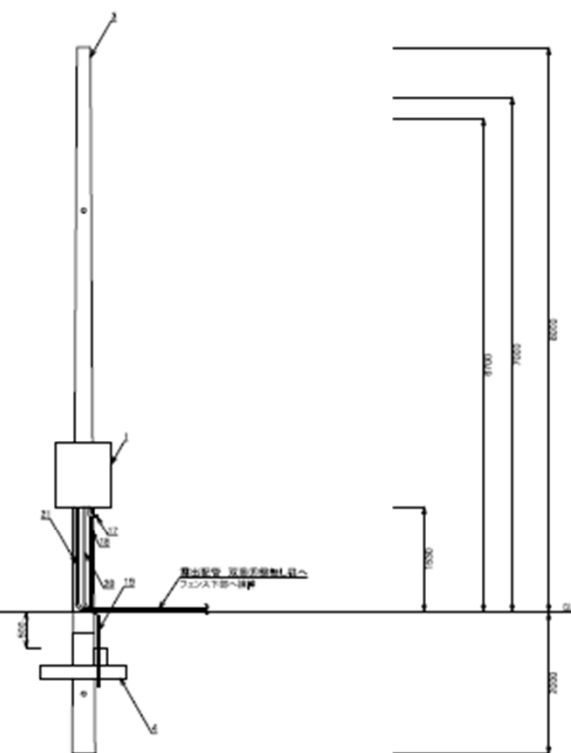
中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



背面



側面



正面

番号	名称	数量	単位
1	縦向き支柱	RA-06C	1.0 面
2	縦向き支柱取付金具	PA-730	1.0 個
3	コンクリートボール	TC-18-3.5	1.0 本
4	支柱	1.2m U140	2.0 基
5	横向き支柱	DM-128	1.0 面
6	横向き支柱取付金具	PA-330	1.0 個
7	支線用フイバー	14sq	1.0 m
8	支線子		1.0 個
9	支線アンカー	Waka-2	1.0 本
10	支線ガード	YS-401-01-02	1.0 個
11	光ケーブル用吊钩	SSD-40-17	1.0 個
12	標準ケーブル用吊钩	SSD-40-17	1.0 個
13	支線用吊钩	SSD-40-17	1.0 個
14	光ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0 本
15	標準ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	1.0 本
16	エントランスキャップ	VEP28	1.0 個
17	防水フタ	PV30	1.0 m
18	標準用配管	VEP16	1.0 本
19	標準用	5-5	1.0 本
20	光ケーブル用配管	FEP30	150.0 m
21	標準ケーブル用配管	FEP30	150.0 m
22	標準用	CV3.5sq-2c	1.0 m
23	標準用	1/3.5sq	10.0 m

※図面⑤、図面⑥の標準工事については別途標準手帳を参照

工事名

図面

社名

担当

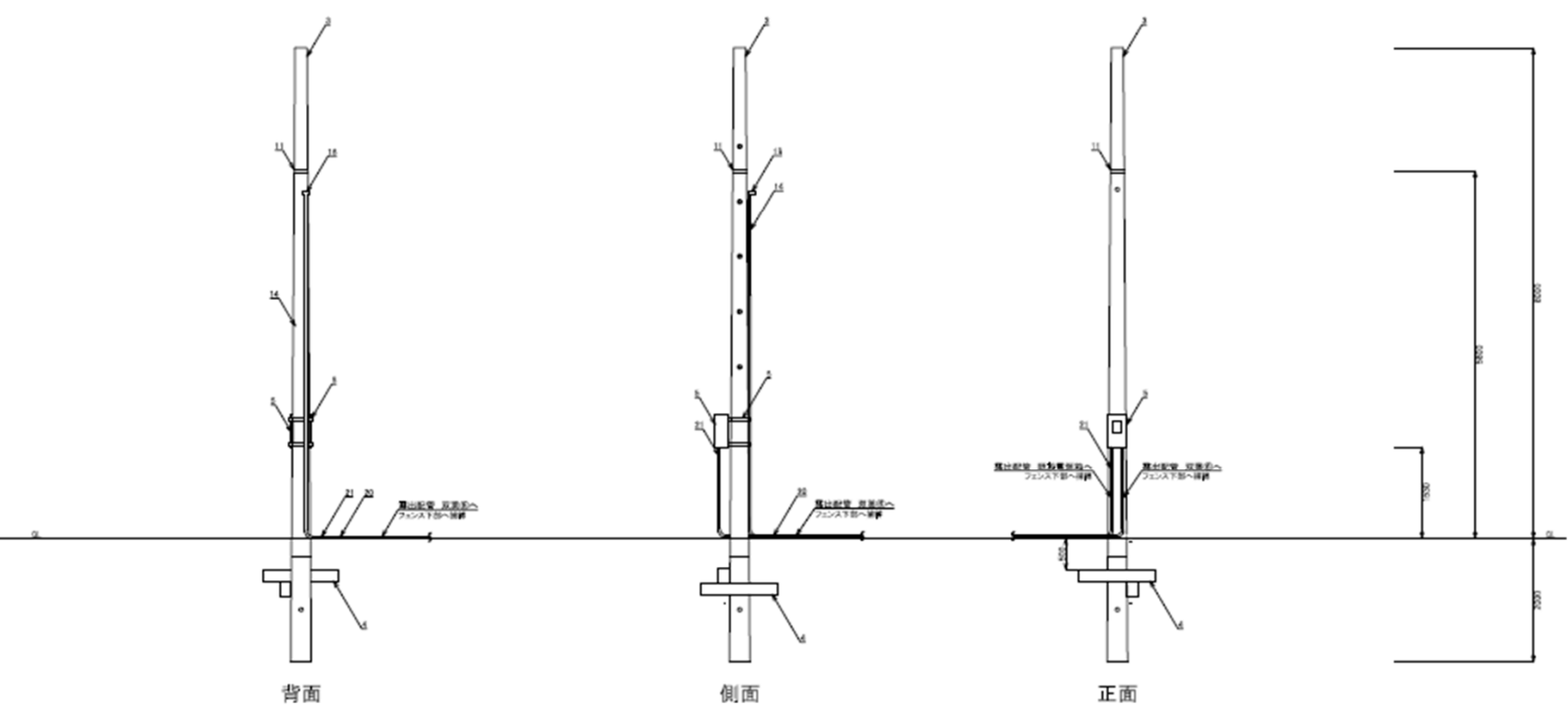
通信不感対策設備撤去工事（令和 7 年度）

外観図 双葉⑥

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

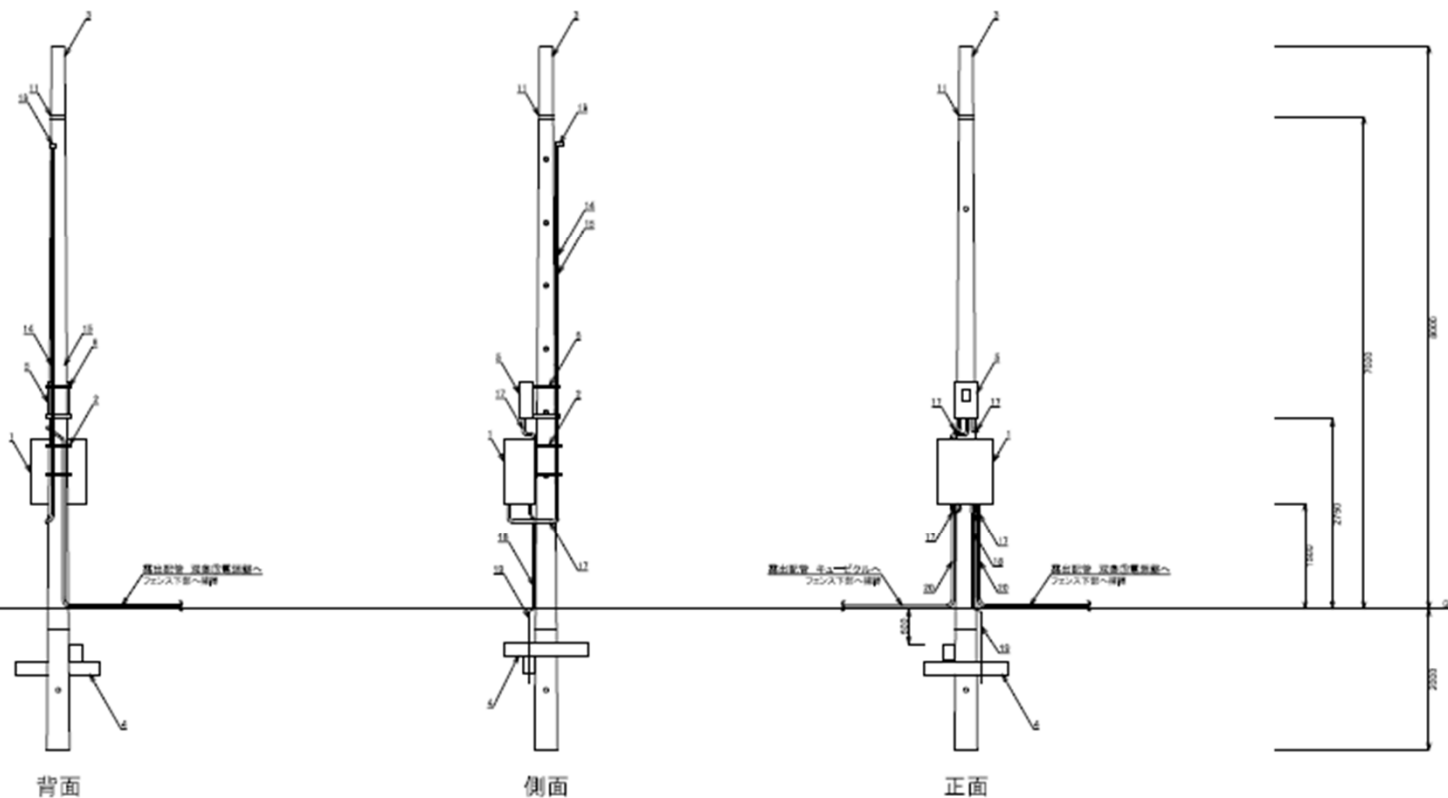
中間貯蔵管理センター 情報課 須藤

番号	名称	仕様	数量	単位
1	縦断収容管	R4-060	1	個
2	縦断収容管取付金具	PN-730	1	個
3	ケーブル・ケーブル	10-19-3.5	1.0	本
4	縦断	1.2m U190	2.0	基
5	縦断管	DM-175	1.0	個
6	縦断管取付金具	PN-330	1.0	個
7	支線用ワイヤー	T4sq	1	m
8	主線子		1	個
9	主線アンカー	W300-2	1	本
10	支線アンカー	YD-301-01-02	1	個
11	光ケーブル用管	SSC-10-17	1.0	個
12	電線ケーブル用管	SSC-10-17	1	個
13	支線用管	SSC-10-17	1	個
14	光ケーブル用管	厚膜電線管 G28	2.0	本
15	電線ケーブル用管	厚膜電線管 G28	1	本
16	ミニホースキャップ	G28	1.0	個
17	熱水ポンプ	PV30	1	m
18	縦断管	VDP16	1	本
19	縦断管	5-5	1	本
20	光ケーブル用管	FEP30	50.0	m
21	電線ケーブル用管	FEP30	50.0	m



区間11-1

工事名	図面	社名	担当
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）	外観図 双葉 区間11-1	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



番号	名称	仕様	数量	単位
1	鉄骨柱	RA-300	1.0	本
2	鉄骨柱取付金具	PA-730	1.0	組
3	コンクリートポール	10-10-3.5	1.0	本
4	鉄骨	1.2m U140	2.0	本
5	電線管	DM-128	1.0	本
6	電線管取付金具	PA-830	1.0	組
7	電線管ワイヤー	14sq		m
8	玉子			個
9	玉子アンカー	Waka-2		本
10	支線ガード	YS-101-01-02		個
11	光ケーブル用鉄柱	SSC-10-17	1.0	個
12	電線ケーブル用鉄柱	SSC-10-17		個
13	支線用鉄柱	SSC-10-17	1.0	個
14	光ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
15	電線ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28		本
16	エントランスキャップ	VEP28	1.0	個
17	防水フタ	PV30	10.0	m
18	接地用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	3-5	1.0	本
20	電線ケーブル用配管	FEP30	100.0	m
21	電線管	DV3.5sq-26	20.0	m
22	接地線	V5.5sq	10.0	m

工事名

図面

社名

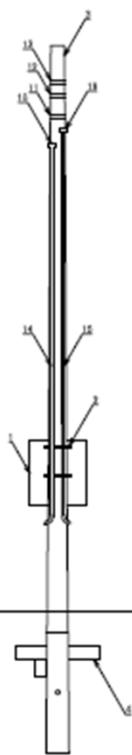
担当

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

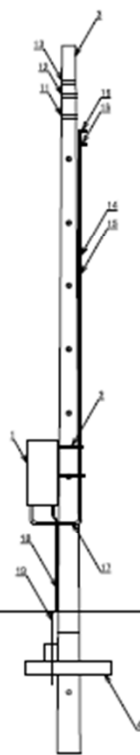
外観図 双葉a②

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

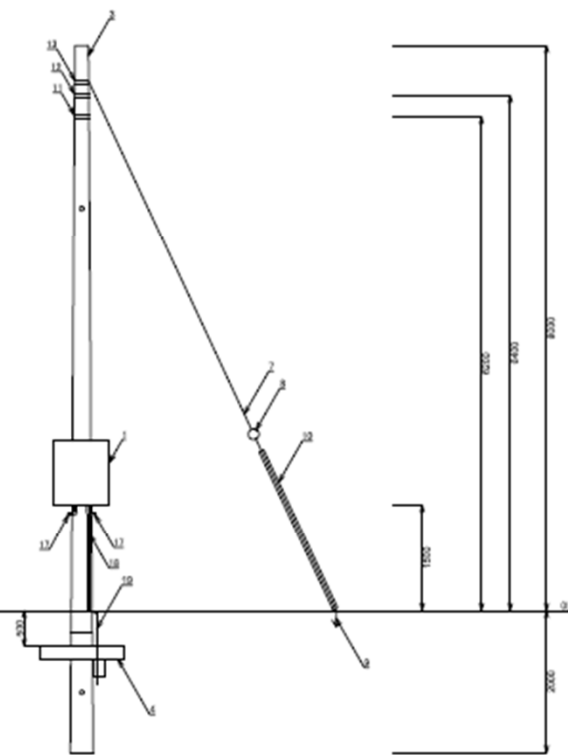
中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



背面



側面



正面

番号	名称	型番	数量	単位
1	縦横収容器	RA-080	1.0	個
2	縦横収容器取付金具	PN-730	1.0	個
3	コンクリートボール	100φ100	1.0	本
4	振動	1.0m U140	2.0	基
5	標準型	CM-12B	1.0	個
6	標準型取付金具	PN-330	1.0	個
7	支線用クレーン	14sq	2.0	m
8	玉子		1.0	個
9	支線アンカー	Waks-2	1.0	本
10	支線カネ	Y9-101-01-02	1.0	個
11	ケーブル用鉄柱	380-HO-17	1.0	個
12	標準ケーブル用鉄柱	380-HO-17	1.0	個
13	支線用鉄柱	380-HO-17	1.0	個
14	ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
15	標準ケーブル用配管	強化ビニール管 VEP28	2.0	本
16	エントランスキャップ	VEP28	2.0	個
17	防水ブリカ	PV30	10.0	m
18	標準用配管	VEP16	1.0	本
19	接地棒	B-5	1.0	本
※	標準線	CV3.5ss-2c	20.0	m
※	接地線	B/S,5ss	10.0	m

工事名

図面

社名

担当

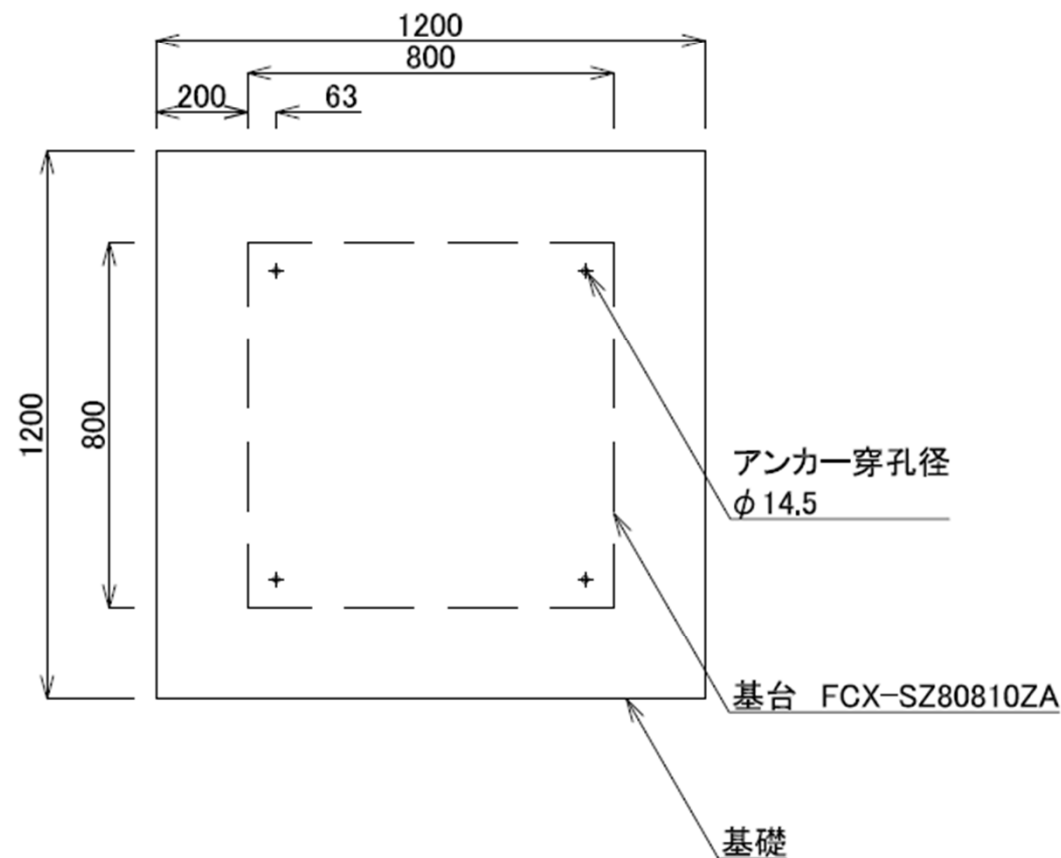
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

外観図 双葉a④

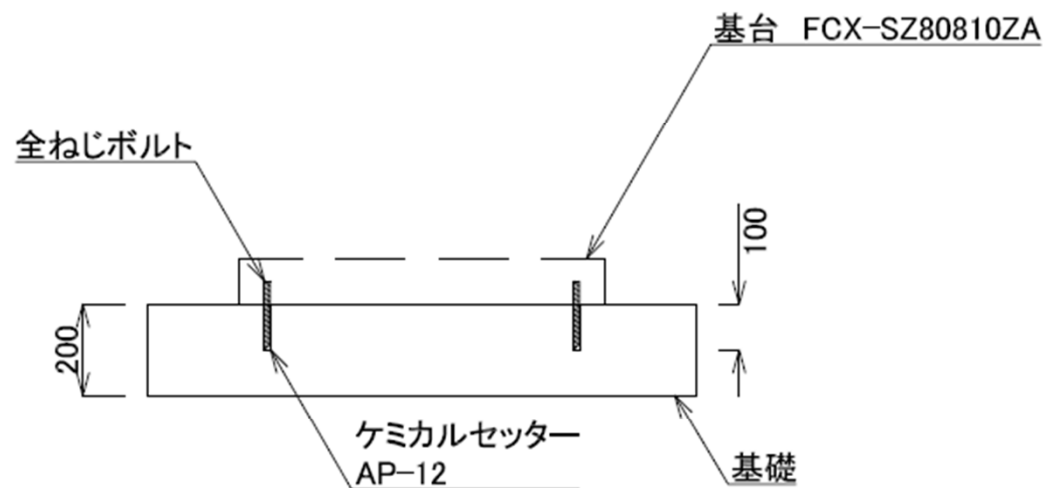
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵管理センター 情報課 須藤

平面図

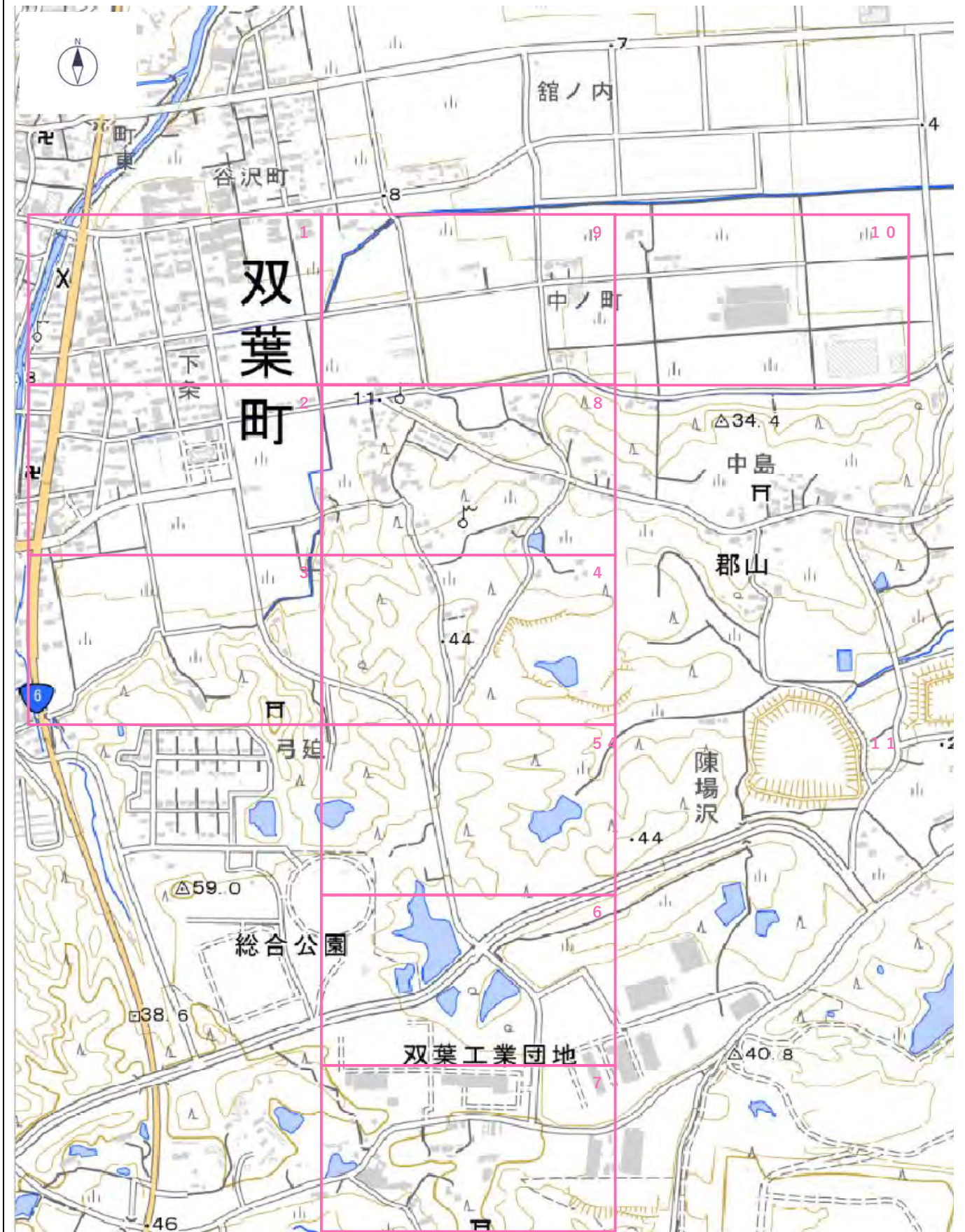


断面図



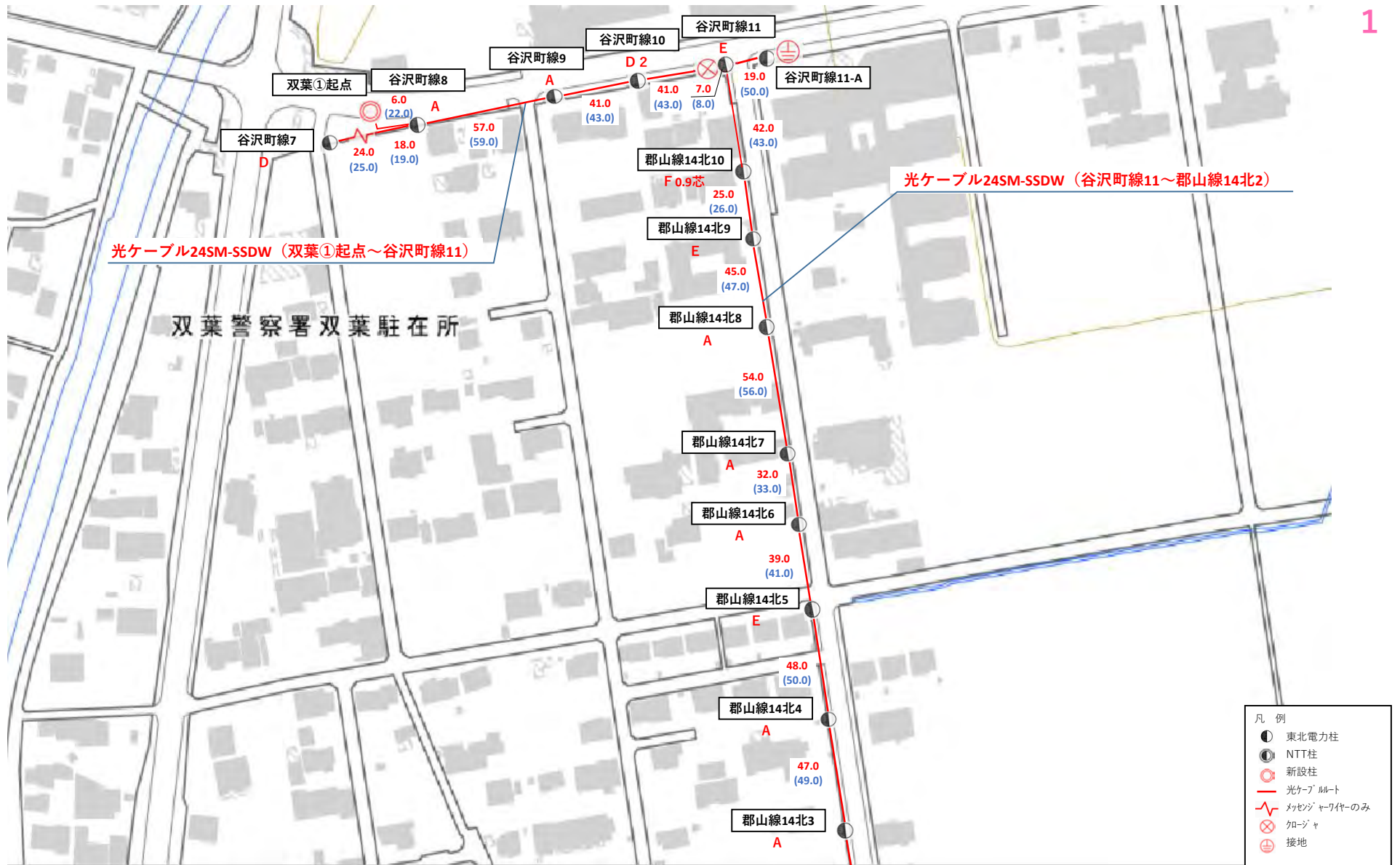
名称	型番	穿孔長	穿孔径	最大引張荷重	長期許容引張荷重	短期許容引張荷重	起点盤総重量
ケミカルセッター	AP-12	100mm	14.5mm	62.0kN	14.9kN	22.4kN	203.7kg

工事名	図面	社名	担当
通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）	起点盤 基礎アンカー打設	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	中間貯蔵管理センター 情報課 須藤



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名		通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）				ページ	
図 面 名 称		光ケーブルルート図（双葉町）				1 / 11	
図 面 番 号		JSCIM-R06-00004-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/10	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

ページ

図 面 名 称

光ケーブルルート図（双葉町）

図 面 番 号

JSCIM-R06-00004-002

2 / 11

作成者

猪俣

作成日

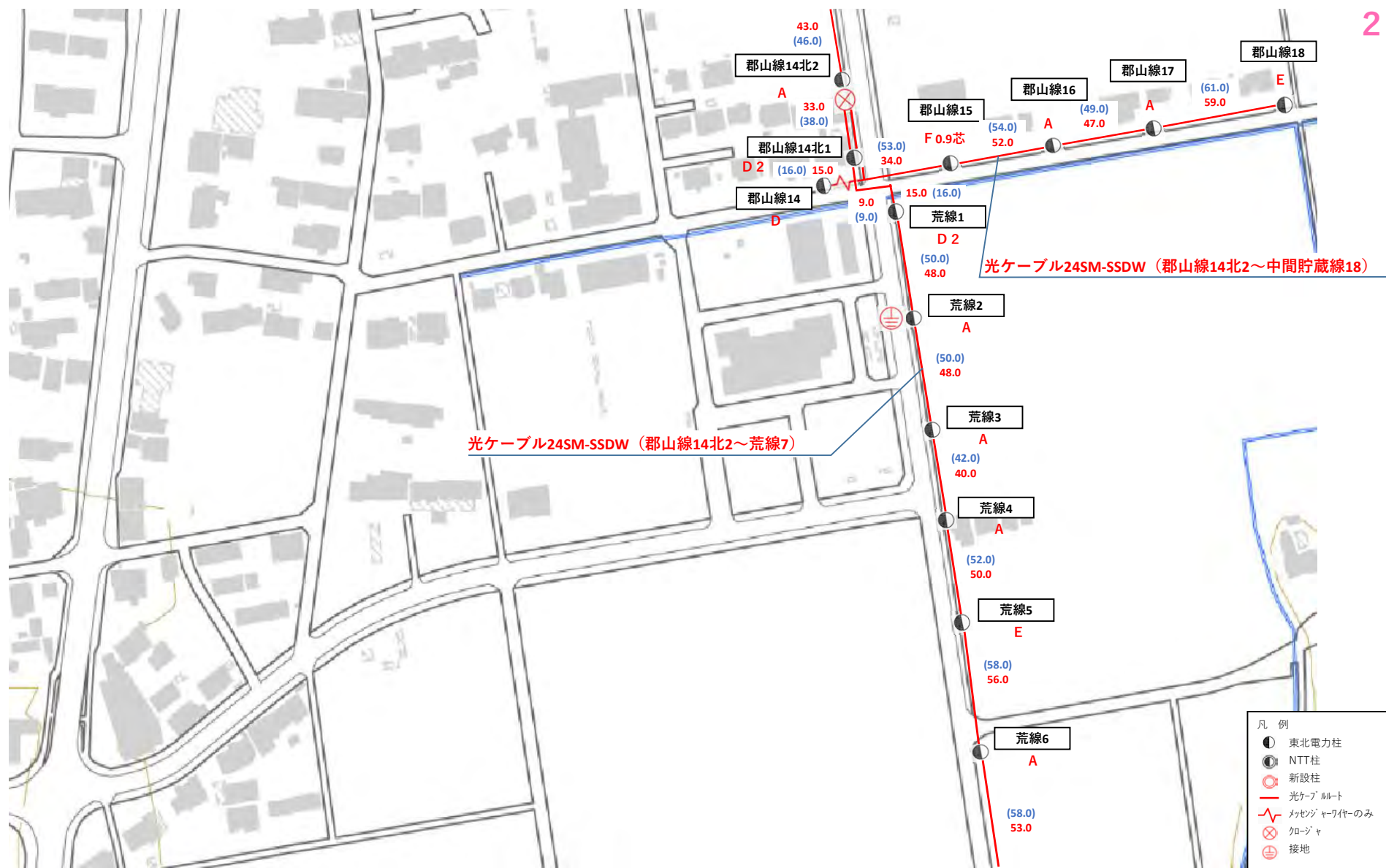
2024/5/10

更新者

猪俣

更新日

2024/10/9



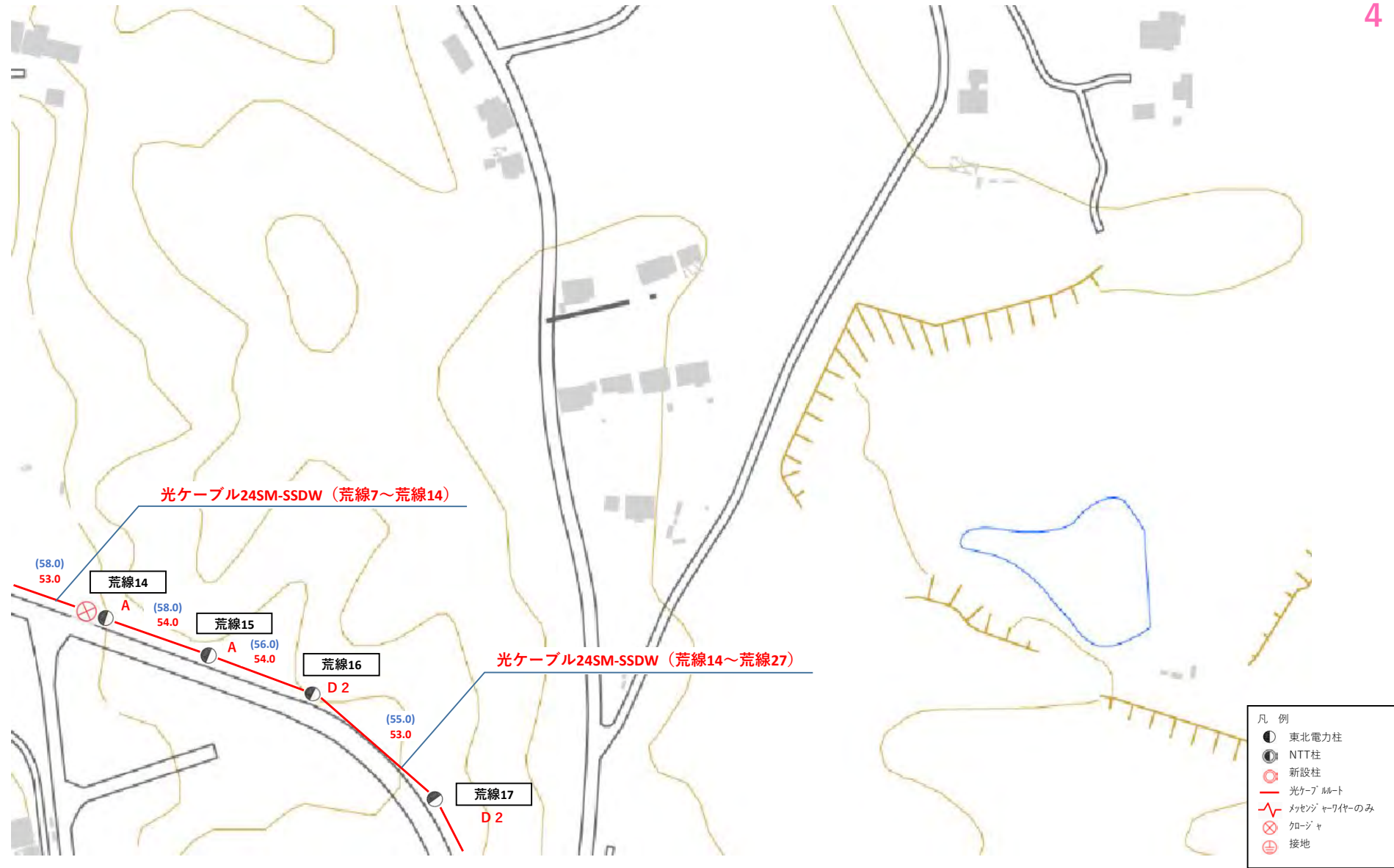
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（双葉町）					3 / 11
図 面 番 号			JSCIM-R06-00004-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/10	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



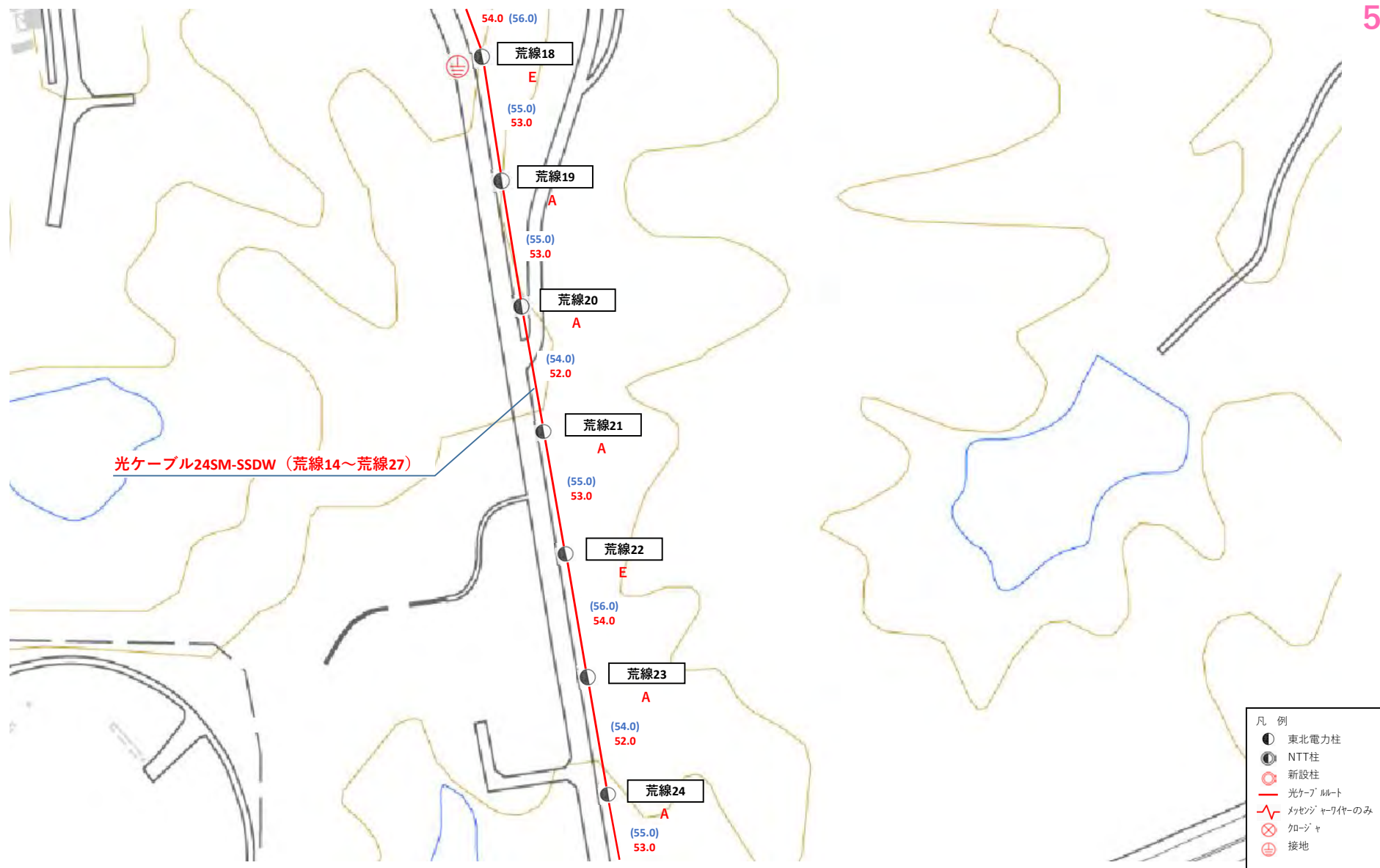
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（双葉町）					4 / 11
図 面 番 号			JSCIM-R06-00004-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/10	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（双葉町）					5 / 11
図 面 番 号			JSCIM-R06-00004-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/10	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

ページ

図 面 名 称

光ケーブルルート図（双葉町）

図 面 番 号

JSCIM-R06-00004-002

6 / 11

作成者

猪俣

作成日

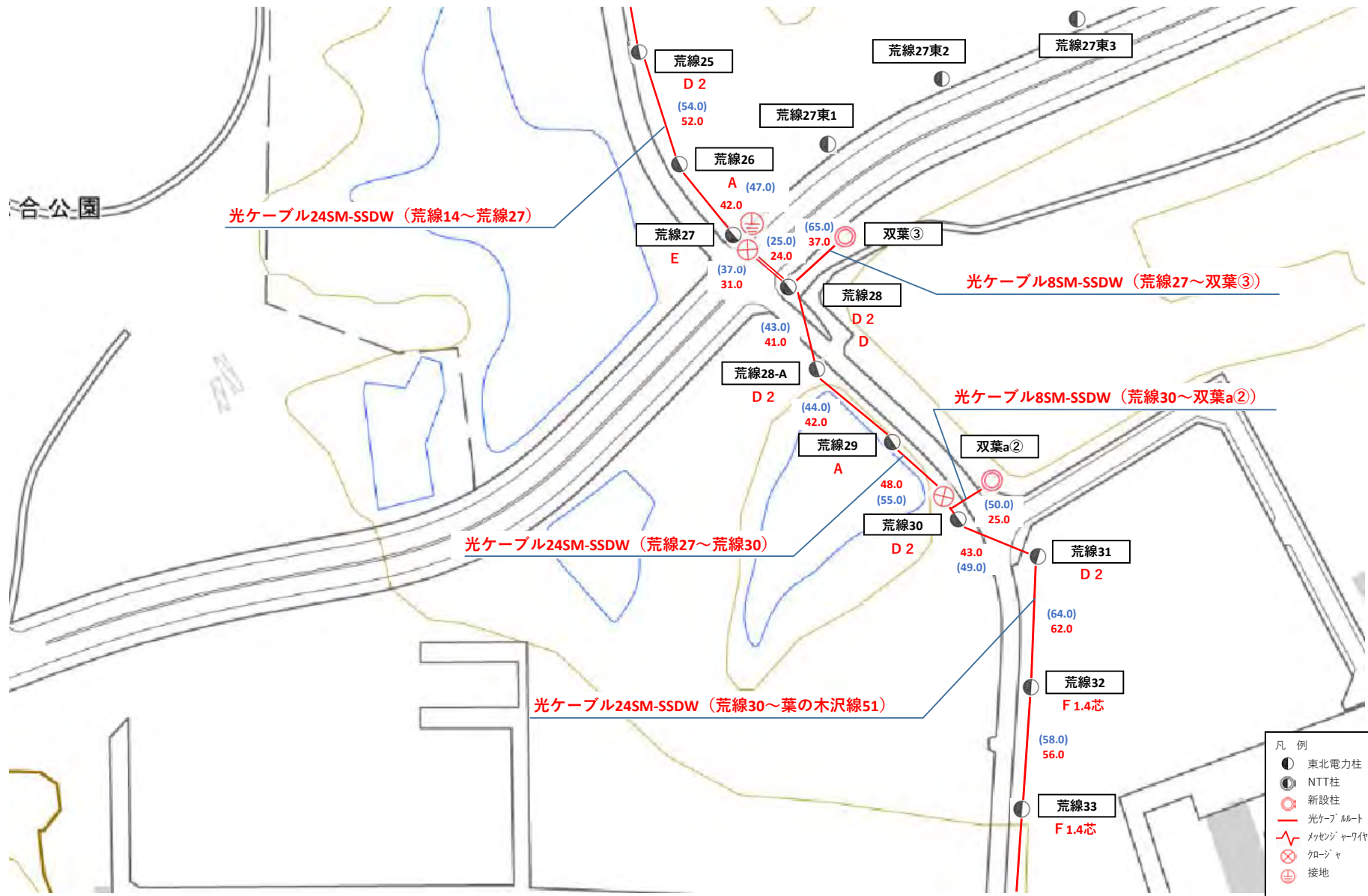
2024/5/10

更新者

猪俣

更新日

2024/10/9



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名 通信不感対策設備撤去工事 (令和7年度)

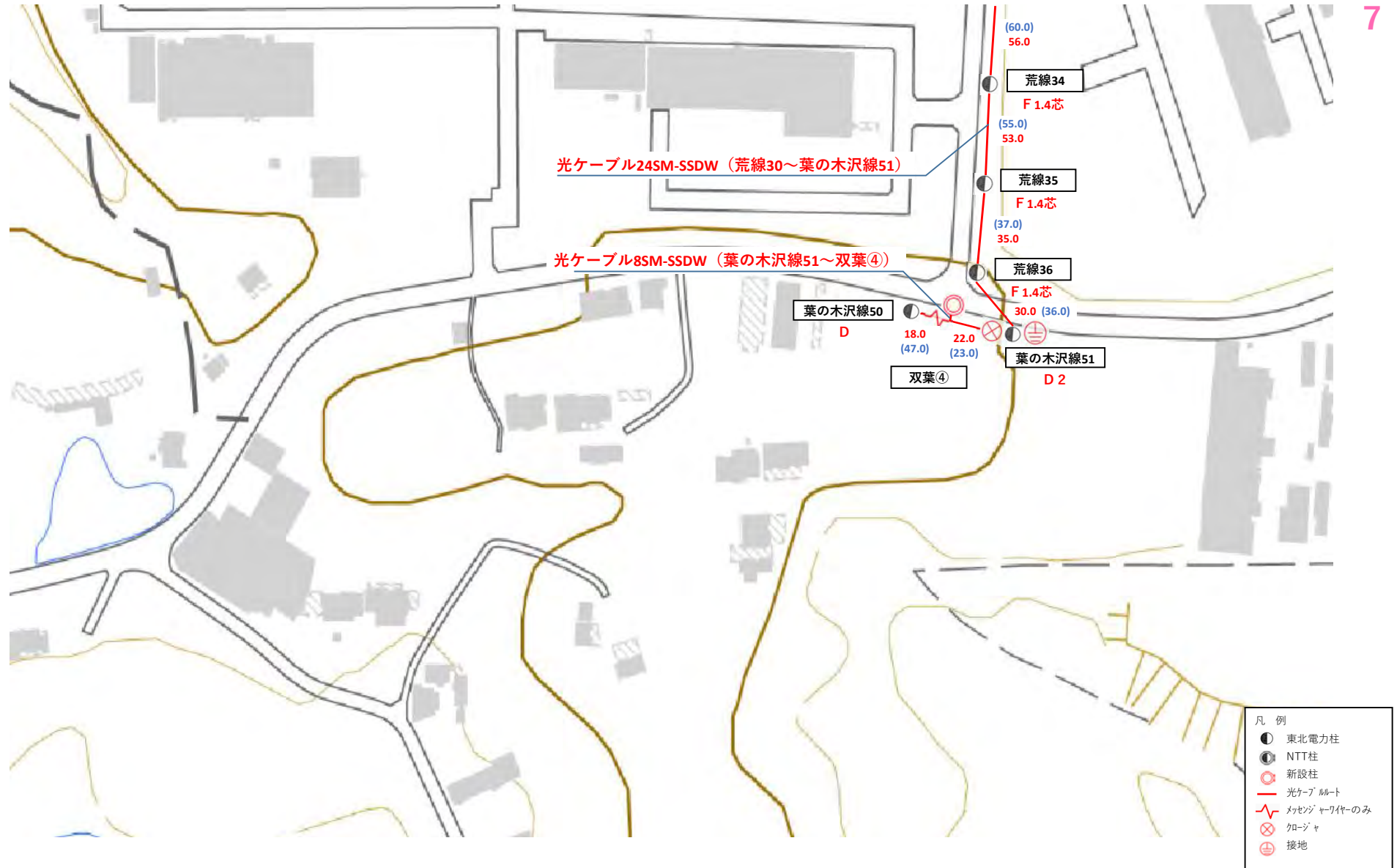
図 面 名 称 光ケーブルルート図 (双葉町)

図 面 番 号 JSCIM-R06-00004-002

作 成 者 猪俣 作 成 日 2024/5/10 更 新 者 猪俣 更 新 日 2024/10/9

ページ

7 / 11



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

ページ

図 面 名 称

光ケーブルルート図（双葉町）

図 面 番 号

JSCIM-R06-00004-002

8 / 11

作 成 者

猪俣

作 成 日

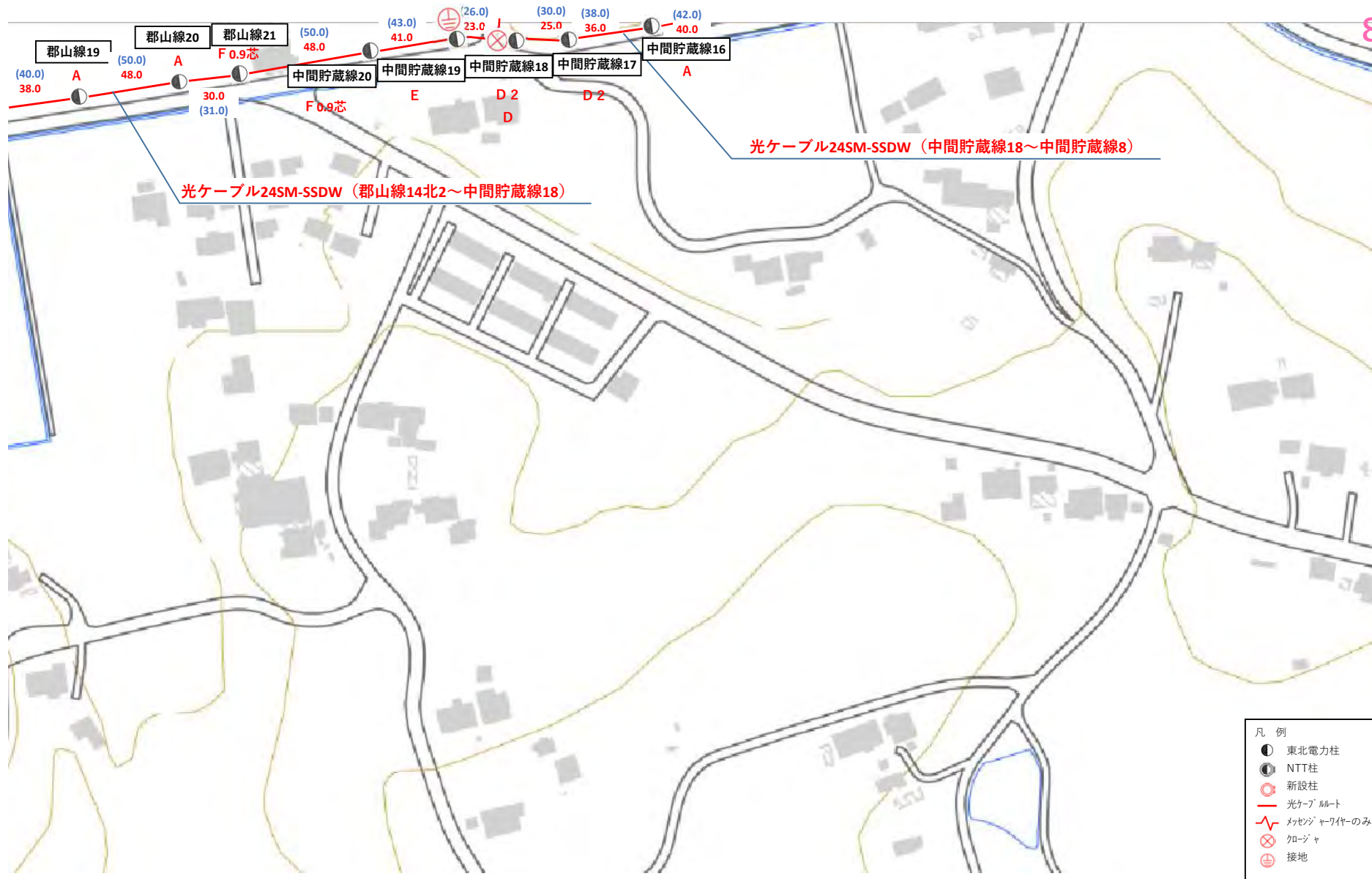
2024/5/10

更 新 者

猪俣

更 新 日

2024/10/9



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

ページ

図 面 名 称

光ケーブルルート図（双葉町）

図 面 番 号

JSCIM-R06-00004-002

9 / 11

作成者

猪俣

作成日

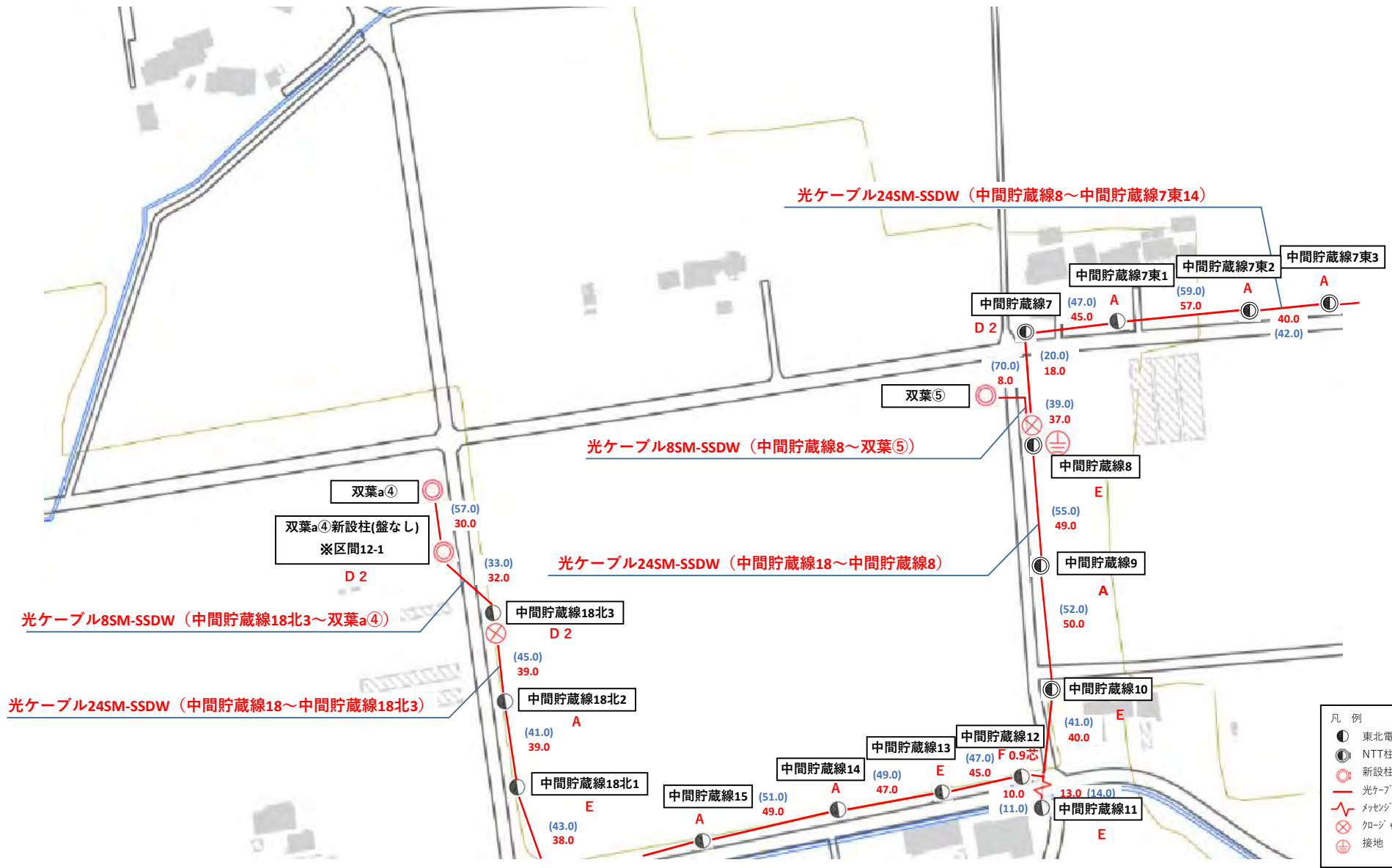
2024/5/10

更新者

猪俣

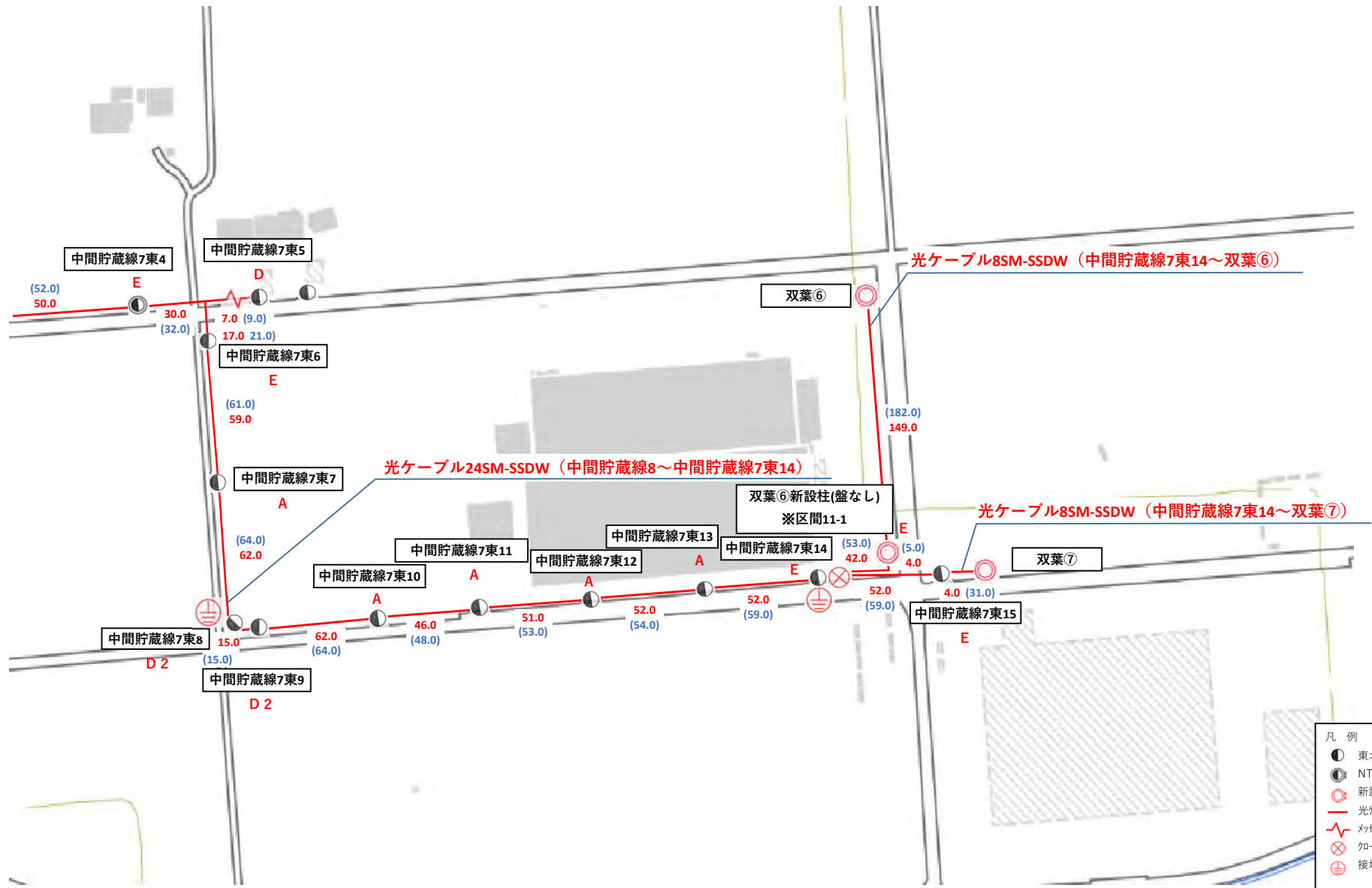
更新日

2024/10/9



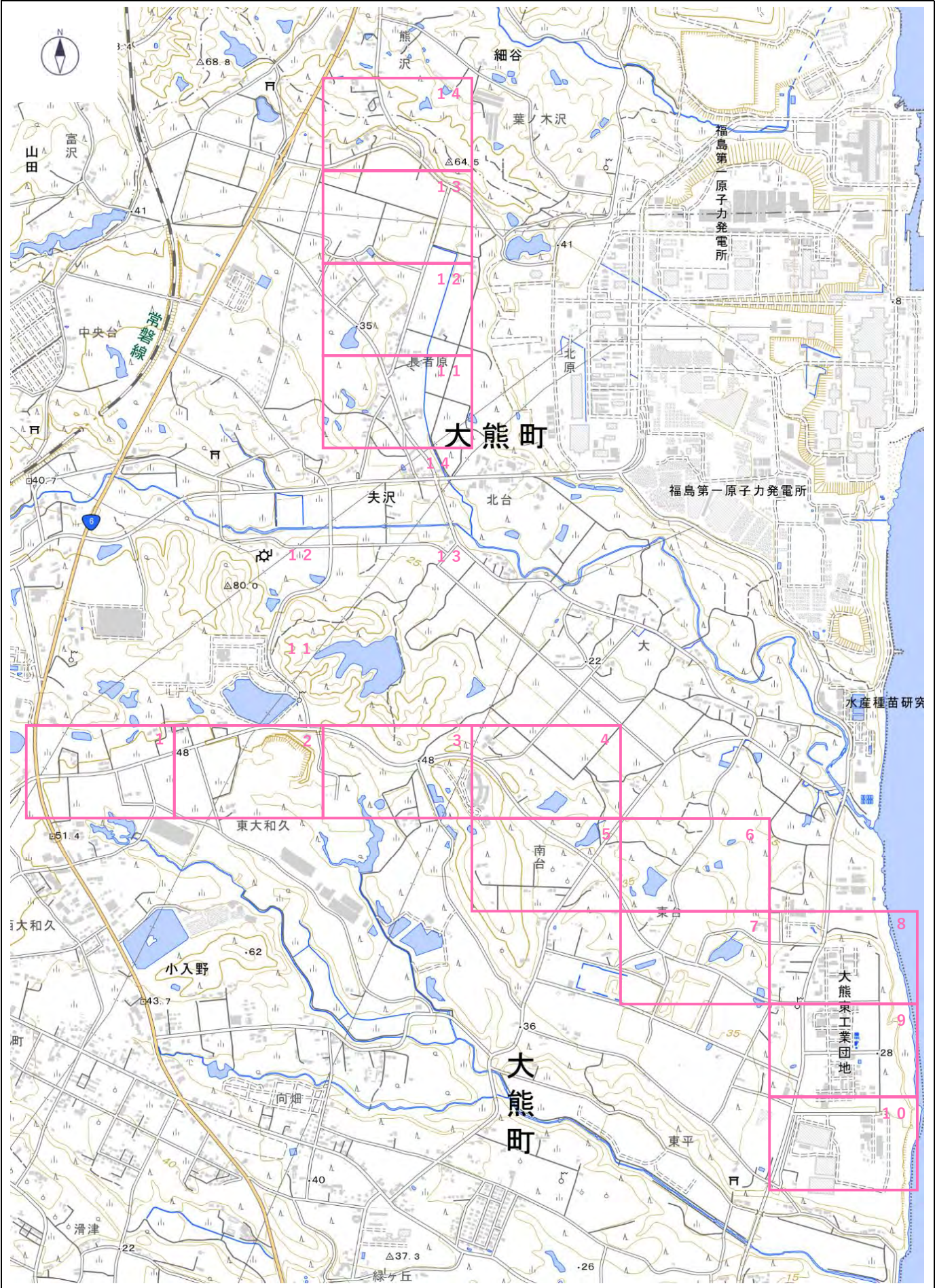
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（双葉町）					10 / 11
図 面 番 号			JSCIM-R06-00004-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/10	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	

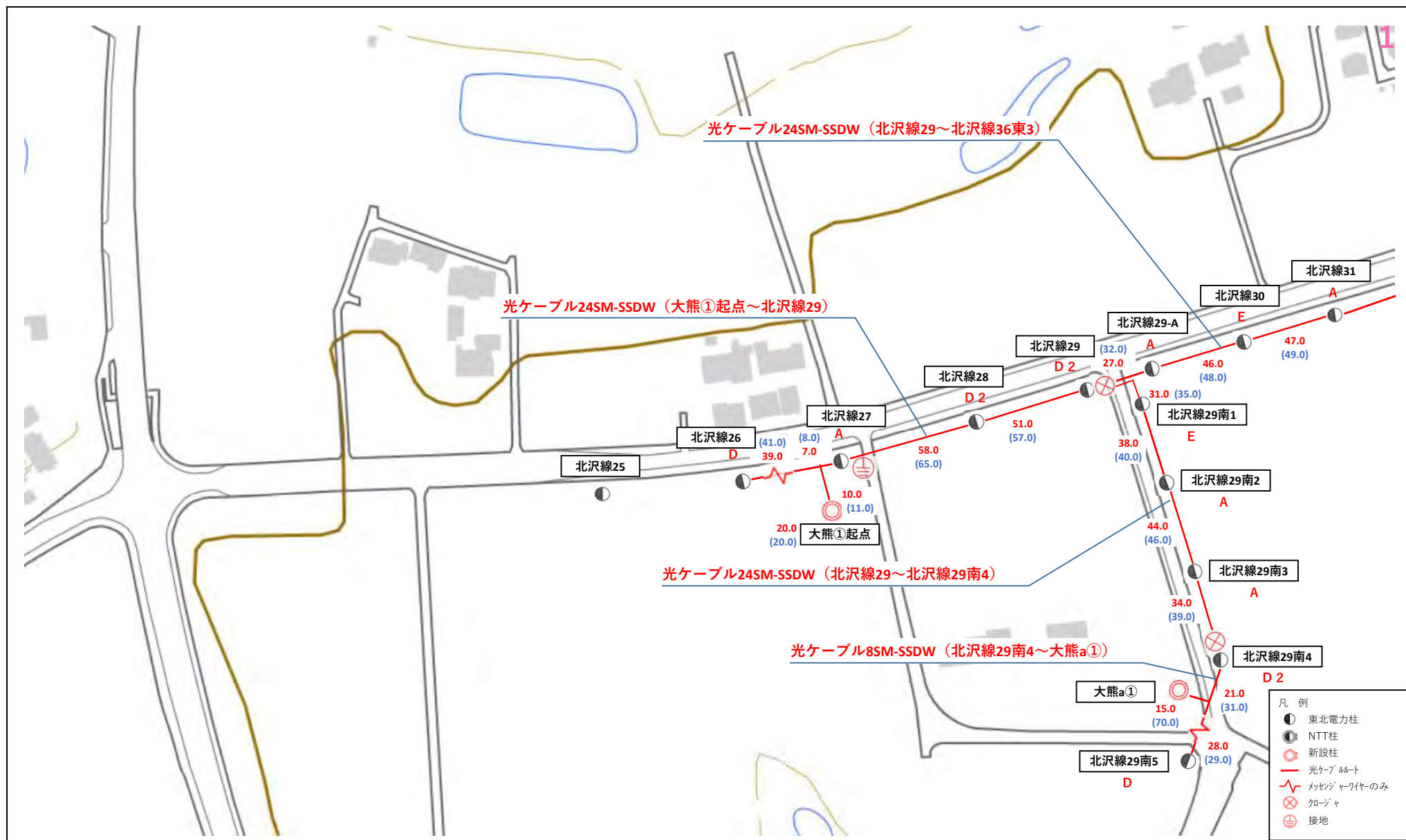


中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（双葉町）					11 / 11
図 面 番 号			JSCIM-R06-00004-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/10	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	

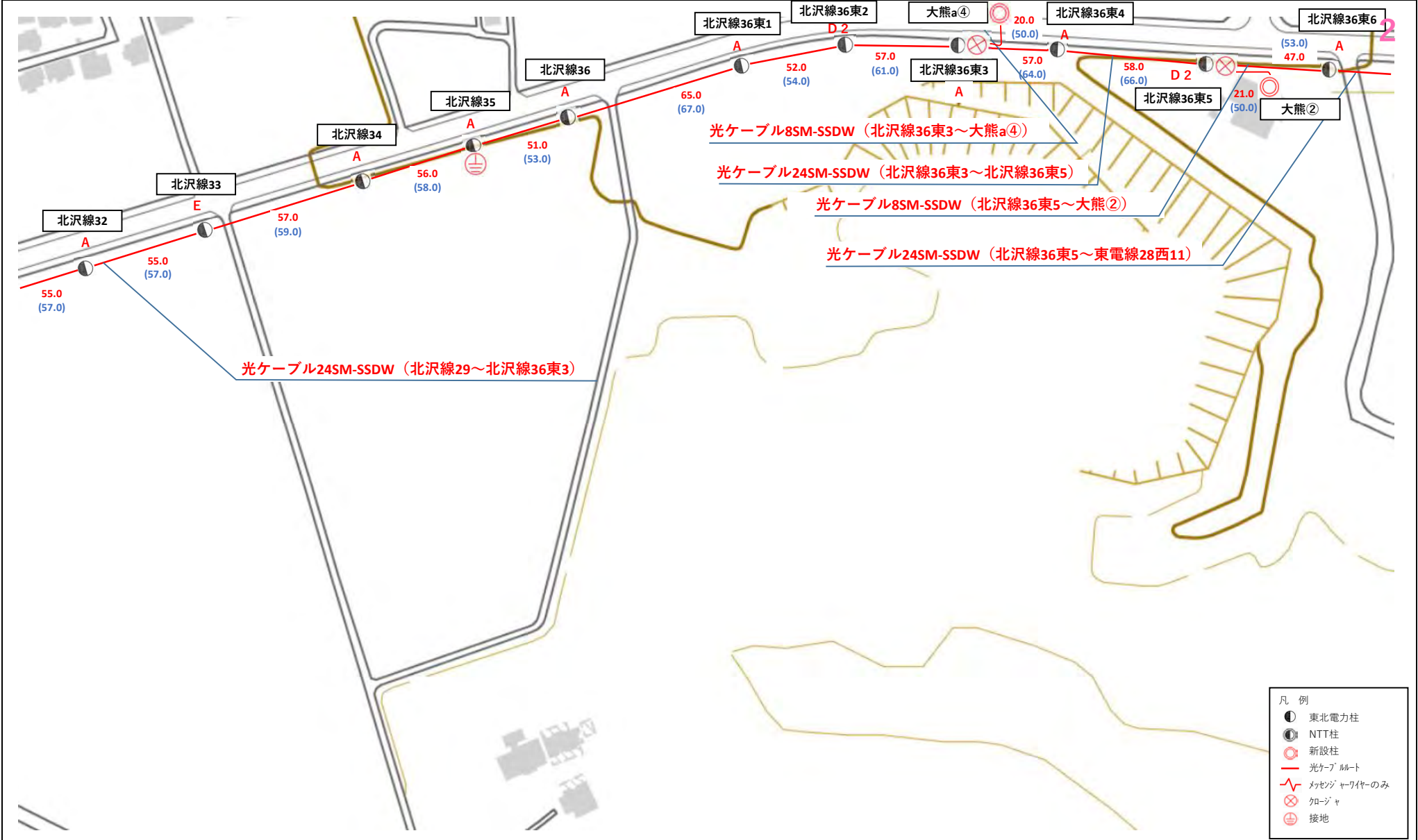


中間貯蔵・環境安全事業株式会社	工事名		通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）				ページ 1 / 15
	図面名称		光ケーブルルート図（大熊町）				
	図面番号		JSCIM-R06-00003-002				
	作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日



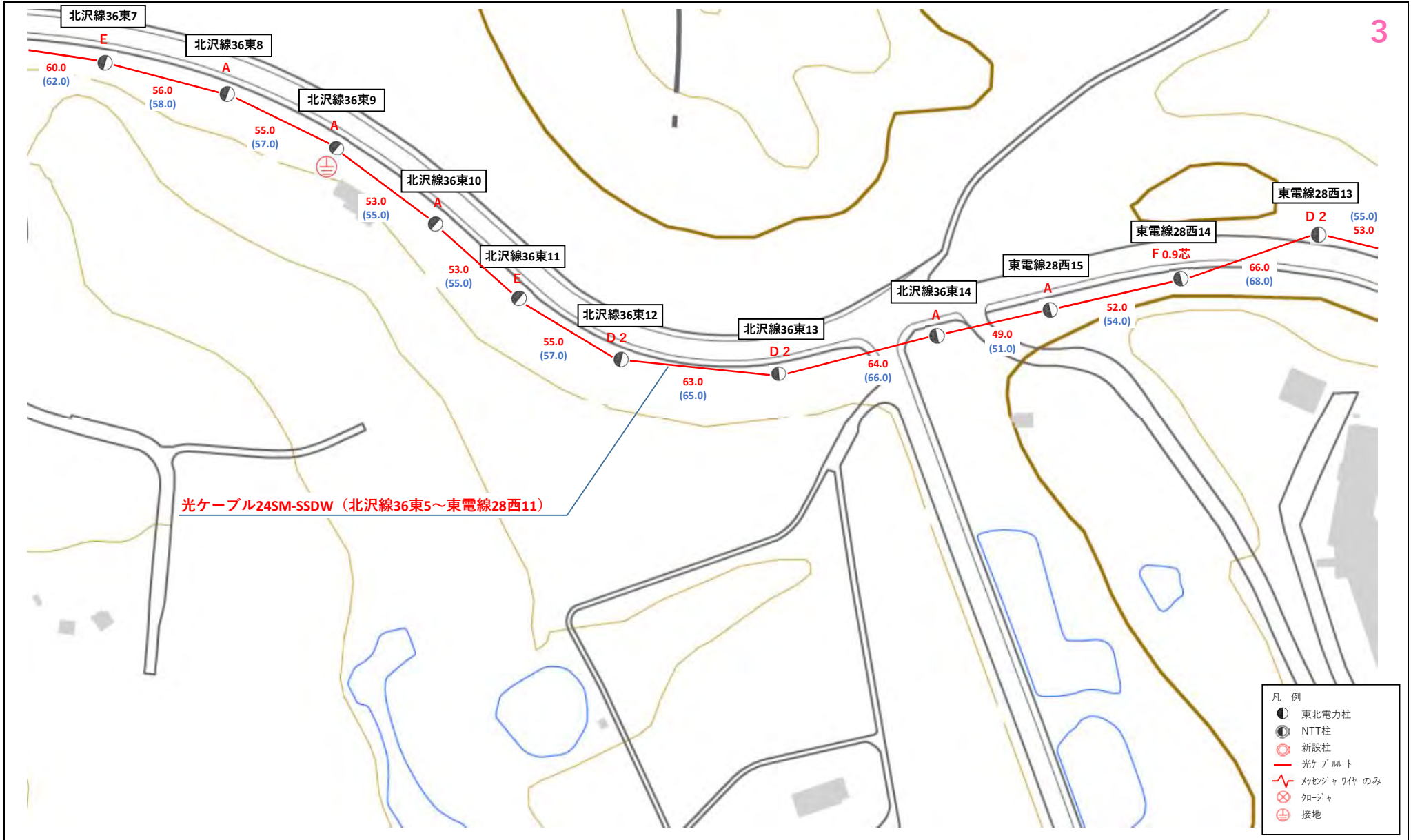
中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ	
図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					2 / 15	
図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002						
作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9		



凡 例	
	東北電力柱
	NTT柱
	新設柱
	光ケーブルルート
	メッセンジャーワイヤーのみ
	クロージャ
	接地

中間貯蔵・環境安全事業株式会社	工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
	図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					3 / 15
	図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
	作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名

通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

ページ

図 面 名 称

光ケーブルルート図（大熊町）

図 面 番 号

JSCIM-R06-00003-002

4 / 15

作成者

猪俣

作成日

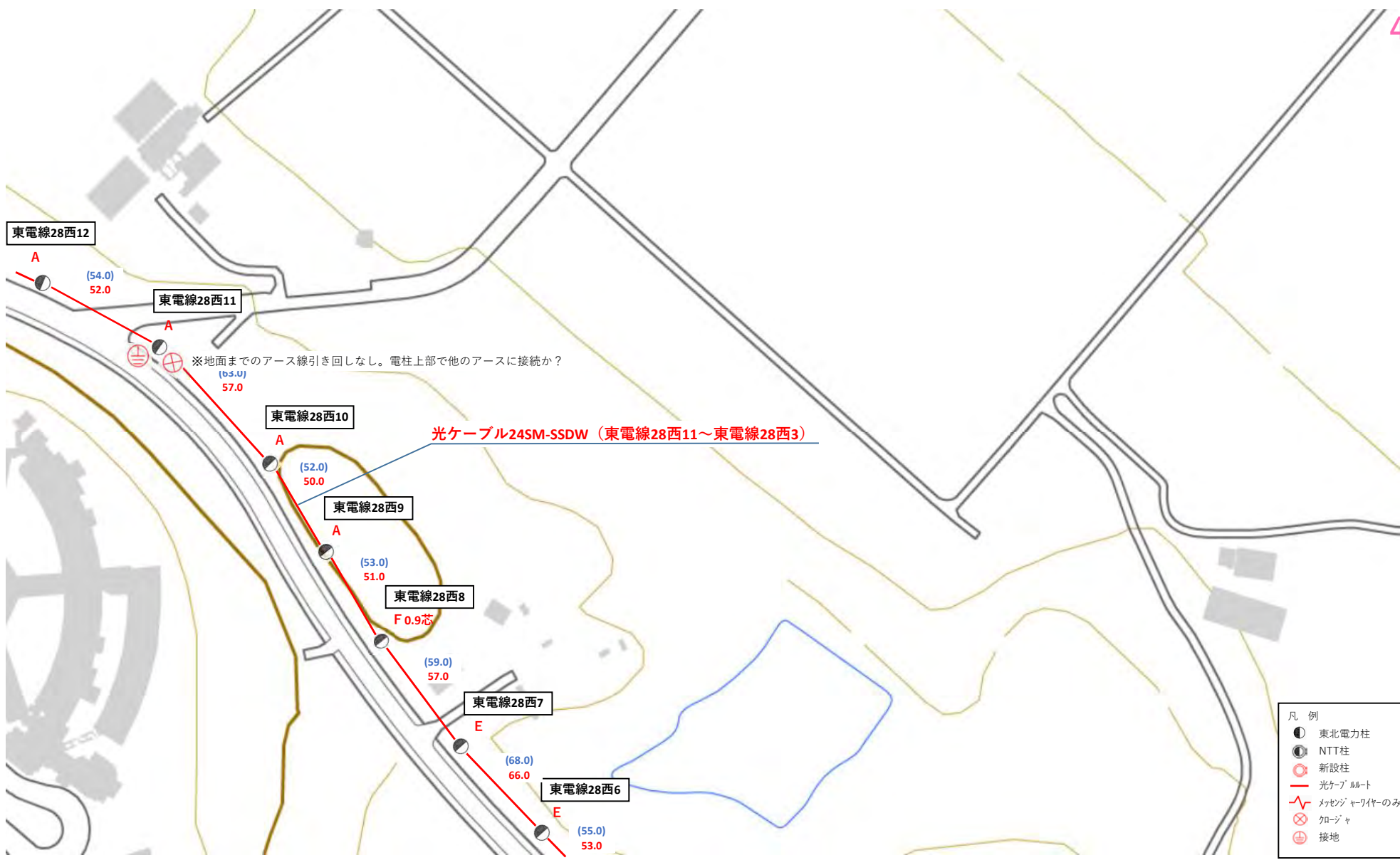
2024/5/9

更新者

猪俣

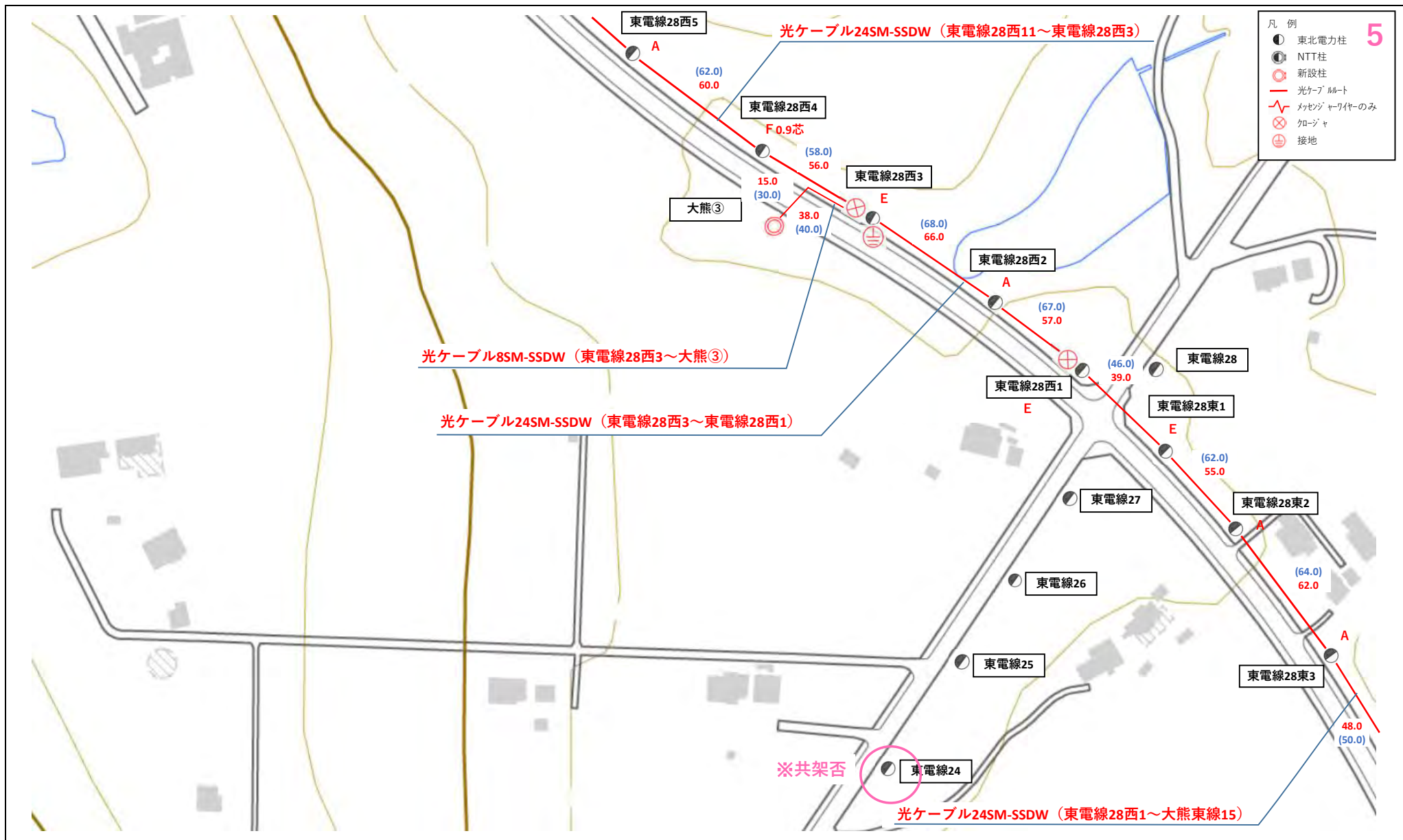
更新日

2024/10/9



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					5 / 15
図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	

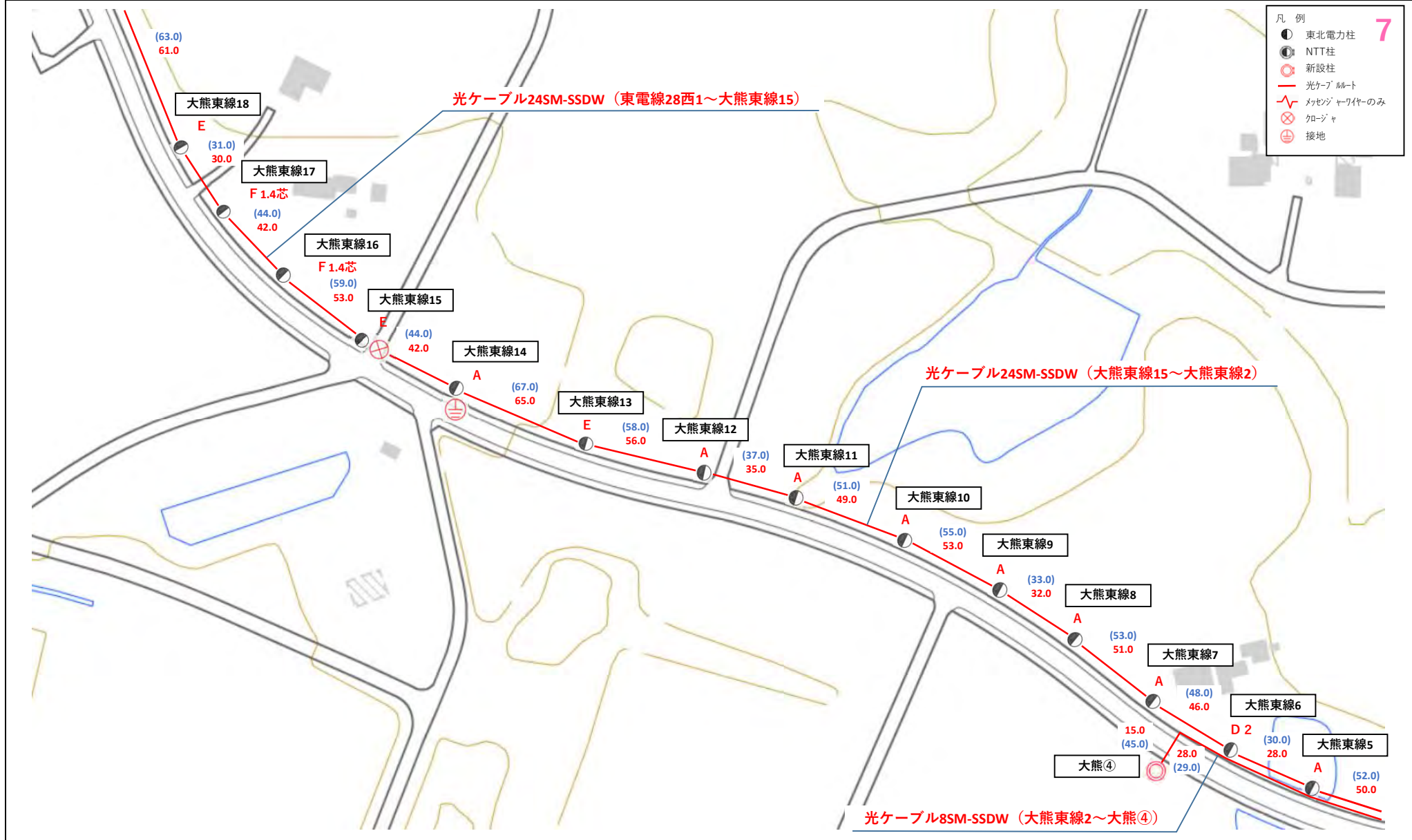


中間貯蔵・環境安全事業株式会社

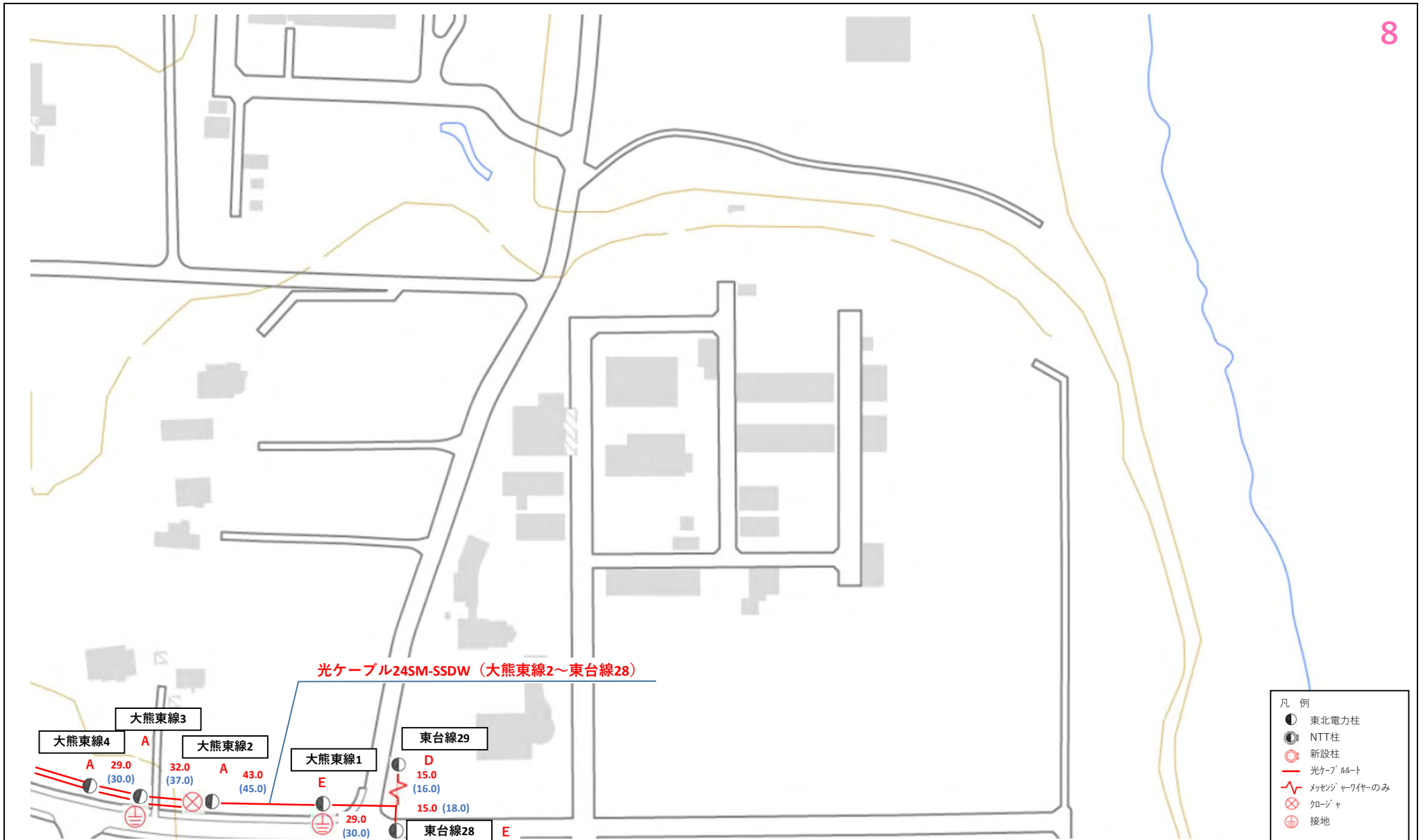
工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					6 / 15
図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



中間貯蔵・環境安全事業株式会社	工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
	図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					7 / 15
	図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
	作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



中間貯蔵・環境安全事業株式会社	工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
	図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					8 / 15
	図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
	作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工事名 通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）

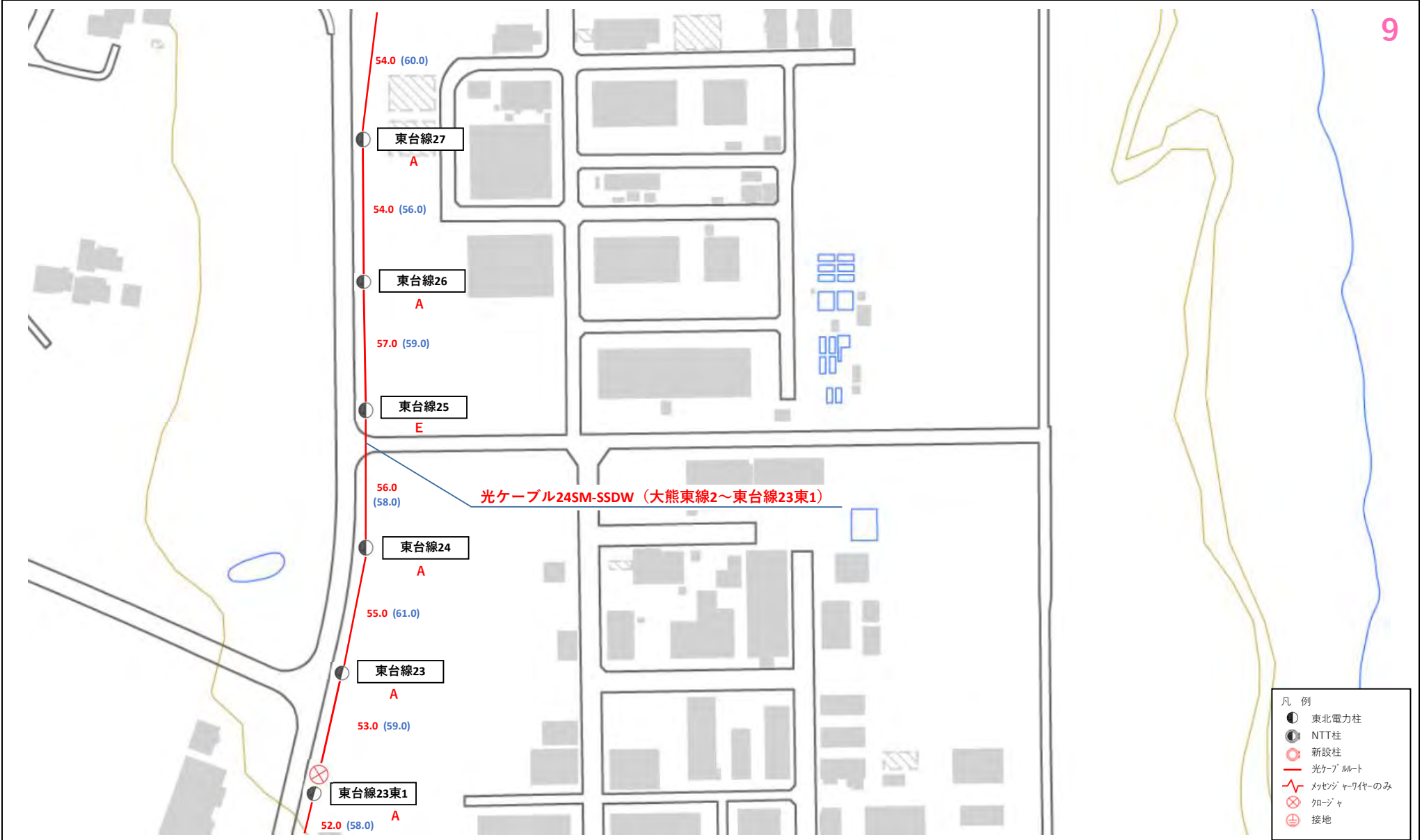
図面名称 光ケーブルルート図（大熊町）

図面番号 JSCIM-R06-00003-002

作成者 猪俣 作成日 2024/5/9 更新者 猪俣 更新日 2024/10/9

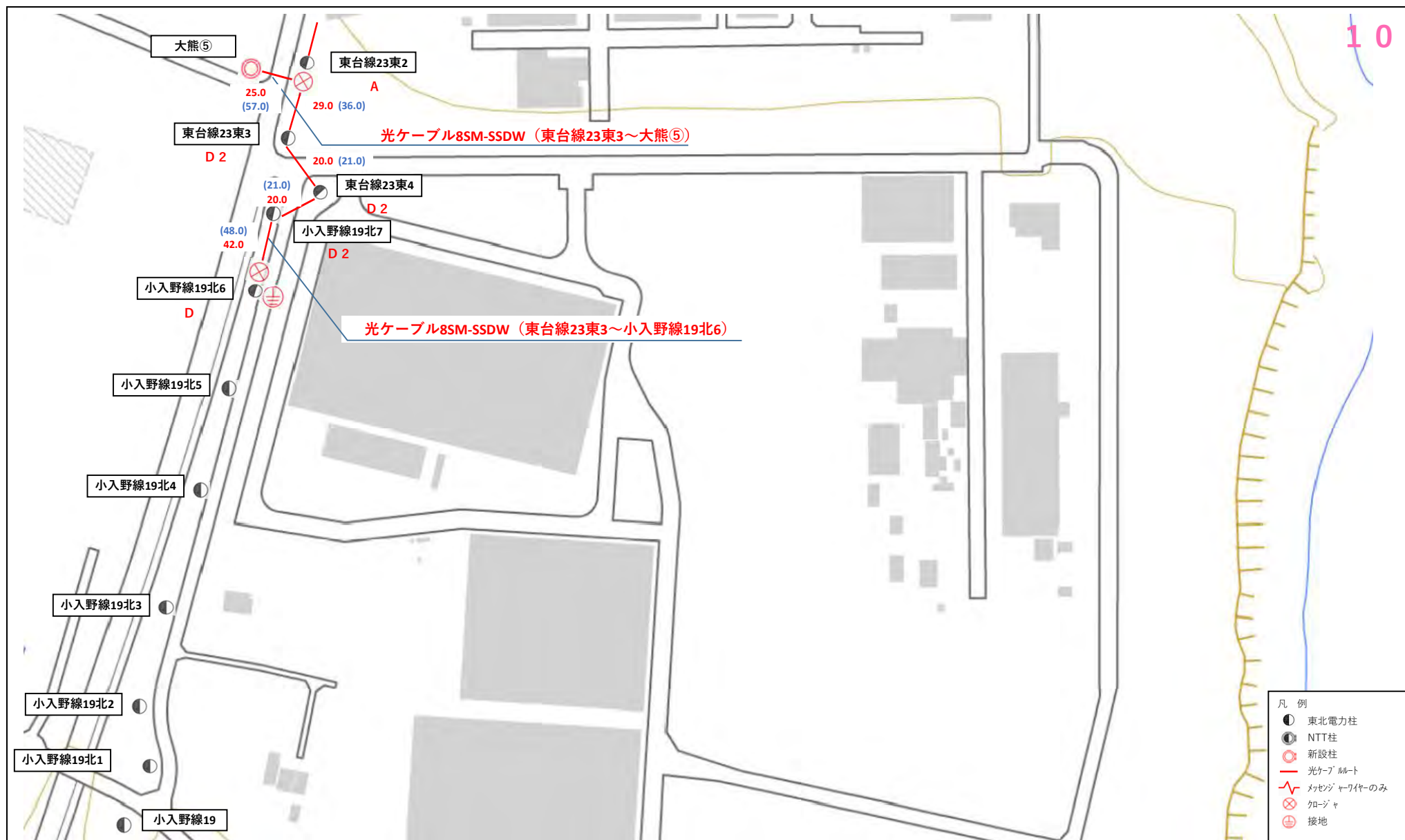
ページ

9 / 15

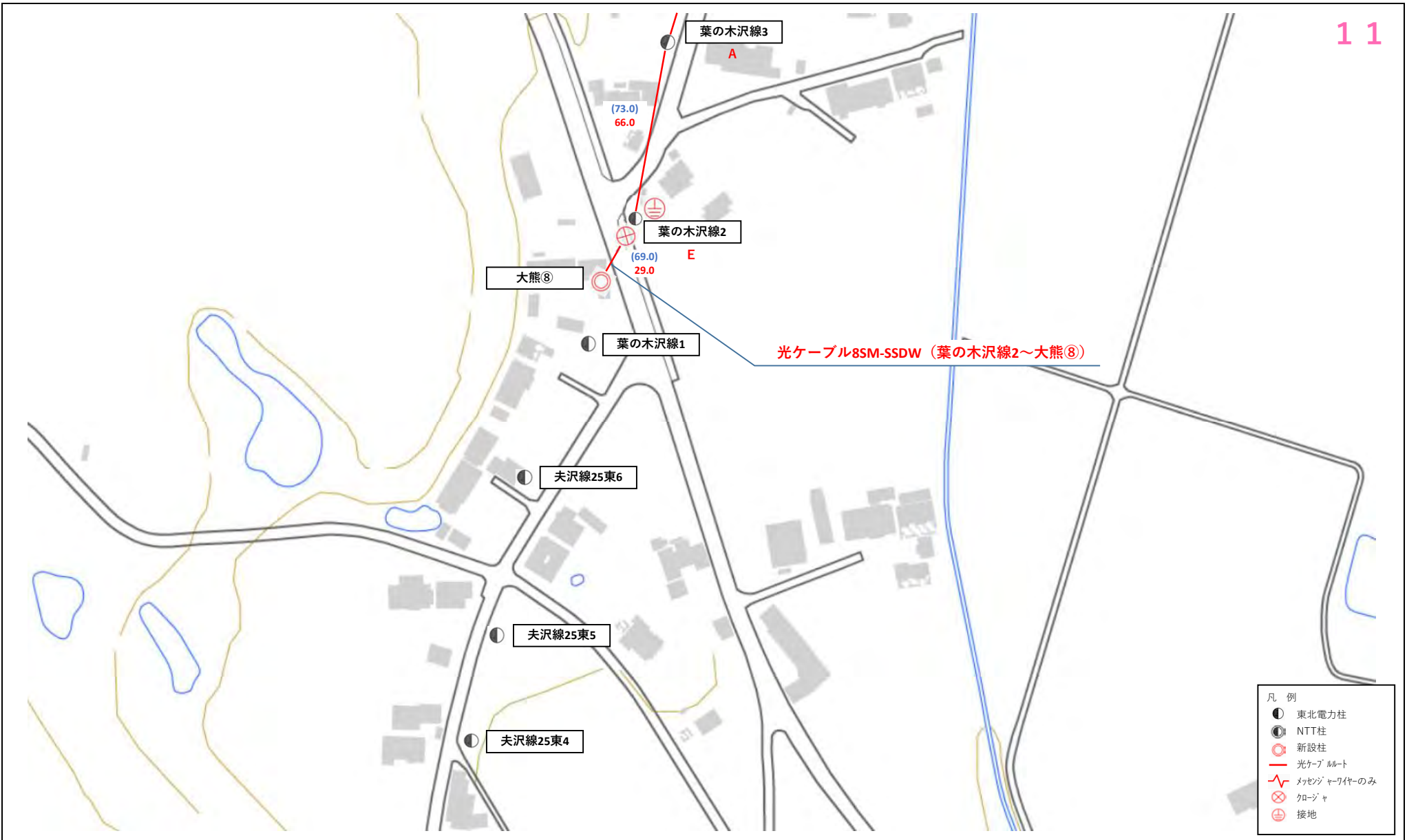


中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					10 / 15
図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	

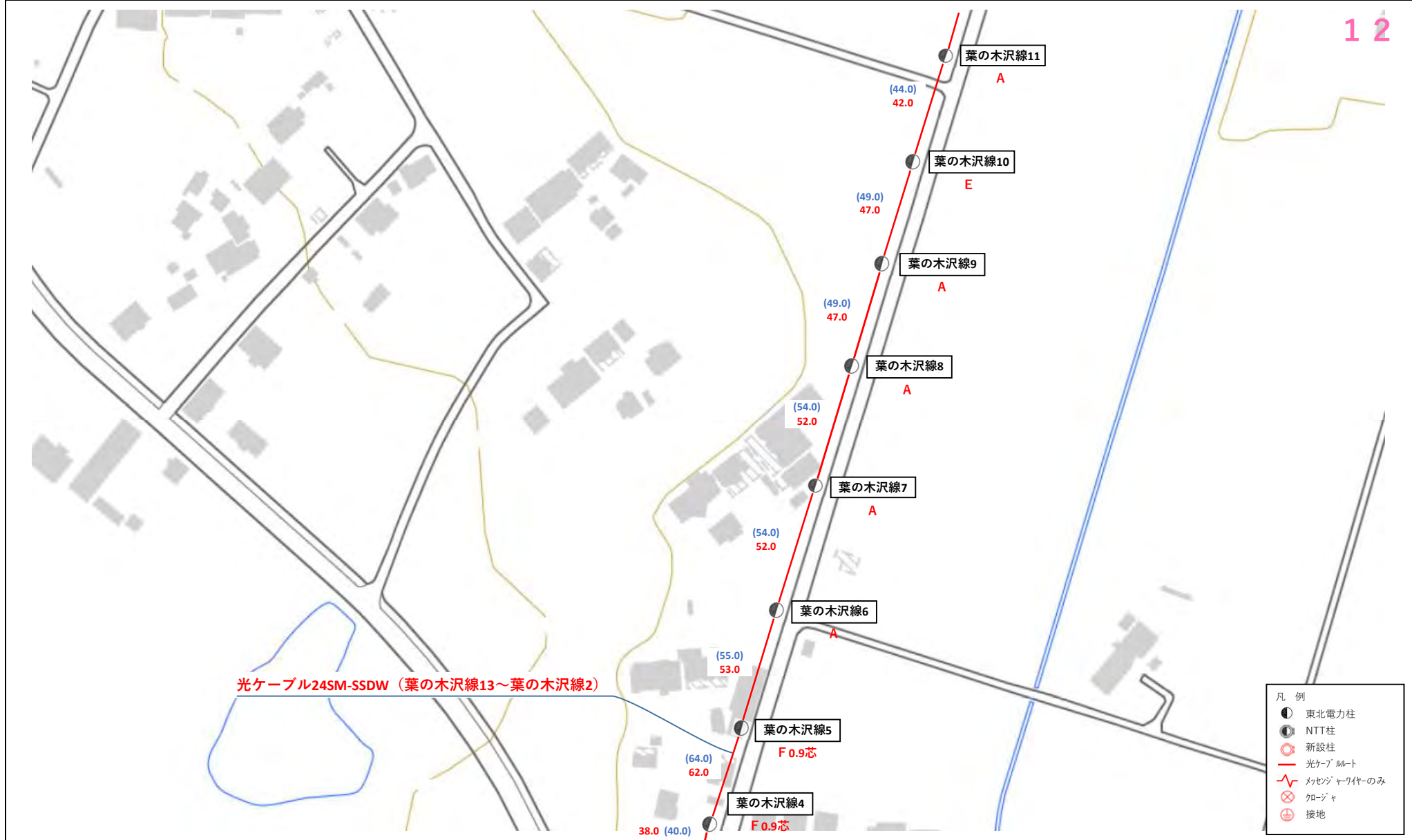


中間貯蔵・環境安全事業株式会社	工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
	図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					11 / 15
	図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
	作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	

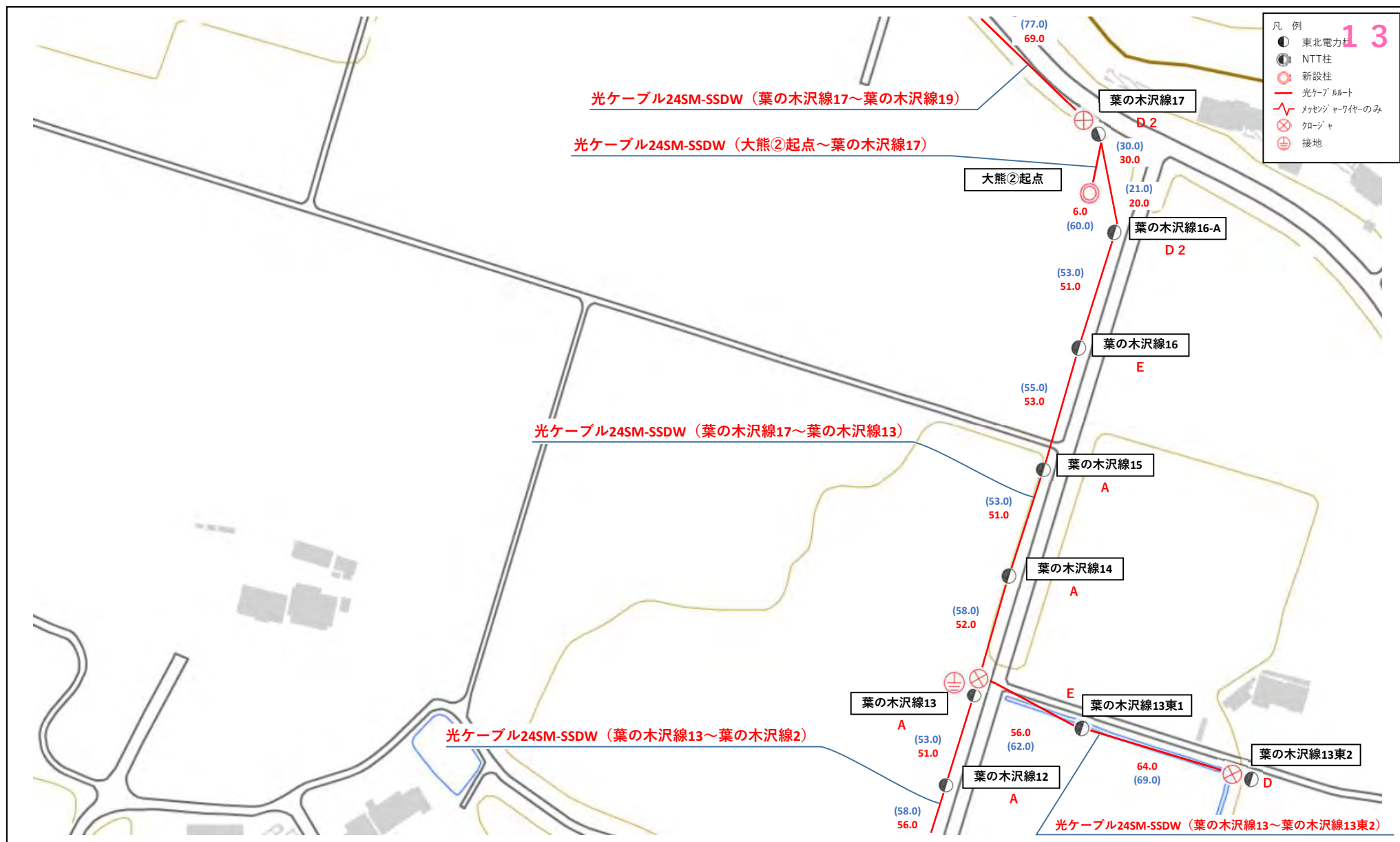


中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					12 / 15
図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



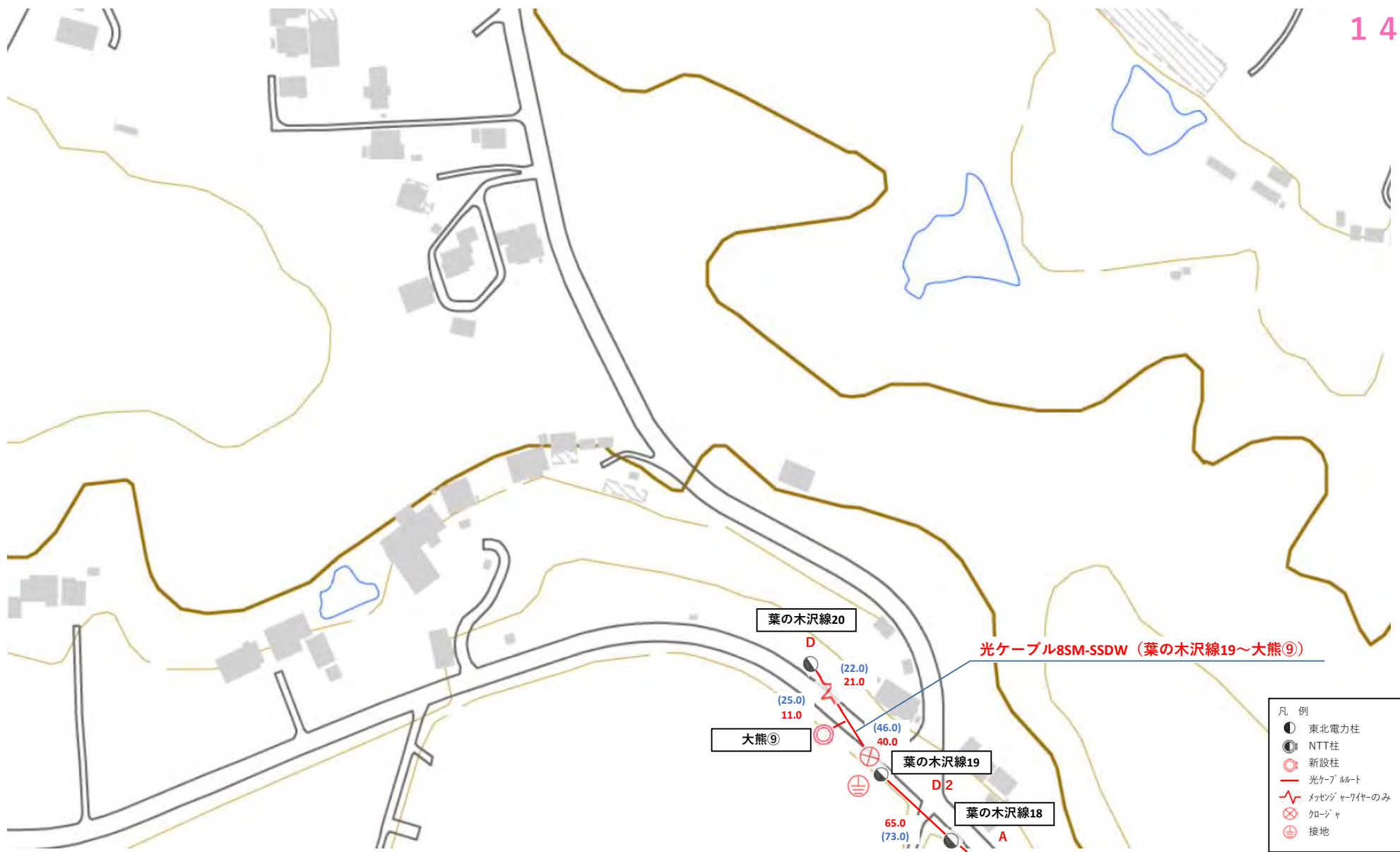
中間貯蔵・環境安全事業株式会社	工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
	図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					13 / 15
	図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
	作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



13

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					14 / 15
図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	



中間貯蔵・環境安全事業株式会社

工 事 名			通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）					ページ
図 面 名 称			光ケーブルルート図（大熊町）					15 / 15
図 面 番 号			JSCIM-R06-00003-002					
作成者	猪俣	作成日	2024/5/9	更新者	猪俣	更新日	2024/10/9	

電柱番号・ケーブル長(大熊町)

大熊町	既設柱	新設柱 (本)				電柱計	光回線敷設(m)		距離計	径間数	
	(本)	盤なし	盤有	起点	小計	(本)	経路用	引込用	(m)	経路用	引込用
	102	0	8	2	10	112	5,439	742	6,181	102	14

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
1	北沢線 26	北沢線 36東5	17	0	2	1	3	20	927	100	1,027

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
2	北沢線 36東5	東電線 28西2	23	0	1	0	1	24	1,348	70	1,418

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
3	東電線 28西2	大熊東線 1	24	0	1	0	1	25	1,199	223	1,422

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
4	大熊東線 1	小入野線 19北6	13	0	1	0	1	14	601	57	658

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
8	起点 大熊②	菓の木沢線 2	17	0	1	1	2	19	923	69	992

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
11	菓の木沢線 17	菓の木沢線 19	2	0	1	0	1	3	150	93	243

※区間8で新設柱・大熊②起点をカウントしているため、区間11では「新設柱(本)/起点」をカウントしない

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
12	菓の木沢線 13	菓の木沢線 13東2	2	0	0	0	0	2	131	0	131

区間	起点	終点	既設柱 (本)	盤なし	盤有	起点	小計	電柱計 (本)	光回線敷設 (m)	距離計 (m)	径間(m)
13	北沢線29	北沢線29 南4	4	0	1	0	1	5	160	130	290

電柱順→	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基幹・支線名称	北沢線 T分岐	起点	T分岐	北沢線													
電柱番号	26	—	—	27	28	29	29-A	30	31	32	33	34	35	36	36東1	36東2	36東5
ケーブル長	41	11	20	8	65	57	32	48	49	57	57	58	53	67	54	61	64

f.埋設管

電柱順→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
基幹・支線名称	北沢線36																		東電線28					
電柱番号	東5	東6	東7	東8	東9	東10	東11	東12	東13	東14	西15	西14	西13	西12	西11	西10	西9	西8	西7	西6	西5	西4	西3	西2
ケーブル長	53	62	58	57	55	55	57	65	66	51	54	68	55	54	63	52	53	59	68	55	62	58	68	—

電柱順→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
基幹・支線名称	大熊東線	東台線																							
電柱番号	28西2	28西1	28東1	28東2	28東3	28東4	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
ケーブル長	67	46	62	64	50	73	63	31	44	59	44	67	58	37	51	55	33	53	48	30	52	30	37	45	—

電柱順→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
基幹・支線名称	大熊東線	東台線												
電柱番号	1	29	28	27	26	25	24	23	23東1	23東2	23東3	23東4	北7	北6
ケーブル長	30	34	60	56	59	58	61	59	58	36	21	21	48	—

電柱順→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基幹・支線名称	菓の木沢線																	
電柱番号	大熊②	17	16-A	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2
ケーブル長	60	51	53	55	53	58	53	58	44	49	49	54	54	55	64	40	73	—

e.電源引込/ f.埋設管

電柱順→	0	1	2
基幹・支線名称	菓の木沢線		
電柱番号	17	18	19
ケーブル長	77	73	—

電柱順→	0	1	2
基幹・支線名称	菓の木沢線		
電柱番号	13	13東1	13東2
ケーブル長	62	69	—

電柱順→	0	1	2	3	4
基幹・支線名称	北沢線				
電柱番号	29	29南1	29南2	29南3	29南4
ケーブル長	35	40	46	39	—

経路用 引込用

0	1	0	1
北沢線	大熊 a④	北沢線	大熊 ②
36東3	36東5	36東5	36東5
25	25	25	24

e.電源引込

e.電源引込

0	1
東電線	大熊 ③
28西2	30
40	30

e.電源引込

0	1	2	3	4	5
東台線	大熊 ④				
2	3	4	5	6	
37	30	52	30	29	45

e.電源引込

0	1
東台線	大熊 ⑤
23東2	27
30	27

e.電源引込

0	1
菓の木沢線	大熊 ⑥
2	34
35	34

e.電源引込

0	1	2
菓の木沢線	大熊 ⑦	
19	20	
46	22	25

e.電源引込

0	1	2
北沢線29	南4	大熊a①
31	29	70

追加事項

- 新設柱には、番札（標識板、銘板等）を設置すること。（上段、集計サマリの「新設柱（本）／小計」の数量）
- 共架する既設柱には、共架札を設置すること。（上段、集計サマリの「既設柱（本）」の数量）
- 新設柱（盤有、起点）には、接地線（アース）を設置すること。（上段集計サマリの「新設柱(本)／盤有／起点」の数量）
- 経路用の光回線敷設においては、500m間隔で接地線（アース）を設置すること。（計11か所×4m）
- 新設柱には、東北電力からの電源引込工事を行うこと。ただし、次の新設柱は対象外とする。（大熊①起点、大熊a①）
- 次の新設柱には、地上または埋設管による電源引込工事を行うこと。（大熊①起点×20m、大熊②起点×15m）
- 光回線の幹線延長や分岐、さらに新設柱への引込用にクロージャーを設置すること。上記「電柱番号」欄（セル）に太周線と黄色塗り潰しで示す。
- 東北電力柱の共架における、東北電力側の改造工事対象は、「表-1 東北電力改造工事対象（大熊町）」に示す。

表-1 東北電力改造工事対象（大熊町）	
電柱名称	改修内容
北沢線27	低圧線繰上げ
北沢線29	変台繰上げ
北沢線36東4	低圧線繰上げ
	通信線繰上げ
北沢線36東9	通信線繰上げ
東電線28西12	通信線繰上げ
菓の木沢線13東1	低圧線繰上げ
菓の木沢線13東2	変台繰上げ

中間貯蔵・環境安全事業株式会社		1/2
工事名称	通信不感対策設備撤去工事(令和7年度)	
図面名称	電柱番号・ケーブル長(大熊町)	

電柱番号・ケーブル長(双葉町)

双葉町	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
	類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
	93	2	8	1	11	104	4,379	766	5,145	93	14

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
1	谷沢町線 7	郡山線 14北2	14	0	0	1	1	15	610	26	636	14	1

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
2	郡山線 14北2	荒線 7	9	0	1	0	1	10	389	40	429	9	1

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
3	荒線 7	荒線 27	20	0	1	0	1	21	1087	90	1,177	20	2

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
4	荒線 27	葉の木沢線 51	11	0	2	0	2	13	538	120	658	11	3

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
5	郡山線 14北2	中間貯蔵線 8	21	0	1	0	1	22	887	70	957	21	1
郡山線27左4右6													

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
7	中間貯蔵線 8	中間貯蔵線 7東5	6	0	0	0	0	6	300	0	300	6	0
郡山線27左4右6 郡山線29北8東5													

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
9	中間貯蔵線 7東5	中間貯蔵線 7東14	9	0	1	0	1	10	439	95	534	9	2
郡山線29北8東5 郡山線29北8東13													

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
11	—	—	0	1	1	0	2	2	0	235	235	0	2

区間	起点	終点	既設柱 (本)		新設柱 (本)			電柱計 (本)	光回線敷設(m)		距離計 (m)	径間数	
			類なし	盤有	起点	小計			経路用	引込用		経路用	引込用
12	郡山線 21東3	中間貯蔵線 18北3	3	1	1	0	2	5	129	90	219	3	2
郡山線21東3北3													

電柱間→	1	—	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
基幹・支線名称	谷沢町線	起点	谷沢町線			郡山線									
電柱番号	7	双葉a①	8	9	10	11	14北10	14北9	14北8	14北7	14北6	14北5	14北4	14北3	14北2
ケーブル長	25	41	59	43	43	51	26	47	56	33	41	50	49	46	—
e.電源引込/ f.埋設管															

電柱順→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基幹・支線名称	郡山線			荒線						
電柱番号	14北2	14北1	14	1	2	3	4	5	6	7
ケーブル長	38	16	25	50	50	42	52	58	58	—

電柱間→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
基幹・支線名称	荒線																				
電柱番号	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
ケーブル長	63	57	54	36	59	50	58	58	56	55	56	55	55	54	55	56	54	55	54	47	—

電柱間→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
基幹・支線名称	荒線										葉の木沢線	
電柱番号	27	28	28-A	29	30	31	32	33	34	35	36	51
ケーブル長	37	43	44	55	49	64	58	60	55	37	36	—

電柱間→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
基幹・支線名称	郡山線																					
電柱番号	14北2	14	15	16	17	18	19	20	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
ケーブル長	—	53	54	49	61	40	50	31	50	43	26	30	38	42	51	49	47	11	55	52	55	—
郡山線21東1 郡山線21東2 郡山線21東3 郡山線21東4 郡山線21東5 郡山線21東6 郡山線21東7 郡山線21東8 郡山線21東9 郡山線21東10 郡山線21東11 郡山線21東12 郡山線21東13 郡山線21東14 郡山線21東15 郡山線21東16 郡山線21東17 郡山線21東18 郡山線21東19 郡山線21東20 郡山線21東21 郡山線21東22 郡山線21東23																						

電柱間→	0	1	2	3	4	5	6
基幹・支線名称	中間貯蔵線						
電柱番号	8	7	7東1	7東2	7東3	7東4	7東5
ケーブル長	59	47	59	42	52	41	—
郡山線27北3 郡山線27北4 郡山線27北5 郡山線27北6 郡山線27北7 郡山線27北8 郡山線27北9 郡山線27北10							

電柱間→	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
基幹・支線名称	中間貯蔵線									
電柱番号	7東5	7東6	7東7	7東8	7東9	7東10	7東11	7東12	7東13	7東14
ケーブル長	21	61	64	15	64	48	53	54	59	—
郡山線29北8 郡山線29北9 郡山線29北10 郡山線29北11 郡山線29北12 郡山線29北13 郡山線29北14 郡山線29北15 郡山線29北16 郡山線29北17 郡山線29北18										

電柱間→	0	1	2	3
基幹・支線名称	—			
電柱番号	—			
ケーブル長	※経路用なし			

電柱間→	0	1	2	3
基幹・支線名称	郡山線21	中間貯蔵線		
電柱番号	東3	18北1	18北2	18北3
ケーブル長	43	41	45	—

表-2 東北電力改訂工事対象 (双葉町)	
電柱名称	改修内容
谷沢町線8	通信線繰上げ
郡山線14北9	アー入取付
郡山線14北9	通信線繰上げ
郡山線14北9	通信線繰上げ
荒線3	変台繰上げ
荒線11	通信線繰上げ
荒線27	通信線繰上げ
荒線27	変台繰上げ

- 追加事項
- 新設柱には、番札（標識板、銘板等）を設置すること。（上段、集計サマリの「新設柱（本）」／小計の数量）
 - 共架する既設柱には、共架札を設置すること。（上段、集計サマリの「既設柱（本）」の数量）
 - 新設柱（盤有、起点）には、接地線（アース）を設置すること。（上段集計サマリの「新設柱(本)／盤有／起点」の数量）
 - 経路用の光回線敷設(m)においては、500m間隔で接地線（アース）を設置すること。（計10か所×4m）
 - 新設柱には、東北電力からの電源引込工事を行うこと。ただし、次の新設柱は対象外とする。（双葉③、双葉⑥、双葉a②、新設柱1、新設柱2）
 - 次の新設柱には、地上または埋設管による電源引込工事を行うこと。（双葉①起点×15m、双葉③×200m、双葉⑥×150m、双葉a②×150m）
 - 光回線の幹線延長や分岐、さらに新設柱への引込用にクロージャを設置すること。上記「電柱番号」欄（セル）に太困線と黄色塗り満しで示す。
 - 東北電力柱の共架における、東北電力側の改訂工事対象は、「表-2 東北電力改訂工事対象（双葉町）」に示す。
 - 郡山線の一部が中間貯蔵線に電柱名称変更（東北電力ネットワーク発行「電柱番号変更通知書」2023年12月20日付け）

← 経路用 引込用 →

0	1	2
谷沢町線	双葉 a③	双葉 a③柱 2023年12月撤去
11	11-A	
20	6	24

e.電源引込

0	1
荒線	双葉 ②
7	
19	21

e.電源引込

0	1	2
荒線	双葉 ③	
27	28	
25	39	26

f.埋設管

0	1	0	1	2
荒線	双葉 a②	葉の木沢線	双葉 ④	
30		51	50	
26	24	23	19	28

f.埋設管

e.電源引込

0	1
中間貯蔵線	双葉 ⑤
8	
47	23

e.電源引込

0	1	2
中間貯蔵線	双葉 ⑦	
7東14	7東15	
59	5	31

e.電源引込

0	1	2
中間貯蔵線	区間 11-1	双葉 ⑧
7東14		28
53	154	

f.埋設管

0	1	2
中間貯蔵線	区間 12-1	双葉 a④
18北3		
33	31	26

e.電源引込

中間貯蔵・環境安全事業株式会社		2/2
工事名称	通信不感対策設備撤去工事（令和7年度）	
図面名称	電柱番号・ケーブル長（双葉町）	

中間貯蔵に係る土木工事
共通仕様書
(第 3.0 版)

令和 6 年 12 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目 次

第1章 総則

1. 1	目的	3
1. 2	適用	3
1. 3	用語の定義	3

第2章 工事の実施

2. 1	工事の着手	5
2. 2	監督員	5
2. 3	監督員との協議・指示等	5
2. 4	監督員による確認、立会	6
2. 5	主任（監理）技術者	6
2. 6	放射線管理責任者	6
2. 7	履行報告	7
2. 8	環境対策	7
2. 9	諸法令の遵守	7
2. 10	不可抗力による損害	7
2. 11	保険契約の締結及び事故の補償	7
2. 12	調査・試験に対する協力	7
2. 13	土地、建物等への立入り	8
2. 14	立入りの手続き	8
2. 15	施工計画書	8
2. 16	工事の下請負	9
2. 17	施工体制台帳	9
2. 18	建設業退職金共済制度の履行	9
2. 19	コリンズ（CORINS）への登録	10
2. 20	設計図書の照査等	10
2. 21	施工管理基準	10
2. 22	工事写真	10
2. 23	工事完成図	11
2. 24	検査	11
2. 25	各種許可申請及び届出	11
2. 26	打合せ及び記録等	11
2. 27	提出物等	11
2. 28	特殊勤務手当	12
2. 29	交通誘導員の配置	12
2. 30	物品の手配及び廃棄	12
2. 31	支給材料等	13
2. 32	著作権等の扱い	13

2. 33	守秘義務	1 4
2. 34	個人情報の取り扱い	1 4
2. 35	環境物品等の調達	1 5
2. 36	地域との協調	1 5
2. 37	低騒音型・低振動型建設機械	1 6

第3章 安全等の確保

3. 1	工事中の安全確保	1 6
3. 2	帰還困難区域における作業	1 6
3. 3	電離放射線管理に関する事項	1 7
3. 4	臨機の措置等	1 7
3. 5	中間貯蔵施設区域からの退域	1 8
3. 6	作業災害の防止	1 8
3. 7	盗難及び災害の防止	1 8
3. 8	事故・災害発生時の措置	1 8
3. 9	事故報告書	1 8

第4章 補則

4. 1	補則	1 8
------	----	-----

第1章 総則

1. 1 目的

福島県内において除染等に伴って大量に発生した除去土壌等は、一定の期間、中間貯蔵施設において安全に保管を行うこととしている。

本共通仕様書は、中間貯蔵に係る土木工事、電気通信設備工事等を実施するにあたって共通の事項を定めるものである。

1. 2 適用

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が発注する中間貯蔵に係る工事の実施に関する共通的な仕様等を示し、契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 契約図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。設計図書の間に相違がある場合の優先順位は、次の①から⑤の順番とし、これによりがたい場合は、監督員と協議する。
 - ①質問回答書
 - ②現場説明書
 - ③特記仕様書
 - ④図面
 - ⑤共通仕様書
- (3) 受注者は、信義に従って誠実に工事を施工し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書に定める臨機の措置を行う場合は、この限りではない。
- (4) SI 単位
設計図書は SI 単位を使用するものとする。

1. 3 用語の定義

本共通仕様書に使用する用語は、次の定義に定めるもののほか、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）の定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）の契約職をいう。
- (2) 「受注者」とは、工事の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- (4) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。

- (5) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び質問回答書をいう。
また、工事数量総括表を含むものとする。
- (6) 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに共通仕様書を補足し、工事に固有の技術的要求を定める特記仕様書を総称していう。
- (7) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した図面一式、発注者から変更又は追加されたものをいう。
- (8) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明した書類をいう。
- (9) 「質問回答書」とは、仕様書、図面及び現場説明書に関して、質問受付時に入札参加者から所定の手続きを経て寄せられた質問書に対して発注者が回答する書面をいう。
- (10) 「検査」とは、契約図書に基づき検査社員が工事の中間、完成若しくは出来形部分又は一部分の完成を確認することをいう。
- (11) 「検査社員」とは、検査を行う者で、発注者が定めた者をいう。
- (12) 「指示」とは、監督員が主任（監理）技術者に対し、工事の施工上必要な事項について、書面によって示し、実施させることをいう。
- (13) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、監督員と主任（監理）技術者が対等の立場で合議し、結論を得て書面に残すことをいう。
- (14) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (15) 「承諾」とは、主任（監理）技術者が監督員に対し書面で申し出た事項について、監督員が書面により同意することをいう。
- (16) 「報告」とは、主任（監理）技術者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面により知らせることをいう。
- (17) 「提出」とは、主任（監理）技術者が監督員に対し、工事に関する書面又はその他の資料を示して説明し、差し出すことをいう。
- (18) 「提示」とは、主任（監理）技術者が監督員に対し、工事に関する書面又はその他の資料を示して説明することをいう。
- (19) 「書面」とは、印刷物等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は記名したものをいう。なお、記名の場合は、担当者連絡先（部署名、責任者名、担当者名、TEL、FAX、E-mail）を記載又は押印すること。
- (20) 「立会」とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場し、その内容について契約図書との整合を確かめることをいう。
- (21) 「打合せ」とは、工事を適正かつ円滑に実施するために、監督員と主任（監理）技術者等が面談により、工事の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (22) 「下請負者」とは、受注者が工事の施工にあたり、工事の一部を受注者の下で請負わせ、又は委任させる者をいう。
- (23) 「放射線管理責任者」とは、作業員等の放射線管理を指揮監督する有資格者で、受注者が定めた者をいう。

- (24)「中間貯蔵等関連業務作業員」とは、中間貯蔵等関連業務に従事する作業員（東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号。以下「除染電離則」という。）又は、電離放射線障害防止規則（平成 25 年厚生労働省令第 89 号。以下「改正電離則」という。）に定める放射線業務従事者、除染等業務従事者及び特定線量下業務従事者に該当する者をいい、受注者、下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者を含む。以下同じ。）をいい、受注者の指示のもと、除染特別地域、汚染状況重点調査地域等の場所で、個人の被ばく管理が必要な作業場所において、作業を実施する者をいう。
- (25)「工期」とは、工事を実施するための準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。
- (26)「工事着手」とは、工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）に着手することをいう。
- (27)「工事」とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

第 2 章 工事の実施

2. 1 工事の着手

受注者は、特別の事情がない限り、契約書に定める工期の始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

2. 2 監督員

- (1) 発注者は、工事における総括監督員、主任監督員及び一般監督員を定め、受注者に通知するものとする。
- (2) 監督員は、契約の履行について発注者に代り監督し指示する権限を有するものであり、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
- (3) 監督員がその権限を行使する場合は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示に従うものとする。監督員はその指示等を行った後 7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

2. 3 監督員との協議・指示等

- (1) 受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合、本仕様書により難い事由が生じた場合、あるいは本仕様書に記載のない細部については、監督員と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 監督員は、契約書第 9 条第 2 項の規定に基づく権限の行使にあたり、受注者に口頭により指示若しくは了承した場合、又は受注者から口頭により報告若しくは連絡を受けた場合は、打合せ記録簿にその内容を記載しておくものとする。

- (3) 受注者は、監督員から口頭で指示を受けた場合若しくは了承を得た場合、又は監督員に口頭で報告若しくは連絡した場合は、その内容を書面に記載しておくものとする。

2. 4 監督員による確認、立会

監督員は、工事が施工計画書（2.15参照）どおりに行われているかどうかの確認をするために、必要に応じ作業現場に立入り、立会い、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

2. 5 主任（監理）技術者

- (1) 配置予定の主任（監理）技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (2) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

2. 6 放射線管理責任者

- (1) 受注者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者から放射線管理責任者をあらかじめ選任し、発注者に通知するものとする。ただし、具体的な配置等については、特記仕様書に定めるものとする。

①第1種放射線取扱主任者免状若しくは第2種放射線取扱主任者免状を有する者又は次に掲げる専門教育機関等の講習を受けた者

- イ. 国立研究開発法人（旧独立行政法人）日本原子力研究開発機構が行う放射線防護コース（旧：放射線防護基礎課程）、放射線安全管理コース（旧：ラジオアイソトープコース）、放射線基礎課程、旧放射線管理コース、旧RI・放射線初級コース、旧RI・放射線上級コース
- ロ. 国立研究開発法人量子技術研究開発機構量子医学・医療部門（旧独立行政法人放射線医学総合研究所）が行う放射線防護入門コース、放射線防護のための管理・計測コース、放射線防護のための生命科学コース、放射線規制に関する法令アドバンスコース（旧独立行政法人放射線医学総合研究所が行った放射線防護課程、放射線影響・防護応用課程、放射線影響・防護基礎課程、旧ライフサイエンス課程を含む。）
- ハ. 日本原子力発電株式会社が行う放射線管理入門コース、旧原子力発電所の放射線管理員養成コース
- ニ. 公益財団法人放射線計測協会が行う放射線管理入門講座、放射線管理計測講座
- ホ. 原子力企業協議会が行う放射線管理員養成講習
- ヘ. 厚生労働省委託「原発事故からの復旧・復興従事者の適正な放射線管理指導事業」における「管理者教育」

②放射線管理の実務経験が1年以上の者

- (2) 放射線管理責任者は、工事に係る放射線管理を統括し、現場における受注者の使用人等(下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。)の被ばく線量の測定、保護具類の着用などの放射線関係業務について指導、支援を行うものとする。

2. 7 履行報告

受注者は、工事の履行状況を監督員に提出しなければならない。

2. 8 環境対策

- (1) 受注者は、作業に伴う騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題と対策については、関係法令の規定を遵守の上、施工計画及び施工の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。
- (2) 受注者は環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

2. 9 諸法令の遵守

- (1) 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
- (2) 受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約そのものが諸法令に照らし不相当であること又は矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

2. 10 不可抗力による損害

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書の規定の適用を受けられる場合には、直ちに「天災その他の不可抗力による損害通知書」により監督員に報告するものとする。

2. 11 保険契約の締結及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- (2) 受注者は、雇用者等の工事に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して、責任をもって適正な補償をしなければならない。

2. 12 調査・試験に対する協力

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具

体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

2. 13 土地、建物等への立入り

- (1) 受注者は、土地、建物等に立ち入ることの了解を当該土地、建物等の権利者から得られていない土地、建物等には、立ち入ってはいけない。
- (2) 受注者は、土地、建物等に立入りを行う場合には、その日時を、あらかじめ監督員に報告するものとする。

2. 14 立入りの手続き

受注者は、調査のため、中間貯蔵施設区域に立入る場合は、所定の申請様式に必要な事項等を記載し、必要書類を添付のうえ監督員に提出し身分証明書及び車両通行証の交付を受け、立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。また、工事完成等により不要となった身分証明書及び車両通行証は工事完成後直ちに監督員に返却するものとする。

2. 15 施工計画書

(1) 一般事項

受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。

- ①工事概要
- ②計画工程表
- ③現場組織表
- ④指定機械
- ⑤主要機械
- ⑥主要資材
- ⑦施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む。）
- ⑧施工管理計画
- ⑨安全管理
- ⑩緊急時の体制及び対応
- ⑪交通管理
- ⑫環境対策
- ⑬現場作業環境の整備
- ⑭再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ⑮その他

(2) 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工

事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

(3) 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

2. 16 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が JESCO から中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結する場合は、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

2. 17 施工体制台帳

(1) 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技第 90 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

(2) 施工体系図

受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技 第 1 編 共通編 第 1 章 総則 1-10 第 90 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい 場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督員に提出しなければならない。

(3) 施工体制台帳等変更時の処置

受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

2. 18 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1か月以内に（電子申請方式による場合にあっては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出すること。

また、受注者は、建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況に

について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示すること。

2. 19 コリンズ (CORINS) への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は、工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行うこと。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示すること。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

2. 20 設計図書の照査等

(1) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

(2) 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

2. 21 施工管理基準

受注者は、工事の施工にあたり、共通仕様書及び特記仕様書に特に定めのない事項については、「国土交通省 土木工事施工管理基準及び規格値（最新版）」「国土交通省 電気通信設備施工管理基準及び規格値（最新版）」によること。

2. 22 工事写真

工事写真の撮影要領は、「国土交通省 写真管理基準（案）（最新版）」「国土交通省 電気通信設備工事写真管理基準（最新版）」によること。

2. 23 工事完成図

受注者は、設計図書を踏まえて工事完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

2. 24 検査

(1) 発注者は、工事の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。
この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。

(2) 検査内容

検査社員は、監督員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- ① 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、性能、品質及び出来ばえ
- ② 工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

2. 25 各種許可申請及び届出

- (1) 受注者は、関係官公庁その他の関係機関との連絡をとること。
- (2) 受注者は、作業の実施にあたり工事に必要な関係官公庁その他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより遅滞なく実施すること。ただし、これにより難い場合は、監督員と協議すること。
- (3) 受注者は、前項に規定する届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督員に報告しなければならない。

2. 26 打合せ及び記録等

- (1) 工事を適正かつ円滑に実施するため、主任（監理）技術者は監督員と密接に打合せを行い、工事の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 日常的な軽微な打ち合わせ事項や迅速な対応を要する事項については、電子メール等による連絡を積極的に行うものとする。
- (3) 主任（監理）技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

2. 27 提出物等

(1) 提出図書及び完成図書

受注者は、特記仕様書に記載のある提出物を作成し、監督員に提出すること。
なお、工事が完了した場合は、特記仕様書に示す提出物等が特記仕様書に基づく内容となっているかどうかについて確認し、確認したことを示す記録と提出物等を完成届とともに提出し、検査を受けるものとする。

- (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これによる。
- (3) 電子データの仕様
 - ①電子データの書式については、監督員が指定するデータ形式によるものとする。
 - ②格納媒体は DVD-R 等とする。工事名称、実施年度等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず印刷により付記すること。

2. 28 特殊勤務手当

工事が行われる場所が、帰還困難区域である場合、その環境の特殊性に鑑み、以下のとおり労務単価に加え、特殊勤務手当を支給する。

- (1) 帰還困難区域における作業については、1 人 1 日当たり 6,600 円をそれぞれ支払うこととする。なお、1 日の作業時間が 4 時間に満たない場合には、手当に 100 分の 60 を乗じた額とする。
- (2) 帰還困難区域における屋内作業については、1 人 1 日当たり 1,330 円をそれぞれ支払うこととする。
- (3) 特殊勤務手当は作業時間に応じて支給額が異なることから精算変更を行うので、工事場所・工事内容・累積線量・手当の額等を管理できる特殊勤務手当管理簿等の記録を提出すること。また、工事完成時に特殊勤務手当が適正に支払われていることが確認できる賃金台帳等を提示すること。
- (4) 特殊勤務手当対象外の作業については、特記仕様書による。
- (5) 工事において作業環境が著しく異なる作業がある場合は、特殊勤務手当について、発注者と受注者で別途協議するものとする。

2. 29 交通誘導員の配置

工事の実施にあたり必要に応じて交通誘導員を配置し、中間貯蔵施設区域内のルールを順守すること。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとする。ただし、所轄警察署との協議の結果又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、発注者と受注者で別途協議するものとする。

2. 30 物品の手配及び廃棄

- (1) 工事に必要な車両、個人線量計等の備品、呼吸用保護具等の消耗品その他必要な物品は、受注者の負担とする。なお、防護服の着用が必要な場合は、受注者の負担で準備すること。
- (2) 工事に伴って発生する廃棄物は、受注者が関係法令に基づき適正に処理することとし、その費用は受注者の負担とする。

2. 31 支給材料等

- (1) 受注者は、発注者から支給材料及び貸与品の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
- (3) 受注者は、工事完成時（完成前にあっても工程上、支給品の精算が行えるものについては、その時点。）には、支給品精算書を監督員に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、支給材料及び貸与品の提供を受ける場合は、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を、その使用予定日の 14 日前までに監督員に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、不用となった支給材料又は貸与品の返還については、監督員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

2. 32 著作権等の扱い

- (1) 受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。
- (3) 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- (4) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (5) 受注者は、工事の施工に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (6) 受注者は、成果物（工事を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又（5）にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- (7) 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- (8) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている

ものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

2. 33 守秘義務

- (1) 受注者は、工事の施工過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、工事の結果（工事の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を施工計画書に記載される者以外には秘密とし、また、工事の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 受注者は、工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取り扱う情報は、工事のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。
- (6) 受注者は、工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報について、工事完成時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- (7) 受注者は、工事の施工において貸与された情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

2. 34 個人情報の取り扱い

- (1) 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第6条第2項の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は業務の遂行以外の目的に使用してはならない。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 受注者は、契約による事務を処理するために個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- (4) 受注者は、監督員の指示又は承諾がある場合を除き、契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- (5) 受注者は、監督員の指示又は承諾がある場合を除き、契約による事務を処理するために監督員から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

- (6) 受注者は、監督員の指示又は承諾がある場合を除き、契約による事務を処理するための個人情報については自ら扱うものとする。
- (7) 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、速やかに監督員に報告し、監督員の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。
- (8) 受注者は、契約による事務を処理するために監督員から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、契約の完了後又は解除後速やかに監督員に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、監督員が廃棄又は消去などの別の方法を指示した場合は、当該指示に従うものとする。
- (9) 監督員は、受注者における個人情報の管理の状況について、監督員が必要と認める場合は、受注者に対して報告を求め、確認することができるものとする。
- (10) 受注者は、契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。
- (11) 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は業務の遂行以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

2. 35 環境物品等の調達

受注者は、契約図書に基づいて工事実施中又は完成時に提出する紙類・納入印刷物および納入印刷物に付属する文具類（ファイル等）については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進に関する法律）に基づく基本方針の基準によるものとし、当該基準に適合した物品を調達し、使用したことを証する書類を工事完成時に発注者に提出すること。

なお、環境物品等の調達の推進に関する基本方針は環境省ホームページからダウンロードできる。（資料名：環境物品等の調達の推進に関する基本方針（最新版））
また、資材、建設機械等の調達については、国土交通省ホームページからダウンロードできる。（特定調達品目調達ガイドライン（案）（最新版））

2. 36 地域との協調

- (1) 受注者は、契約図書の定め又は監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- (2) 受注者は、工事の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として工事を実施する場合には、監督員の指示するところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
- (3) 受注者は、工事の実施にあたり法令、協定等を遵守し、地域との協調を保ち問題が生じないように注意を払うとともに、万一問題が生じた場合には、速やかに

監督員に報告し、その指示を受けるものとする。

2. 37 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を特記仕様書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種調達不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

第 3 章 安全等の確保

3. 1 工事中の安全確保

- (1) 受注者は、工事及び交通等の安全に関する諸法令通達等を遵守し、常に交通安全確保をはじめとする工事の安全に留意し、災害の防止を図らなければならない。また、そのために必要な教育や資質の確認を不断に行わなければならない。
- (2) 受注者は、工事の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、若しくは第三者に危害を及ぼす事故が発生した場合又はそれらの徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、速やかに監督員に報告しなければならない。
- (3) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。
- (4) 受注者は、工事の期間中、安全巡視を行い、現場及びその周辺の監視並びに関係者との連絡を行い、安全を確保しなければならない。
- (5) 受注者は、安全を確保するために必要に応じて計画・実施する具体的な計画を作成し、施工計画書に記載すること。
- (6) 受注者は、工事で使用する車両には、ドライブレコーダーを装備すること。
- (7) 受注者は、始業前点呼を行ない、作業員の体調確認（顔色、眠気の有無、応答の声の調子等の確認）を行い作業に支障をきたすおそれがある者は作業させないこと。また、特に車の運転業務に携わる者については、法令に則り酒気帯びの有無等を適切に確認すること。

3. 2 中間貯蔵施設区域における作業

- (1) 中間貯蔵施設区域においては、水道、電気、ガス等のインフラが利用不可能な場合もあることから、作業の実施に際しては、必要な設備の準備を行うこと。
- (2) 中間貯蔵施設区域においては、救急車、消防車その他緊急車両等の立入りが制限される場合もあるため、事故や火災等の防止に努めるほか、緊急の事態に対応できるよう、必要な準備を行うこと。

3. 3 電離放射線管理に関する事項

(1) 受注者は、工事の実施にあたり次の規則及びガイドラインを遵守すること。

①規則

- イ. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成23年厚生労働省令第152号）
- ロ. 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）

②ガイドライン

- イ. 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成23年12月22日付け基発1222第6号）
- ロ. 特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成24年6月15日付け基発0615第6号）
- ハ. 事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（平成25年4月12日付け基発0412第2号）

(2) 受注者は、上記 3.3 (1) ①イ、ロの放射線業務に関する以下の書類を提出すること。

①1日あたりの個人被ばく線量（ポケット線量計測定値）

日々の個人被ばく線量を毎日の作業終了後提出すること。またその線量の1か月間の集計値を提出すること。

②一定期間の個人被ばく線量（ガラスバッジ、ポケット線量計等による評価値）

1か月間、四半期間及び1年間の個人被ばく線量について、集計後速やかに提出すること。

③放射線業務従事者を「除染等業務従事者線量登録管理制度」に登録するために必要な書類

氏名、被ばく歴、生年月日、特殊健康診断実施期日（法令上必要な場合）、特別教育実施期日等を記載した書類を、指定日までに提出すること。

④中央登録センターへの定期線量登録及び記録の引き渡しに必要な書類

定期線量登録に必要な氏名、中央登録番号、生年月日、四半期被ばく線量等を記載した所定の様式を四半期ごとに、線量等の引き渡しに必要な作業期間中の被ばく線量等を記載した書類及び特殊健康診断結果の写しを提出すること。

3. 4 臨機の措置等

(1) 受注者は、災害防止等のため必要があると認めた場合は、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

(2) 監督員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事の品質の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められる場合は、受注者に対して臨機の措置を指示するこ

とができるものとする。

3. 5 中間貯蔵施設区域からの退域

- (1) 退域時は、従事者及び業務車両の汚染検査（スクリーニング）を行い、異常のないことを確認し、スクリーニング結果を監督員へ報告すること。
- (2) スクリーニングは、表面汚染密度を測定できる GM 式サーベイメータを用いて行うこと。
- (3) スクリーニングの結果、汚染が確認された場合は直ちに監督員へ連絡しその指示に従うこと。

3. 6 作業災害の防止

受注者は、作業中常に完全な安全装備（保護衣・保護具等）を常備し、これを必要とする作業には、必ず作業員に着用させるものとする。

3. 7 盗難及び災害の防止

- (1) 受注者は、工事の実施にあたり支給品を含む材料、機器、機材、設備等の盗難及び災害防止のための管理を行うとともに、機器、設備等に損傷を与えるおそれがある場合は、安全処置を適切に行うものとする。また、その他発注者が指示する措置を適切に行うものとする。
- (2) 受注者は、工事の実施にあたり発注者が貸与する材料、機器、機材、設備等の善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

3. 8 事故・災害発生時の措置

万一事故・災害が発生した場合には、発見者は自ら、あるいは現場責任者等を通じて、直ちに監督員に通報連絡を行うとともに、速やかに初期活動（人命救助を含む）を行うこと。ただし、自らの安全確保を最優先とすること。

3. 9 事故報告書

受注者は、工事の施工中（通勤途上を含む。）に事故（交通事故を含む。）が発生した場合には、あらかじめ施工計画書に記載したとおり直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示するところにより、事故の発生日時、場所、内容、原因、再発防止策等を記載した事故発生報告書を提出しなければならない。

第4章 補則

4. 1 補則

この仕様書の記載事項の解釈に疑義を生じ、又は見解を異にする場合、もしくは定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の間で協議して決定するものとする。

以上

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約職取締役 永野 直樹 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和7年3月4日付けで公告のありました通信不感対策設備撤去工事(令和7年度)に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、発注説明書4の競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 環境省の令和05・06年度の業務区分「電気設備工事、等級A、競争参加地域：東北」の資格審査結果通知書の写し。
2. 受注等実績表（様式1）

注)添付資料等は、競争参加資格確認申請書に添付し、1つのPDFにまとめる。

担当者等連絡先(※本事項の記載により代表印省略可)
部 署 名:
責任者名:
担当者名:
T E L:
F A X:
E-mail :

※(参考までにお知らせください) 適格請求書(インボイス)発行事業者登録番号[有] (T)
(登録済の場合はTで始まる登録番号を記載) [無]
(無しの場合は[有]に取り消し線を記載)

(凡例)

受注等実績表

年度	件名	業務期間	契約先 (元請等)	契約金額 (千円)
<u>R2</u>	〇〇会館電気設備工事	2.8.1～ 3.3.31	〇〇町 (元請)	xx, xxx
R02	〇〇小学校電気設備工事	3.6.10～ 5.3.31	福島市 (下請)	xx, xxx
R02	〇〇工業本社ビル電気通信設備工 事	5.4.1～ 6.3.31	〇〇工業(株) (元請)	xx, xxx

受注等実績表（電気設備工事又は電気通信設備工事の業務実績：1 件以上）

年度	件名	業務期間	契約先 (元請等)	契約金額 (千円)

令和 2 年度以降の実績※を各 1 件以上有するものであることを証明するものとして、契約書の写し等（確認部分の抜粋）を添付すること。（最大 3 件）

なお、上記契約書の写し等で、実績を確認できない場合は、仕様書等の実績が確認できる部分の写しを添付すること。

※業務実績は完了したものに限るが、令和 6 年度業務は、完了予定のものでもよい。

積 算 参 考 資 料

工事名:通信不感対策設備撤去工事(令和7年度)

この資料は、入札参加者の適切かつ迅速な見積りに資するための資料であり、委託契約書第2条にいう仕様書ではない。

なお、この資料の有効期限は、この業務の入札日までとする。また、この資料に関する質問は受け付けない。

項目	規格	単位	数量
1. 直接人件費	＜福島県＞		
現場代理人(兼主任技術者)	土木一般世話役	人日	133
電気通信技術者	電気通信技術者	人日	133
電気通信技術員	電気通信技術員	人日	133
電工	電工	人日	133
普通作業員	普通作業員	人日	266
高所作業車運転手	運転手(特殊)	人日	266
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	118
特殊勤務手当	帰還困難区域 4時間以上	人日	1,100
2. 直接経費			
車両 高所作業車	トラック架装・伸縮アーム・バスケット型	式	1
車両 トラック(クレーン)	トラック・クレーン装置付き	式	1
車両 建柱車	トラック式アースオーガ	式	1
バックホウ等	バックホウ、コンクリートカッター	式	1
3. 保護具、処分費			
保護具費用・処分費	マスク、綿手袋	式	1
産業廃棄物運搬・処分費	コンクリート殻、廃プラ	式	1
4. 安全対策費			
測定器損料(GM・PD・GB)	—	式	1
5. その他			
有価物等売却費	電線、鉄、非鉄スクラップ	式	1

積算基準:土木工事積算基準(電気通信編)